

元水漁第 1 0 8 7 号

令和元年 1 2 月 4 日

水産政策審議会

会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 江藤 拓

漁業法施行規則及び指定漁業の許可及び取締り等に関する  
省令の一部を改正する省令等について(諮問第 3 2 4 号)

別紙のとおり、漁業法施行規則(昭和 2 5 年農林省令第 1 6 号)の全部を改正する省令、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 3 8 年農林省令第 5 号)の一部を改正する省令並びに漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を定めたいので、漁業法(昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号)第 3 6 条第 3 項、第 5 7 条第 3 項及び第 1 1 9 条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、漁業法施行規則（昭和二十五年農林省令第十六号）の全部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

### 漁業法施行規則

#### 目次

- 第一章 水産資源の保存及び管理（第一条―第二十条）
- 第二章 漁業権及び沿岸漁場管理（第二十一条―第三十三条）
- 第三章 漁業調整に関するその他の措置（第三十四条―第四十二条）
- 第四章 漁業調整委員会等（第四十三条―第四十八条）
- 第五章 土地及び土地の定着物の使用（第四十九条―第五十六条）

第六章 内水面漁業（第五十七条―第五十九条）

第七章 雑則（第六十条―第六十三条）

附則

第一章 水産資源の保存及び管理

（漁獲努力量の指標）

第一条 漁業法（以下「法」という。）第七条第三項の農林水産省令で定める指標は、操業日数、操業時間、船舶の隻数、漁具の数、漁具の大きさ又は漁具の使用回数とする。

（農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更）

第二条 法第十六条第五項において読み替えて準用する同条第三項の農林水産省令で定める軽微な変更は、他の都道府県知事が定める知事管理漁獲可能量の増減を伴う変更以外の変更とする。

（漁獲割当割合の設定の申請）

第三条 法第十七条第一項の規定による申請は、当該特定水産資源の採捕に使用しようとする船舶等ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 特定水産資源及びその漁獲割当管理区分
  - 三 希望する漁獲割当割合
  - 四 使用する船舶等の概要
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 個人にあつては、次に掲げる書類
  - イ 住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名及び生年月日を証する書類
  - ロ 最近の財産状態を明らかにする書類
- 二 法人にあつては、次に掲げる書類
- イ 定款
  - ロ 登記事項証明書
  - ハ 最近の貸借対照表、損益計算書及び財産目録
- 三 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）による漁船の登録の謄本

四 申請者が法第十八条第一項第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

五 申請者が法第三十六条第一項、第五十七条第一項又は第百十九条第一項の許可を受けている場合にあっては、これらの許可に係る許可証の写し

六 法第三十八条（法第五十八条において準用する場合を含む。）の認可を受けている場合にあっては、当該認可を受けたことを証する書面

七 法第六十九条第一項の免許を受けている場合にあっては、当該免許を受けたことを証する書面

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項に掲げる書類のほか、漁獲割当割合の設定に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の申請書の提出期間その他申請手続について必要な事項を公示するものとする。

（漁獲割当割合の有効期間）

第四条 法第十七条第二項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。ただし、農林水産大臣又は都道府県知事は、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認める漁獲

割当割合については、その有効期間を短縮することができる。

（漁獲割当割合の設定の基準を定める際の勘案事項）

第五条 法第十七条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 船舶の総数又は総トン数
- 二 採捕する者の数、その採捕の実態又は将来の見通し
- 三 漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数

（年次漁獲割当量の設定）

第六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める日までに、年次漁獲割当量を設定する。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、法第十九条第四項の年次漁獲割当量設定者の同意を得ようとするときは、当該年次漁獲割当量設定者に対し、書面を提示することその他の適切な方法により同項に規定する電磁的方法の種類及び内容について示すものとする。

（漁獲割当管理原簿の記録事項）

第七条 漁業法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 管理区分

二 管理年度

三 漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者の氏名（法人にあつては、その名称）

四 法第三十六条第一項、第五十七条第一項又は第百十九条第一項の許可を受けている場合にあつては、

これらの許可に係る許可番号、漁船登録番号及び船舶の名称

五 法第十七条第一項の規定により設定した漁獲割当割合及びその有効期間

六 法第十九条第一項の規定により設定した年次漁獲割当量

七 法第二十一条第一項又は第二十二条第一項の規定による漁獲割当割合又は年次漁獲割当量の移転の状

況

八 法第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定による漁獲割当割合又は年次漁獲割当量の承継の状

況

九 法第二十三条第一項又は第二項の規定による漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の取消しの状況

十 法第二十八条又は第二十九条第一項の規定による年次漁獲割当量の控除又は漁獲割当割合の削減の状況

2 令第四条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(電磁的記録)

第八条 法第二十条第四項の農林水産省令で定める記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(漁獲割当割合の移転ができる場合)

第九条 法第二十一条第一項の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 複数の船舶等について漁獲割当割合の設定を受けている場合であつて、当該船舶等の間で漁獲割当割合の移転をする場合

二 漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を使用することを廃止し、当該漁獲割当割合設定者の使用する他の船舶等に当該漁獲割当割合の移転をする場合

三 漁獲割当割合の設定を受けた船舶等が滅失し、又は沈没したため、当該漁獲割当割合設定者の使用する他の船舶等に当該漁獲割当割合の移転をする場合

四 漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を借り受け、又はその返還を受けることにより当該船舶等を使用する権利を取得する者に当該漁獲割当割合を譲り渡す場合

(漁獲割当割合の移転の認可の申請)

第十条 法第二十一条第一項の規定による漁獲割当割合の移転を受けようとする者は、漁獲割当割合の設定を受ける船舶等ごとに、農林水産大臣又は都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の申請は、漁獲割当割合の移転をしようとする者と共同して行うものとする。

3 第三条の規定は、第一項の認可の申請について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「特定水産資源」とあるのは、「移転に係る特定水産資源」と読み替えるものとする。

(漁獲割当割合の移転の認可をしてはならない場合)

第十一条 法第二十一条第二項の農林水産省令で定める場合は、法第十七条第四項の規定により漁獲割当割合の設定を有資格者に限る場合において、有資格者でない者に移転をする場合とする。

(漁獲割当割合設定者の地位の承継の届出)

第十二条 法第二十一条第三項の規定により漁獲割当割合設定者の地位を承継した者は、同条第四項の規定によりその旨を届け出るときは、その事実を証する書面を添付しなければならない。

(年次漁獲割当量の移転の認可の申請)

第十三条 第十条の規定は、法第二十二条第一項の規定による年次漁獲割当量の移転の認可の申請について準用する。

(年次漁獲割当量の移転の認可をしてはならない場合)

第十四条 法第二十二条第二項第三号の農林水産省令で定める場合は、当該管理年度において法第二十五条第二項に違反して特定水産資源の採捕をした者に対して移転をしようとする場合とする。

(年次漁獲割当量設定者の地位の承継の届出)

第十五条 第十二条の規定は、法第二十二条第四項の規定による年次漁獲割当量設定者の地位の承継の届出について準用する。

(漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告)

第十六条 法第二十六条第一項の農林水産省令で定める期間は、採捕した特定水産資源ごとに陸揚げした日から三日以内とする。ただし、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認めるものについては、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とする。

2 法第二十六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 採捕した特定水産資源

三 漁獲割当管理区分

四 設定を受けた年次漁獲割当量

五 特定水産資源ごとの漁獲量

六 採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日

七 その他参考となるべき事項

3 法第二十六条第一項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計

算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、書面により行うことができる。

4 法第二十六条第二項の規定による報告は、第二項に掲げる事項のうち農林水産大臣が別に定めるものについて前項に定める方法により行うものとする。

(年次漁獲割当量の控除の方法)

第十七条 法第二十八条の規定により年次漁獲割当量から控除することができる数量は、当該年次漁獲割当量設定者が設定を受けた年次漁獲割当量を超えて採捕した部分の数量に、管理区分ごとに資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める係数を乗じて算出するものとする。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、法第二十八条の規定による年次漁獲割当量の控除をしたときは、遅滞なく、その内容を当該漁獲割当割合設定者に通知するものとする。

(漁獲割当割合の削減)

第十八条 法第二十九条第一項の規定による漁獲割当割合を減ずる処分は、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案して資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める基準に基づき行うものとする。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、法第二十九条第一項の規定により漁獲割当割合を減ずる処分をしたときは、遅滞なく、その内容を当該漁獲割当割合設定者に通知するものとする。

(非漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告)

第十九条 法第三十条第一項の農林水産省令で定める期間は、採捕した特定水産資源ごとに陸揚げした日からその属する月の翌月の十日までの間とする。ただし、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認められるものについては、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とする。

2 法第三十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 報告者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 管理区分

三 採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日

四 その他参考となるべき事項

3 第十六条第三項の規定は法第三十条第一項の規定による報告について、第十六条第四項の規定は法第三十条第二項の規定による報告について、それぞれ準用する。

(漁獲量等の公表)

第二十条 法第三十一条の農林水産省令で定める事項は、大臣管理区分又は知事管理区分に係る大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量に対する当該管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量の割合とする。

2 法第三十一条の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第二章 漁業権及び沿岸漁場管理

(保全活動の内容)

第二十一条 法第六十条第八項の農林水産省令で定める活動は、次の各号のいずれかに掲げる活動であつて、漁業生産力の発展に資するものとする。

一 赤潮の発生状況の監視、水底の底質の調査その他の漁場の状況に関する調査

- 二 漂流物の除去、有害動植物の駆除その他の漁業の対象となる水産動植物の生育に資する活動
- 三 種苗の放流その他の漁業の対象となる水産動植物の増殖
- 四 漁業関係法令に違反する行為を抑止するために必要な活動

(都道府県知事による意見の聴取)

第二十二条 都道府県知事は、法第六十四条第一項（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により意見を聴こうとするときは、あらかじめ、意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に関し必要な事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

2 法第六十四条第一項の利害関係人として意見を述べようとする者は、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

(海区漁業調整委員会による意見の聴取)

第二十三条 法第六十四条第五項（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の公聴会に出席して意見を述べようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を

海区漁業調整委員会に申し出なければならない。

2 海区漁業調整委員会の会長は、前項の規定による申出をした者が多数あることにより、公聴会の期日において、これらの者の全てに意見を述べさせることができないと認めるときは、意見を述べることができない者の数を制限することができる。この場合において、海区漁業調整委員会の会長は、多様な趣旨の意見を聴取することを旨として、公聴会において意見を述べることができる者を定めるものとする。

3 海区漁業調整委員会の会長は、前項の規定による制限によつて公聴会において意見を述べることができないこととなる者に対して、その旨を通知しなければならない。

(海区漁場計画等を作成したときの公表事項)

第二十四条 法第六十四条第六項（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第六十四条第四項の規定により聴いた海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

二 漁場図

三 その他参考となるべき事項

(漁業の免許の申請)

第二十五条 法第六十九条第一項の漁業の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 申請に係る漁業権の内容
  - 三 その他参考となるべき事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 申請者が個人である場合には、住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名及び生年月日を証する書類
  - 二 申請者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書
  - 三 事業計画書
  - 四 法第七十二条第一項第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
  - 五 法第七十二条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

六 申請者が漁業協同組合又は漁業協同組合連合会である場合には、漁業権の得喪又は変更を議決した総会（総会の部会及び総代会を含む。）の議事録の抄本

七 その他都道府県知事が必要と認める書類

（漁業生産力を発展させるための計画）

第二十六条 団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（第三項において「漁業協同組合等」という。）は、法第七十四条第二項の計画（以下単に「計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画の名称

二 計画の目標

三 漁業生産力を発展させるための方法

四 計画の実施予定期間

五 前各号に掲げるもののほか、漁業生産力を発展させるために必要な事項

3 漁業協同組合等は、一年に一回以上、計画に記載された事項について点検を行い、その結果を記載した報告書を都道府県知事に提出するものとする。

(存続期間を十年とする区画漁業権)

第二十七条 法第七十五条第一項の農林水産省令で定める区画漁業権は、次に掲げる養殖業(第二号及び第三号に掲げるものにあつては、法第六十条第五項第二号に規定する海面におけるものに限る。)を内容とするものとする。

一 真珠養殖業

二 築堤式養殖業

三 網仕切り式養殖業

(資源管理の状況等の報告)

第二十八条 法第九十条第一項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第九十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業権の種類及び免許番号
  - 二 報告の対象となる期間
  - 三 資源管理に関する取組の実施状況
  - 四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
  - 五 団体漁業権にあつては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
  - 六 その他必要な事項
- 3 法第九十条第二項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、一年に一回以上行うものとする。

(裁定の申請の公示)

第二十九条 法第百条第二項の規定による公示は、次に掲げる事項についてしなければならない。

- 一 裁定の申請人及び相手方の氏名又は名称及び住所
- 二 漁業権の種類及び免許番号
- 三 入漁権の変更又は消滅に係る場合にあつては入漁登録番号

#### 四 申請の内容

五 その他参考となるべき事項

#### (裁定の公示)

第三十条 法第百条第七項の規定による公示は、同条第六項各号に掲げる事項及び前条第一号から第三号までに掲げる事項についてしなければならない。

#### (沿岸漁場管理規程の規定事項)

第三十一条 法第百十一条第二項第九号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保全活動に要する費用の収納及び管理に関する事項
- 二 その他参考となるべき事項

#### (沿岸漁場管理規程の認可に係る公示事項)

第三十二条 法第百十一条第六項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 沿岸漁場管理団体の名称、住所及び連絡先
- 二 法第百十一条第一項又は第三項の規定による認可をした沿岸漁場管理規程

三 その他参考となるべき事項

(保全活動の実施状況の報告等)

第三十三条 法第百十二条第二項及び第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 報告の対象となる期間

二 保全活動の内容

三 活動を行った日数及び人数その他の保全活動の実施状況

四 保全活動の収支状況

五 その他必要な事項

2 法第百十二条第二項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

第三章 漁業調整に関するその他の措置

(試験研究等の場合の適用除外)

第三十四条 法に基づく農林水産省令の規定であつて法第百十九条第二項各号に掲げる事項に関するものは

、試験研究、教育実習その他特別の事由により農林水産大臣の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

(協定の認定申請手続等)

第三十五条 法第二百二十四条第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 協定の概要
  - 三 その他参考となるべき事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 協定
  - 二 協定に参加している者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した書類
  - 三 その他農林水産大臣又は都道府県知事が必要と認める書類

3 前二項の規定は、令第九条第一項の認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「協定の概要」とあるのは、「変更の内容」と読み替えるものとする。

4 令第九条第一項の規定による認定協定の変更の認定の申請又は同条第五項の規定による認定協定の廃止の届出をしようとするときは、当該申請又は届出に係る認定協定の変更又は廃止が当該認定協定に定められた次条第二号に掲げる手続に従って行われたことを証する書面を添付しなければならない。

5 令第九条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 協定に参加している者の変更

二 協定の実施に支障を及ぼさない体制の変更

6 令第九条第二項の軽微な変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してするものとする。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 変更の内容及び理由

三 変更の年月日

（協定において定める事項）

第三十六条 法第二百二十四条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 協定成立後に協定に参加し、又は協定から脱退する者に関する事項

二 協定を変更し、又は廃止する場合の手續

三 法第二百二十六条第一項の規定によりあつせんをすべきことを求める場合の手續

(協定の認定の基準)

第三十七条 法第二百二十五条第一項第六号の農林水産省令で定める基準は、法第二百二十四条第二項第四号及び第五号に掲げる事項の内容が、協定に参加している者に過重な負担を課するものでないこととする。

(協定への参加のあつせんの求め)

第三十八条 法第二百二十六条第一項の規定によるあつせんの求めは、認定協定に参加している者が、次に掲げる書面を提出してしなければならない。

一 認定協定への参加を求める相手方の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに採捕の状況を記載した書面

二 当該相手方との交渉の経緯及びあつせんを求める理由を記載した書面

三 当該求めが認定協定に定められた第三十六条第三号に掲げる手続に従って行われたことを証する書面  
(必要な措置の求め)

第三十九条 法第二百二十六条第三項の農林水産省令で定める割合は、三分の二とする。

2 法第二百二十六条第三項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 認定協定に参加している者の数が、当該認定協定に係る漁業を営む者の全ての数の三分の二を超えていること。

二 認定協定に参加している者による当該認定協定に係る水産資源の漁獲量又は漁獲努力量が、当該認定協定に係る漁業を営む者の全ての当該認定協定に係る漁獲量又は漁獲努力量の三分の二を超えていること。

三 認定協定が相当期間継続していること。

四 認定協定に参加している者が認定協定の目的を達成するために自主的な努力を十分行っていること。

3 法第二百二十六条第三項の規定による必要な措置の求めは、認定協定に参加している者が、次に掲げる書面を提出してしなければならない。

一 講ずべきことを求める措置の内容及び当該措置を求める理由を記載した書面

二 法第二百二十六条第三項の基準に該当していることを証する書面

三 当該求めについて認定協定に参加している者の全ての合意のあったことを証する書面

(漁業監督公務員の証票の様式)

第四十条 法第二百二十八条第四項に規定する証票の様式は、別記第一のとおりとする。

(特定水産動植物)

第四十一条 法第三百三十二条第一項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。

一 うなぎの稚魚(全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。)

二 あわび

三 なまこ

(特定水産動植物の採捕の禁止に関する適用除外)

第四十二条 法第三百三十二条第二項第四号の農林水産省令で定める場合は、試験研究又は教育実習のため特

定水産動植物を採捕することについて農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けた者が、当該特定水産

動植物を採捕する場合とする。

2 前項の許可は、都道府県知事が管轄する水面において採捕する場合にあっては都道府県知事、それ以外の場合にあっては農林水産大臣がするものとする。

3 第一項の許可を受けようとする者は、農林水産大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならぬ。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

5 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、特定水産動植物の生育及び漁業活動への影響を軽減するため必要があると認めるときは、その許可に条件を付けることができる。

6 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

7 第一項の許可を受けた者は、前項の許可証（以下単に「許可証」という。）を亡失し、又は許可証が滅失したときは、農林水産大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証の再交付を受けることができる。

8 第一項の許可を受けた者は、特定水産動植物の採捕をするときは、許可証を携帯し、国又は地方公共団

体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

9 第一項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、許可証（第二号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を、農林水産大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。

一 第四項の規定により定められた有効期間が満了したとき。

二 第七項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

三 第十一項の規定により許可が取り消されたとき。

10 第一項の許可を受けた者は、第四項の規定により定められた許可の有効期間が満了したときは、その日から起算して三十日を経過する日までに、その許可に係る採捕の結果を農林水産大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

11 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の許可を受けた者が漁業関係法令又は漁業関係法令に基づく処分に違反した場合において、当該特定水産動植物の生育又は漁業活動への影響を軽減するため必要があると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

12 前各項に定めるもののほか、第一項の許可の手續その他この条の規定の実施に関し必要な事項は、農林水産大臣が定める。

#### 第四章 漁業調整委員会等

##### (委員の任命)

第四十三条 法第三百三十八条第五項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 漁業の種類

二 操業区域

三 住所又は事業場を有する地区

(委員の推薦の求め及び募集の方法等)

第四十四条 法第三百三十九条第一項の規定による推薦をし、又は同項の規定による募集に応募しようとする者は、次に掲げる事項(同項の規定による募集に応募しようとする場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項を除く。)を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一 推薦をする者が個人である場合にあつては、その者の氏名、住所、職業、年齢及び性別

二 推薦をする者が法人又は団体である場合にあっては、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

三 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況

四 推薦を受ける者又は応募する者が、法第百三十八条第五項の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別  
五 推薦又は応募の理由

六 その他都道府県知事が必要と認める事項

第四十五条 法第百三十九条第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによりしなければならない。

一 法第百三十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間中 前条各号に掲げる事項（同条第一号及び第三号に規定する住所を除く。）及び次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該推薦の求め及び募集の期間の中間において公表すること。

イ 推薦を受けた者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

ロ 応募した者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

二 法第三百三十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間の終了後 前号に規定する事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該期間の終了後遅滞なく公表すること。

第四十六条 前二条に定めるもののほか、推薦の求め及び募集の期間、第四十四条の書類の提出方法その他法第三百三十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集に関し必要な事項は、都道府県知事が定めるものとする。

2 前項の推薦の求め及び募集の期間は、おおむね一月としなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する事項を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(議事録)

第四十七条 法第四百四十五条第四項(法第七十三条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による議事録の公表は、会議の終了後、遅滞なく行わなければならない。

2 法第四百四十五条第四項の規定による議事録の公表の期間は、当該公表の日から三年間とする。

(交付金の交付決定の基礎となる海区の数等)

第四十八条 法第五十九条第二項の海区の数は、当該交付金を交付する年度の前年度の三月一日現在における法第三百六条第一項の海区の数によるものとする。

2 法第五十九条第二項の海面において漁業を営む者の数は、直近に公表された漁業センサス規則（昭和三十八年農林省令第三十九号）第一条の調査による漁業経営体中の経営体階層別経営体数の沿岸漁業層の計及び湖沼漁業の部の湖沼漁業の基本構成中の経営体数（法第六十条第五項第二号の規定により海面に準ずる湖沼として農林水産大臣が定めた水面に係るものに限る。）を合計したものによるものとする。

3 法第五十九条第二項の海岸線の長さは、国土交通省において作成する海岸統計における全国海岸概況調中の海岸線延長の合計であつて直近に公表されたものによるものとする。

## 第五章 土地及び土地の定着物の使用

### （土地の使用等の許可手続）

第四十九条 法第六十一条の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地の図面を添付して、都道府県知事に申請しなければならない。

一 当該申請に係る土地、立木竹又は土石につき所有権その他の権利を有する者の氏名又は名称及び住所

並びに使用の目的及び期間

二 土地を使用する場合にあつてはその所在、地番、地目及び面積、立木竹又は土石の除去を制限する場合にあつてはその種類及び所在地

三 その他参考となるべき事項

第五十条 法第六十二条の規定による許可を受けようとする者は、土地の所在、地番、地目、面積及び現況、当該土地につき所有権その他の権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに使用の目的及び期間を記載した申請書に、当該土地の図面を添付して、都道府県知事に申請しなければならない。

第五十一条 法第六十三条の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地の図面を添付して、都道府県知事に申請しなければならない。

一 当該申請に係る土地、木竹又はその他の障害物につき所有権その他の権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに立入り、伐採又は除去の目的及び期間

二 土地の立入りにあつてはその所在、地番、地目及び面積、木竹の伐採又はその他の障害物の除去にあつてはその種類及び所在地

三 その他参考となるべき事項

(使用権の設定等に関する手続)

第五十二条 法第六十五条第一項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該土地の図面を添付して、都道府県知事に申請しなければならない。

一 当該申請に係る土地又は土地の定着物につき所有権その他の権利を有する者の氏名又は名称及び住所

二 当該土地の所在、地番、地目及び面積又は土地の定着物の所在、種類及び数量並びに土地又は土地の定着物の利用状況

三 使用権の対価並びにその支払の方法及び時期

四 当該土地又は土地の定着物の引渡の時期

五 使用開始の時期

六 使用権の存続期間

七 その他参考となるべき事項

第五十三条 法第六十五条第四項の規定による許可を受けようとする者は、当該土地の形質を変更し、又

は当該定着物に損壊し、若しくは収去することによらなければ、当該土地又は土地の定着物の使用の目的たる漁業に支障を及ぼすおそれがある事由を明らかにして、都道府県知事に申請しなければならない。

第五十四条 前五条の規定により提出する書類は、当該申請に係る土地若しくは土地の定着物又は木竹、土石その他の障害物の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第五十五条 法第六十六条第一項の規定による裁定を申請しようとする者は、法第六十五条第一項の協議が調わず、又は協議をすることができない事由を記載した申請書に、第五十二条各号に掲げる事項を記載した書面及び当該土地に関する図面を添付し、当該土地又は土地の定着物の所在する市町村に沿う海区に設置された海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

第五十六条 法第六十七条第一項の規定による裁定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該土地又は土地の定着物の所在する市町村に沿う海区に設置された海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

- 一 当該土地又は土地の定着物につき所有権その他の権利を有する者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該土地の所在、地番、地目及び面積又は土地の定着物の所在、種類及び数量

三 変更又は解除の事由

四 変更の内容及び時期又は解除の時期及び条件

五 その他参考となるべき事項

## 第六章 内水面漁業

(遊漁規則に規定すべき事項)

第五十七条 法第七十条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 漁場監視員に関する事項

二 違反者に対する措置に関する事項

(遊漁規則の認可に係る公示事項)

第五十八条 法第七十条第七項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 漁業権者の名称及び住所

二 漁業権の免許番号

三 法第七十条第一項の認可に係る公示の場合にあっては同条第二項各号に掲げる事項、同条第三項の

認可に係る公示の場合にあつては当該認可に係る変更の内容

四 遊漁規則（法第七十条第三項の認可に係る公示の場合にあつては、変更後の遊漁規則）の施行の日（交付金の交付決定の基礎となる内水面組合の組合員の数等）

第五十九条 法第七十三条において読み替えて準用する法第五十九条第二項の内水面組合の組合員の数は、第四十八条第二項に規定する調査による内水面漁業地域の部の組合員中の正・准別組合員数の計によるものとする。

2 法第七十三条において読み替えて準用する法第五十九条第二項の河川の延長は、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）が適用され、又は準用される河川の延長を合計したものによるものとする。

## 第七章 雑則

（漁業取締りに係る体制の整備）

第六十条 農林水産大臣は、漁業監督官が法第二百二十八条第一項の事務を円滑に実施することができるよう、漁業取締本部その他必要な体制の整備を行い、水産庁長官に当該事務等に従事する職員を指揮させることにより、漁業取締りの効果を最大限に發揮させるとともに、漁業取締りに関する国民の理解の増進を図

るものとする。

(身分証票の様式)

第六十一条 法第七十六条第三項に規定する証票の様式は、別記第二のとおりとする。

(提出書類の経由機関)

第六十二条 法第八十六条の規定により都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない申請書その他の書類は、別に農林水産省令で定める場合を除くほか、当該書類の提出者の住所地（共同してする申請又は届出に係る書類については、代表者の住所地）を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。この場合において、漁業根拠地（漁業を営む者がその営む漁業に使用する船舶により行う当該漁業の操業を管理する事務所の所在地をいい、二以上ある場合にあっては、主たる漁業根拠地をいう。）を管轄する都道府県知事を経由して当該書類を提出することが当該提出者の利便に資するときは、当該都道府県知事を経由して当該書類を提出することができる。

2 法第八十六条ただし書の農林水産省令で定める書類は、別に農林水産省令で定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十二條第一項の規定による年次漁獲割当量の移転の認可の申請に係る書類
- 二 法第二十二條第四項の規定による年次漁獲割当量設定者の地位の承継の届出に係る書類
- 三 法第二十六條第一項又は第三十條第一項の規定による漁獲量等の報告に係る書類
- 四 法第二百二十四條第一項の規定による協定の認定又は令第九条第一項の規定による認定協定の変更の認定の申請に係る書類
- 五 令第九条第二項の規定による認定協定の軽微な変更の届出に係る書類
- 六 令第九条第五項の規定による認定協定の廃止の届出に係る書類
- 七 法第二百二十六條第一項の規定によるあっせん求めに係る書類
- 八 法第二百二十六條第三項の求めに係る書類

(添付書類の省略)

第六十三條 法又はこれに基づく命令の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の

添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、農林水産大臣又は都道府県知事は、特に必要がないと認めるときは、法又はこれに基づく命令の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日（令和二年 月 日）から施行する。

### (特定水産動植物に関する経過措置)

第二条 第四十一条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。

### (漁業監督官等の証票に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にこの省令による改正前の漁業法施行規則別記第一及び別記第二により交付され

た証票は、この省令による改正後の漁業法施行規則別記第一及び別記第二により交付された証票とみなす。

別記第一（第四十条関係）

（表面）

漁業監督官（漁業監督吏員）の証票

第 号 年 月 日交付

官 職

農林水産大臣印又は  
都道府県知事印  
生氏  
年 月 日 名

写 真

(裏面)

漁業法(抄)

第二百二十八条 農林水産大臣又は都道府県知事は、所部の職員の中から漁業監督官又は漁業監督吏員を命じ、漁業に関する法令の施行に関する事務をつかさどらせる。

2 漁業監督官の資格について必要な事項は、政令で定める。

3 漁業監督官又は漁業監督吏員は、必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫その他の場所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

4 漁業監督官又は漁業監督吏員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを提示しなければならない。

5 漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所属する官公署の長がその者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議をして指名したものは、漁業に関する罪に関し、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察員として職務を行う。

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第二百二十八条第三項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五 七 (略)

備考 用紙の大きさは、縦八十五ミリメートル、横六十ミリメートルとする。

別記第二（第六十一条関係）

（表面）

漁業法第七十六條の規定により検査等をする職員の証票

第 号 年 月 日交付

官 職

農林水産大臣印又は  
都道府県知事印  
生 氏  
年

月 日 名

写 真

(裏面)

漁業法(抄)

第七十六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に関して必要な報告を徴し、又は当該職員をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するため必要があると認めるときは、当該職員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。

3 前二項の規定により当該職員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを提示しなければならない。

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

六 第七十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第七十六条第二項の規定による当該職員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者

備考 用紙の大きさは、縦八十五ミリメートル、横六十ミリメートルとする。

○農林水産省令第 号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行に伴い、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

漁業の許可及び取締り等に関する省令

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 大臣許可漁業

第一節 通則（第二条―第二十六条）

第二節 沖合底びき網漁業（第二十七条）

第三節 以西底びき網漁業（第二十八条）

第四節 遠洋底びき網漁業（第二十九条・第三十条）

第五節 東シナ海はえ縄漁業（第三十一条）

第六節 大西洋等はえ縄等漁業（第三十二条）

第七節 太平洋底刺し網等漁業（第三十三条）

第八節 大中型まき網漁業（第三十四条―第四十三条）

第九節 基地式捕鯨業（第四十四条―第四十六条）

第十節 母船式捕鯨業（第四十七条―第五十条）

第十一節 かじき等流し網漁業（第五十一条―第五十四条）

第十二節 東シナ海等かじき等流し網漁業（第五十五条）

第十三節 かつお・まぐろ漁業（第五十六条―第六十三条）

第十四節 中型さけ・ます流し網漁業（第六十四条―第六十六条）

第十五節 日本海べにずわいがに漁業（第六十七条―第六十九条）

第三章 知事許可漁業

第一節 総則（第七十条・第七十一条）

第二節 小型機船底びき網漁業（第七十二条―第七十五条）

第三節 小型さけ・ます流し網漁業（第七十六条）

第四章 届出漁業（第七十七条―第八十二条）

第五章 漁業調整に関するその他の措置（第八十三条―第一百二条）

改正前

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 指定漁業の許可及び起業の認可（第四条―第十四条）

第三章 指定漁業の制限及び取締り等

第一節 通則（第十五条―第二十八条の二）

第二節 沖合底びき網漁業（第二十九条）

第三節 以西底びき網漁業（第三十条）

第四節 遠洋底びき網漁業（第三十一条の二・第三十一条）

第五節 大中型まき網漁業（第三十一条の二―第三十三条の二）

第六節 大型捕鯨業（第三十四条―第四十条）

第七節 小型捕鯨業（第四十一条―第四十五条）

第八節 母船式捕鯨業（第四十六条―第五十五条）

第九節 遠洋かつお・まぐろ漁業（第五十六条―第六十条の三）

第十節 近海かつお・まぐろ漁業（第六十一条・第六十二条）

第十一節 中型さけ・ます流し網漁業（第六十三条―第六十六条）

第十二節 日本海べにずわいがに漁業（第六十七条―第七十一条）

第十三節 いか釣り漁業（第七十二条）

第四章 雑則（第七十三条―第七十五条）

第五章 罰則（第七十六条―第七十九条）

附則

第六章 雑則（第三百三条―第一百六条）

第七章 罰則（第一百七条―第二百十条）

附則

第一章 総則

（削る。）

第一条 （削る。）

（削る。）

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 五 （略）

2 この省令の適用については、次の各号に掲げる海域は、それぞれ当該各号に定める海域に含まれるものとする。

一 ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海、フ

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において「沖合底びき網漁業」、「以西底びき網漁業」、「遠洋底びき網漁業」、「大中型まき網漁業」、「大型捕鯨業」、「小型捕鯨業」、「母船式捕鯨業」、「遠洋かつお・まぐろ漁業」、「近海かつお・まぐろ漁業」、「中型さけ・ます流し網漁業」、「北太平洋さんま漁業」、「日本海べにずわいがに漁業」又は「いか釣り漁業」とは、それぞれ漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号。以下「令」という。）第一項第一号から第十三号までに掲げる漁業をいう。

2 この省令において「母船式漁業」、「母船」又は「独航船等」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第五十二条第一項に規定する母船式漁業、母船又は独航船等をいう。

3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 五 （略）

4 この省令の適用については、ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東支那海、フィリピン海、南支那海、タイ湾、東インド諸島諸海、ビスマルク海、ソロモン海、コラル海、タスマン海、バス海峡、カリフォルニア湾、アメリカ合衆国アラスカ州南東部及びカナダブリテッシュ・コロンビア州の沿岸海域並びにアラスカ湾の海域は、太平洋の海域に含まれるものとする。

（新設）

イリピン海、南シナ海、タイ湾、東インド諸島諸海、ビスマルク海、ソロモン海、コラル海、タスマン海、バス海峡、カリフォルニア湾、アメリカ合衆国アラスカ州南東部及びカナダブリテイッシュ・コロンビア州の沿岸海域並びにアラスカ湾の海域  
太平洋の海域

二| マラッカ海峡、アンダマン海、ベンガル湾、ラッカディブ海、アラビア海、オマーン湾、ペルシヤ湾、スエズ湾、アカバ湾、紅海、アデン湾、モザンビーク海峡及びグレート・オーストラリア湾の海域  
インド洋の海域

三| アゾフ海、黒海、マルマラ海、地中海、ビスケー湾、イギリス海峡、ブリストル湾、アイリッシュ海及びセント・ジョージ海峡、スコットランド西部諸海、北海、スカゲラク海峡、カテガット海峡、バルト海、ノルウェー海、グリーンランド海、ラブラドル海、デービス海峡、バフィン湾、ハドソン海峡、ハドソン湾、セント・ローレンス湾、ファンディ湾、メキシコ湾、カリブ海、ラ・プラタ川河口部並びにギニア湾の海域  
大西洋の海域

(削る。)

(削る。)

(新設)

(新設)

(母船式漁業における独航船等)

第二条 法第五十二条第一項の農林水産省令で定める船舶は、次に掲げるものとする。

一| 独航船

二| とう載漁船(母船と一体となつて漁ろうに従事する動力漁船であつて、当該漁ろう中を除き、通常、母船にとう載されているものをいう。)

(提出書類の經由機関)

第三条 この省令の規定(第二十四条第二項及び第二十八条の規定を除く。)により農林水産大臣に提出する書類であつて次に掲げるものは、第一号から第七号までに掲げるものにあつては住所地(二以上ある場合には、主たる住所地)を、第八号から第十号ま

第二章 大臣許可漁業

第一節 通則

(大臣許可漁業の種類)

第二条 漁業法(以下「法」という。)第三十六条第一項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

- 一 沖合底びき網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十五トン(別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域においてほたてがいをとることを目的とする場合にあつては、総トン数二十トン)以上の動力漁船(法第六十条第六項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。)により底びき網を使用して行う漁業

でに掲げるものにあつては漁業根拠地(当該漁業を営む者が当該漁業に使用する船舶により行う当該漁業の操業を管理する事務所所在地をいう。)(二以上ある場合には、主たる漁業根拠地)を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

- 一 遠洋底びき網漁業に関するもの  
二 遠洋かつお・まぐろ漁業に関するもの  
三 近海かつお・まぐろ漁業に関するもの  
四 中型さけ・ます流し網漁業に関するもの  
五 北太平洋さんま漁業に関するもの  
六 日本海べにずわいがに漁業に関するもの  
七 いか釣り漁業に関するもの  
八 沖合底びき網漁業に関するもの  
九 以西底びき網漁業に関するもの  
十 大中型まき網漁業に関するもの

2 | 第三章及び第四章の規定により鯨体処理場に関し農林水産大臣に提出する書類は、当該鯨体処理場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

第二章 指定漁業の許可及び起業の認可

(新設)

(新設)

- 二 以西底びき網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十五トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業
- 三 遠洋底びき網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十五トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業
- 四 東シナ海はえ縄漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船によりはえ縄を使用して行う漁業（次に掲げるものを除く。）
  - イ 第十二号に掲げるかつお・まぐろ漁業
  - ロ 第七十七条第一項第一号に掲げる沿岸まぐろはえ縄漁業
- 五 大西洋等はえ縄等漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において動力漁船によりはえ縄、底刺し網又はかごを使用して行う漁業（第十二号に掲げるかつお・まぐろ漁業を除く。）
- 六 太平洋底刺し網等漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において動力漁船によりはえ縄又は底刺し網を使用して行う漁業（次に掲げるものを除く。）
  - イ 第十二号に掲げるかつお・まぐろ漁業
  - ロ 第十五号に掲げるずわいがに漁業
  - ハ 第七十七条第一項第一号に掲げる沿岸まぐろはえ縄漁業
- 七 大中型まき網漁業 総トン数四十トン（別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域にあつては総トン数十五トン）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業
- 八 基地式捕鯨業 動力漁船によりもりづつを使用して鯨をとる漁業（次号に掲げるものを除く。）
- 九 母船式捕鯨業 製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及び独航船が一体となつて行う漁業であつて、もりづつを使用して鯨をとるもの
- 十 かじき等流し網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を

- 使用してかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業
- 十一 東シナ海等かじき等流し網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業
- 十二 かつお・まぐろ漁業 総トン数十トン（別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域にあつては総トン数二十トン）以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して又は釣りによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業
- 十三 中型さけ・ます流し網漁業 総トン数三十トン以上の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業
- 十四 北太平洋さんま漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
- 十五 ずわいがに漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄各号に掲げる海域においてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間に総トン数十トン以上の動力漁船によりずわいがにをとることを目的とする漁業（次に掲げるものを除く。）
- イ 第一号に掲げる沖合底びき網漁業
- ロ 総トン数十五トン未満の動力漁船により底びき網を使用し  
て行う漁業
- ハ 別表第一の当該漁業の項の中欄第三号又は第四号に掲げる海域において動力漁船により固定式刺し網又はかごを使用し  
て行う漁業
- 十六 日本海べにずわいがに漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域においてかごを使用してべにずわいがにをとることを目的とする漁業
- 十七 いか釣り漁業 総トン数三十トン以上の動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業

(許可の申請)

第三条 法第三十六条第一項の許可を受けようとする者は、大臣許可漁業ごと及び船舶ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一〜三 (略)

四 申請者が法人である場合には定款、登記事項証明書(目的、名称、事務所(二以上ある場合には、主たる事務所)及び当該法人を代表すべき者の氏名に係る事項を証明した登記事項証明書とする。)並びに最近の貸借対照表、損益計算書及び財産目録、法人以外の者である場合には最近の財産状態を明らかにする書類

五 (略)

六 法第四十一条第一項第二号から第四号までに掲げる者のいづれにも該当しないことを誓約する書面

七 申請に係る船舶が、法第四十一条第一項第五号の農林水産大臣の定める基準を満たす船舶であることを明らかにする書類

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(許可の申請)

第四条 法第五十二条第一項の指定漁業(以下単に「指定漁業」という。)につき同項の許可を受けようとする者は、指定漁業ごと及び船舶(母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。以下同じ。)ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一〜三 (略)

四 申請者が法人である場合には定款、登記事項証明書(目的、名称、事務所(二以上ある場合には、主たる事務所)及び当該法人を代表すべき者の氏名に係る事項を証明した登記事項証明書とする。)並びに最近の貸借対照表及び財産目録、法人以外の者である場合には最近の財産状態を明らかにする書類

五 (略)

(新設)

六 申請に係る船舶が、第六条の漁船の設備基準に適合する船舶であることを明らかにする書類

七 申請に係る船舶が母船である場合には、別記様式第二号による母船設備明細書

八 母船式漁業に係る申請(起業の認可に基づく許可の申請を除く。)の場合において、母船に係る許可の申請者と当該母船と同一の船団に属する独航船等に係る許可若しくは起業の認可の申請者とが異なるとき、又は独航船等に係る許可の申請者と当該独航船等と同一の船団に属する母船に係る許可の申請者若しくは許可を受けている者とが異なるときは、当該申請につき当該異なる者の同意を証する書面

九 申請が法第五十八条の二第三項第二号の申請に基づく許可又は起業の認可を受けている者による同項第一号の許可に係るものである場合には、第五条の五第三項の認定を受けている新技

八 申請が法第四十五条の規定によつてする許可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書面  
2 農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、許可をすることができるかどうかの判断に  
必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 許可を受けようとする者は、法第四十五条第一号に該当する場合は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一月前までの間に、第一項の申請書を提出しなければならない。

(起業の認可の申請)

第四条 法第三十八条の認可（以下この章において「起業の認可」という。）を受けようとする者は、大臣許可漁業ごと及び船舶ごと、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 別記様式第二号による船舶件名書
  - 二 前条第一項第四号から第六号までに掲げる書類
- (削る。)

(削る。)

三 申請が法第四十五条の規定によつてする起業の認可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書面  
2 農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、起業の認可を

術の企業化に関する実績を記載した書類

十 申請が法第五十九条の規定によつてする許可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書面  
2 農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、許可をすることができるかどうかの判断に  
必要と認める書類の提出を求めることがある。

(新設)

(起業の認可の申請)

第五条 指定漁業につき法第五十四条第一項、第二項又は第三項の起業の認可を受けようとする者は、指定漁業ごと及び船舶ごと、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 別記様式第三号による船舶件名書
- 二 前条第一項第四号及び第五号に掲げる書類
- 三 母船式漁業に係る申請の場合において、母船に係る起業の認可の申請者と当該母船と同一の船団に属する独航船等に係る起業の認可の申請者とが異なるとき、又は独航船等に係る起業の認可の申請者と当該独航船等と同一の船団に属する母船に係る許可若しくは起業の認可の申請者若しくは許可を受けている者とが異なるときは、当該申請につき当該異なる者の同意を証する書面

四 申請が法第五十八条の二第三項第二号の申請に基づく許可又は起業の認可を受けている者による同項第一号の認可に係るものである場合には、前条第一項第九号に掲げる書類

五 申請が法第五十九条の規定によつてする起業の認可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書面  
2 農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、起業の認可を

するかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(削る。)

するかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めること  
がある。

(許可又は起業の認可についての適格性の基準)

第五条の二 法第五十七条第一項第一号に該当する者の基準は、漁業に関する法令の違反に係る累積点数(違反行為及び当該違反行為をした日を起算日とする過去五年以内におけるその他の違反行為のそれぞれについて次の各号に定めるところにより付した点数の合計をいう。次条第一項において同じ。)が四点以上となつた日から五年を経過しないこととする。

一 漁業に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられたとき(法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して漁業に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられた場合において、その法人又は人が罰金刑に処せられたときを含む。) 二点

二 前号に該当する場合を除き、漁業に関する法令に違反する行為により刑に処せられたとき 一点

三 漁業に関する法令に違反する行為(当該行為につき罰則が設けられている場合に限る。)により指定漁業の許可の取消しその他の農林水産大臣の処分を受けたとき(前各号に該当するこ  
となつた場合を除く。) 一点

四 指定漁業の許可又は起業の認可の申請に関し虚偽の申請をしたとき 一点

2| 前項の規定において「漁業に関する法令」とは、法、水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)、臘虎臘肭獸獵獲取締法(明治四十五年法律第二十一号)、外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六号)、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)、持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第

(削る。)

五十一号)及び内水面漁業の振興に関する法律(平成二十六年法律第百三号)並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

第五条の三 法第五十七条第一項第二号に該当する者の基準は、労働に関する法令の違反に係る累積点数が四点以上となつた日から五年を経過しないこととする。

一 労働に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられたとき(法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して労働に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられた場合において、その法人又は人が罰金刑に処せられたときを含む。)

二 二点

二 前号に該当する場合を除き、労働に関する法令に違反する行為により刑に処せられたとき 一点

2 前項の規定において「労働に関する法令」とは、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法(昭和二十二年法律第百号)、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

(削る。)

(同程度の漁業生産の基準)

第五条の四 法第五十八条の二第三項第一号の農林水産省令で定める基準は、同項第二号の申請に基づく許可又は起業の認可を受け

(削る。)

ている船舶一隻当たりの操業日数当たりの漁獲量が、現に同項第一号の申請に基づく許可を受けている同一の指定漁業における船舶一隻当たりの操業日数当たりの漁獲量に、その漁業の実情に応じた補正值を乗じた値以上であることをとする。

(漁業生産力の発展に特に寄与する試験研究又は新技術の企業化の認定)

第五條の五 法第五十八條の二第三項第二号の認定を受けようとする

者は、農林水産大臣が別に定めて告示する様式による申請書に試験研究又は新技術の企業化の内容を記載した書類を添え、当該認定の申請に係る指定漁業の許可又は起業の認可の申請期間が終了する一月前までに、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項に掲げる書類のほか、認定をするかどうかの判断に關し必要と認める書類の提出を求めることがある。

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、前二項の申請書及び書類の内容その他の事情を勘案して、当該申請に係る船舶が行う試験研究又は新技術の企業化が漁業生産力の発展に特に寄与すると認めるときは、その認定をするものとする。

(船舶適格条件)

第六條 船舶について法第五十七條第一項第三号の農林水産大臣の

定める条件は、農林水産大臣が別に定めて告示する漁船の設備基準に適合する船舶であること及び次の各号に掲げる指定漁業ごとに当該各号に定めるものとする。

一 沖合底びき網漁業 船舶の推進機関の出力が別表第一の上欄に掲げる船舶の総トン数の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる最高限度を超えないこと。ただし、次のいずれの基準にも適合する推進機関を有する船舶については、この限りでない。

イ 発電機関を兼ねるものであること。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(許可等の申請後船舶が滅失し、又は沈没した場合)  
第五条 許可の申請をした後に、当該申請に係る船舶が滅失し、又は沈没した場合には、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。  
2| 前項の場合において、当該申請が法第四十二条第一項の申請すべき期間内にしたものであるときは、当該申請は、同項の規定による起業の認可の申請とみなす。

ロ 別表第一の上欄に掲げる船舶の総トン数の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる最高限度を超えないよう推進出力を制限する機器を備え付けていること。

ハ ロの機器を停止することができないようにするための措置を採っていること。

二 以西底びき網漁業 船舶の推進機関の出力が一千三十キロワットを超えないこと。

三 母船式捕鯨業 母船が総トン数五千トン以上の船舶であつて鯨体処理設備を有するものであること。

四 中型さけ・ます流し網漁業 方向探知機及び無線電信又は無線電話の装置を有する船舶であること。

(許可証の様式)

第七条 法第五十二条第六項の規定により交付する許可証の様式は、別記様式第四号による。

(変更の許可を要する事項)

第八条 法第六十一条の農林水産省令で定める事項は、操業区域、操業期間、漁業の方法(沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業又は近海かつお・まぐろ漁業の許可又は起業の認可に係るものに限る。)及び母船式漁業の場合における法第五十二条第五項の規定による母船又は独航船等の指定とする。

(新設)

3| 第一項の場合において、当該申請が法第四十五条第一号の規定によるものであるときは、当該申請は、同条第三号の規定による起業の認可の申請とみなす。

4| 前項の規定にかかわらず、当該申請が法第四十五条第一号の規定によるものであつて、当該申請をした者が、当該申請をした後に同条第三号の規定により他の船舶について許可の申請をしたときは、当該申請は、当該他の船舶についてしたものとみなす。

5| 前項の場合において、当該申請は、法第四十五条第一号の規定の適用については、許可を受けた船舶と同一の船舶についてした申請とみなす。

1| (許可等の申請後申請者が死亡し、解散し、又は分割をした場合

第六条 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割(当該申請に係る船舶を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)又は当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人若しくは当該分割によって当該船舶を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

2| 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(制限措置)

第七条 法第四十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一| 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数
- 二| 操業区域
- 三| 漁業時期

(新設)

(新設)

四 漁具の種類その他の漁業の方法

(許可又は起業の認可を申請すべき期間に係る特別の事情)

第八条 法第四十二条第二項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情は、国際交渉との関係上船舶の隻数が定められることとなった大臣許可漁業について、三月以上の申請期間を定めて同条第一項の規定による公示をすれば当該大臣許可漁業の操業の時機を失し、当該大臣許可漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情とする。

(許可の有効期間)

第九条 法第四十六条第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。

(変更の許可の申請)

第十条 法第四十七条の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならぬ。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 大臣許可漁業の種類

三 法第三十六条第一項の許可に係る船舶の名称

四 法第三十六条第一項の許可を受けた年月日及び許可番号

五 変更の内容

六 変更の理由

(削る。)

(削る。)

(新設)

(新設)

(変更の許可の申請)

第九条 指定漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶につき法第六十一条の変更の許可を受けようとする者は、理由を附して農林水産大臣に申請しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 操業区域又は操業期間の変更のうち母船式漁業に係るものについては、前項の規定による申請は、同一の船団に属する母船及び独航船等の全部についてもしななければならない。

3 法第五十二条第五項の規定による母船又は独航船等の指定の変更についての第一項の規定による申請は、当該指定の変更に係る母船又は独航船等についてともにしななければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をすることができるかどうかの判断に關し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(起業の認可の変更の許可)

第十一條 起業の認可を受けた者が、その起業の認可を受けた船舶の総トン数、操業区域、漁業時期又は漁具の種類その他の漁業の方法を変更しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならぬ。

2 前條の規定は、前項の許可について準用する。

(相続又は法人の合併若しくは分割の届出)

第十二條 法第四十八條第一項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、同條第二項の規定によりその旨を農林水産大臣に届け出るときは、相続又は法人の合併若しくは分割のあつたことを証する書面を添えなければならない。

(休業期間の制限)

第十三條 法第五十一條第一項の農林水産省令で定める期間は、許可を受けた日から一年間又は引き続き二年間とする。

(資源管理の状況等の報告)

第十四條 法第五十二條第一項の規定による報告は、次項各号に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 法第五十二條第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 許可に係る船舶の名称、総トン数その他当該船舶に関する情

4 農林水産大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をすることができるかどうかの判断に關し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(新設)

(相続又は法人の合併若しくは分割の届出)

第十條 法第六十二條第一項の規定により指定漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、同條第二項の規定によりその旨を農林水産大臣に届け出るときは、相続又は法人の合併若しくは分割のあつたことを証する書面を添えなければならない。

(新設)

(新設)

報

- 三 許可番号
  - 四 報告の対象となる期間
  - 五 漁獲量その他の漁業生産の実績
  - 六 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
  - 七 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
  - 八 財務の状況
  - 九 その他必要な事項
- 3 第一項の報告書の提出期限及び様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。

(電子機器の備付け命令等)

第十五条 法第五十二条第二項の農林水産省令で定める電子機器は、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。以下この条において同じ。）とする。

- 一 許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。
  - 二 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。
    - イ 当該船舶を特定することができる情報
    - ロ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻
  - 三 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられて
- いるものであること。
- 2 法第五十二条第二項の規定により衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、衛星船位測定送信機が故障した場合には、速やかに農林水産大臣にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(許可証の様式)

第十六条 法第五十六条第一項の規定により交付する許可証の様式

(新設)

(新設)

は、別記様式第三号による。

(許可証の書換え交付の申請)

第十七条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき(第十九条第二号から第六号までに掲げる場合を除く。)は、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

2 (略)

(許可証の再交付の申請)

第十八条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して農林水産大臣に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第十九条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第十七条第一項の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

二 法第四十四条第二項の規定により許可若しくは起業の認可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

三 法第四十七条の許可(船舶の総トン数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。

四 法第四十八条第二項の規定による届出があつたとき。

五 法第五十四条第二項又は第五十五条第一項の規定により許可を変更したとき。

(削る。)

六 (略)

(許可証の書換え交付の申請)

第十一条 指定漁業の許可を受けた者(以下「指定漁業者」という。)は、許可証の記載事項に変更を生じたとき(第十三条第二号から第五号までに掲げる場合を除く。)は、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

2 (略)

(許可証の再交付の申請)

第十二条 指定漁業者は、許可証を亡失し、又は毀損した場合には、速やかに、理由を付して農林水産大臣に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第十三条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第十一条第一項の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

(新設)

二 法第六十一条の許可(船舶の総トン数の増加に係る許可を除く。)をしたとき。

三 法第六十二条第二項の規定による届出があつたとき。

四 法第六十三条において準用する法第三十四条第一項の規定により許可に制限若しくは条件を付け、又は同項の規定により付けた制限若しくは条件を変更し、若しくは取り消したとき。

五 法第六十三条において準用する法第三十九条第一項又は第二項の規定により許可を変更したとき。

六 (略)

(許可証の返納)

第二十条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を農林水産大臣に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 (略)

(削る。)

(削る。)

(許可証の備付け義務)

第二十一条 許可を受けた者は、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付けなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第二十二条 許可を受けた者(母船式捕鯨業、かつお・まぐろ漁業及び北太平洋さんま漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。)は、当該許可に係る船舶の外部に別表第三に定めるところにより当該許可に係る許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(削る。)

(許可証の返納)

第十四条 指定漁業者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を農林水産大臣に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 (略)

第三章 指定漁業の制限及び取締り等

第一節 通則

(許可証の備え付け義務)

第十五条 指定漁業者は、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第十六条 指定漁業者(母船式捕鯨業、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業及び北太平洋さんま漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。)は、当該許可に係る船舶の外部に別表第一の二に定めるところにより当該許可に係る許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 指定漁業者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(外国の法令の遵守)

第十六条の二 指定漁業者は、外国の領海又は排他的経済水域(ロシア連邦にあつては別表第五の九の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共

(操業制限)

第二十三条 許可を受けた者は、別にこの省令で定める場合のほか、別表第四の上欄に掲げる大臣許可漁業に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる制限又は禁止に違反して当該大臣許可漁業を営んではならない。

(漁獲物等の陸揚港の制限)

第二十四条 許可を受けた者は、漁業調整のため農林水産大臣が告示して当該大臣許可漁業の漁獲物又はその製品(第四十七条の規定による許可を受けて輸送される漁獲物又はその製品を含む。以下この条において「漁獲物等」という。)の陸揚港を指定し、又は当該告示において定める漁獲物等の陸揚港のうちの一若しくは二以上を選定すべきことを定めた場合には、当該指定又は選定に係る陸揚港以外の地に当該大臣許可漁業の漁獲物等の陸揚げをしてはならない。ただし、あらかじめ農林水産大臣の許可を受けたとき、又は暴風雨その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 許可を受けた者は、前項の規定により陸揚港の選定をしたときは、速やかに、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更した場合も、同様とする。

和国にあつては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。第三十一条において同じ。)において操業する場合には、第五条の第二項に規定する漁業に関する法令に相当する当該外国の法令を遵守しなければならない。

(操業制限)

第十七条 指定漁業者は、別にこの省令で定める場合のほか、別表第二の上欄に掲げる指定漁業につき、それぞれ同表の下欄に掲げる操業の区域若しくは期間又は特定の区域若しくは期間における特定の漁具若しくは船舶を使用し若しくは特定の漁法によつてする操業若しくは特定の種類の水産動物の採捕に関する制限又は禁止の措置に違反して当該指定漁業を営んではならない。

(漁獲物等の陸揚港の制限)

第十八条 指定漁業者(大中型まき網漁業、大型捕鯨業、小型捕鯨業、北太平洋さんま漁業又はいか釣り漁業の許可を受けた者を除く。以下この条において同じ。)は、当該指定漁業の漁業取締りその他漁業調整のため農林水産大臣が告示して当該指定漁業の漁獲物又はその製品(第二十七条の規定による許可を受けて輸送される漁獲物又はその製品を含む。以下この条において「漁獲物等」という。)の陸揚港を指定し、又は当該告示において定める漁獲物等の陸揚港のうちの一若しくは二以上を選定すべきことを定めた場合には、当該指定又は選定に係る陸揚港以外の地に当該指定漁業の漁獲物等の陸揚げをしてはならない。ただし、あらかじめ農林水産大臣の許可を受けて当該指定若しくは選定に係る陸揚港内において当該漁獲物等の数量の検認を受けたとき、又は暴風雨その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 指定漁業者は、前項の規定により陸揚港の選定をしたときは、速やかに、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更した場合も、同様とする。

(削る。)

(削る。)

<p>(許可船舶に対する停泊命令及び検査)</p> <p>第十九条 農林水産大臣は、指定漁業者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該指定漁業者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該指定漁業者の使用に係る船舶の停泊を命ずることがある。法第百三十四条第一項の規定による検査を行わせるときも、同様とする。</p>	<p>2   農林水産大臣は、前項前段の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>3   第一項前段の規定による命令に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>4   第一項後段の規定による停泊期間は、十日間を超えないものとする。</p>	<p>(船長等の乗組み禁止命令)</p> <p>第二十条 農林水産大臣は、指定漁業者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの法令の規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該指定漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者、操業を指揮する者又は大型捕鯨業、小型捕鯨業若しくは母船式捕鯨業における砲手若しくは砲手の職務を行う者に対し、当該指定漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することがある。</p> <p>2   農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>3   前条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。</p>
--	---	--

(削る。)

(衛星船位測定送信機の備付け命令)

第二十条の二 農林水産大臣は、指定漁業者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの法令の規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該指定漁業者に対し、期間を定めて衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。以下この条及び第二十四条の二において同じ。）を当該指定漁業者の使用に係る船舶内へ備え付けることを命ずることができる。

一 当該船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

二 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

イ 当該船舶を特定することができる情報

ロ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

三 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられて

いるものであること。

2 前項の規定により衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、操業し又は航行する期間中は、衛星船位測定送信機を常時作動させ、同項第二号に掲げる情報を、農林水産大臣が定める方法により報告しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

(無許可船舶に対する停泊命令)

第二十一条 農林水産大臣は、合理的に判断して漁業者が指定漁業の許可を受けないで当該指定漁業を営んだ事実があると認める場

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(位置等の報告義務)

第二十五条 許可に係る船舶の船長は、汎地球測位システムに係る端末の使用その他の方法により常にその位置を明らかにしておく

合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

(無許可船に対する漁具、漁ろう装置等の陸揚げ命令等)

第二十二條 農林水産大臣は、漁業取締り上必要があると認めるときは、指定漁業の許可を受けないで当該指定漁業に使用し若しくは使用するおそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、期間を指定して、専ら当該指定漁業の用に供されるものと認められる漁具若しくは漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又は自らこれらの設備の封印をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

(漁業監督官の乗船)

第二十三條 漁業監督官は、その職務を行なうため必要があると認めるときは、指定漁業の許可に係る船舶に乗船することがある。

(位置等の報告義務)

第二十四條 指定漁業の許可に係る船舶の船長は、方向探知機の使用その他の方法により常にその位置を明らかにしておくなければ

なければならぬ。  
2 許可に係る船舶の船長は、この省令に定めがある場合のほか、農林水産大臣が大臣許可漁業につき漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法を告示して定め、又は農林水産大臣若しくは漁業監督官が、漁業調整上必要と認めてインターネットの利用その他の適切な方法による報告を要求した場合には、当該定め又は要求に従って報告しなければならない。

(削る。)

(削る。)

ならない。  
2 指定漁業の許可に係る船舶の船長は、この省令に定めがある場合のほか、農林水産大臣が当該指定漁業につき水産動植物の繁殖保護若しくは漁業取締りその他漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法を告示して定め、又は農林水産大臣若しくは漁業監督官が、水産動植物の繁殖保護若しくは漁業取締りその他漁業調整上必要と認めて無線電信若しくは無線電話による報告を要求した場合には、当該定め又は要求に従って報告しなければならない。

(衛星船位測定送信機による位置の報告義務等)

第二十四条の二 指定漁業者は、指定漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域に立ち入るときは、衛星船位測定送信機を当該許可に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

2 前項の指定漁業者の使用に係る船舶であつて同項の規定により衛星船位測定送信機を備え付けたものの船長(次項において「船長」という。)は、前項の海域において操業し又は航行するとき、衛星船位測定送信機を常時作動させ、第二十条の二第一項第二号に掲げる情報について、海域ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する方法により農林水産大臣に報告しなければならない。  
3 船長は、衛星船位測定送信機の故障により前項の報告ができなくなつたときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(母船式漁業の管理人)

第二十五条 母船式漁業の許可を受けた者(以下「母船式漁業者」という。)は、船団ごとに管理人一人を選任し、操業中その者を母船に乗船させなければならない。

2 前項の管理人は、その船団の行なう漁業につき、操業の指揮及び漁業に関する法令の遵守についての監督を行なうものとする。

3 母船式漁業者は、第一項の管理人を選任し、又は変更した場合

には、すみやかに、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(削る。)

(製造設備等の改造等の制限)  
 第二十六条 母船式漁業者は、母船の製造設備(母船式捕鯨業にあつては、鯨体処理設備を含む。)又は冷蔵設備を改造し、又は撤去する場合には、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

(削る。)

(母船式漁業の漁獲物等の輸送制限)  
 第二十七条 母船式漁業者は、当該母船式漁業の許可に係る母船及び独航船等以外の船舶によつて当該母船式漁業の漁獲物又はその製品を輸送する場合には、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

(削る。)

(漁獲成績報告書等の提出)  
 第二十八条 指定漁業者は、指定漁業ごとに、次の表に掲げる漁獲成績報告書又は事業成績報告書を同表に定める提出期限までに農林水産大臣に提出しなければならない。

指定漁業の名称	報告書の種類	提出期限
沖合底びき網漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
以西底びき網漁業	毎航海の漁獲成績報告書	当該航海終了後すみやかに
大中型まき網漁業	東経百七十九度五十九分四十三秒以西の北緯二十度二十一秒の線、北緯二十度二十一秒以北、北緯四十度十六秒以南の東経百七十九度五十九分四十三秒の線、東経百七十九度五十九分四十三秒以东の北緯四十度十六秒の	当該各週の翌週の月曜日まで

北太平洋さん	中型さけ・ます流し網漁業	大型捕鯨業 小型捕鯨業	母船式捕鯨業	遠洋かつお・まぐろ漁業（浮きはえ縄を使用するものに限る。）	近海かつお・まぐろ漁業	遠洋かつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）	遠洋かつお・まぐろ漁業	遠洋底びき網漁業	線から成る線以南の太平洋の海域（南シナ海の海域を除く。）において操業する場合にあつては、各週（日曜日から土曜日までの七日をいう。）ごとの漁獲成績報告書 その他の場合にあつては、毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
每航海の漁獲成績報告書	每航海の漁獲成績報告書	每事業年度の事業成績報告書	每航海の事業成績報告書	每旬の漁獲成績報告書	每航海の漁獲成績報告書	每航海の漁獲成績報告書	每航海の漁獲成績報告書	每航海の漁獲成績報告書	当該航海終了後三十日以内	当該航海終了後三十日以内

(操業日誌)

第二十六条 許可に係る船舶の船長は、大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業するときは、当該船舶内に操業日誌を備え付け、農林水産大臣が別に定めて告示する事項を、当該告示で定めるところにより記載しなければならぬ。

2 大臣許可漁業（大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に係る船舶の船長は、前項の操業日誌をその最後の記載をした日から三年間当該船舶内に保存しなければならない。

3 第一項の操業日誌に第十四条第二項第一号から第六号までに掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該事項については、当該操業日誌又はその写しの提出をもつて同条第一項の報告書を提出したものとみなす。

第二節 沖合底びき網漁業

(削る。)

第二十七条 沖合底びき網漁業の許可を受けた者は、次に掲げる場合を除き、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。

一 日本国内の港（第二十四条第一項の規定により陸揚港が指定

ま漁業

日本海べにずわいがに漁業	毎航海の漁獲成績報告書	当該航海終了後三十日以内
いか釣り漁業	毎航海の漁獲成績報告書	当該航海終了後三十日以内

2 前項の漁獲成績報告書及び事業成績報告書の様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。

(操業日誌)

第二十八条の二 指定漁業の許可に係る船舶の船長は、指定漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業するときは、当該船舶内に操業日誌を備え付け、農林水産大臣が別に定めて告示する事項を、当該告示で定めるところにより記載しなければならぬ。

2 指定漁業（大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に係る船舶の船長は、前項の操業日誌をその最後の記載をした日から三年間当該船舶内に保存しなければならない。

3 第一項の操業日誌に前条第一項の漁獲成績報告書に記載すべき事項の全てが記載されている場合にあつては、当該操業日誌又はその写しを漁獲成績報告書とみなして、同項の規定による提出をすることができぬ。

第二節 沖合底びき網漁業

(漁獲物等の転載制限)

第二十九条 沖合底びき網漁業の許可を受けた者は、次に掲げる場合を除き、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。

一 日本国内の港（第十八条第一項の規定により陸揚港が指定さ

され、又は陸揚港の選定が定められている場合には、当該指定され又は選定した陸揚港に限る。）内において転載する場合  
二 当該漁業の許可を受けた他の船舶に転載する場合（第二十四条第一項の規定により陸揚港が指定され、又は陸揚港の選定が定められている場合を除く。）  
三・四（略）

### 第三節 以西底びき網漁業

（削る。）

第二十八条 前条（第二号括弧書を除く。）の規定は、以西底びき網漁業について準用する。

### 第四節 遠洋底びき網漁業

（信号符字を表示しない船舶の使用禁止）

第二十九条（略）

（漁具又は漁ろう装置の格納等）

第三十条 遠底船舶の船長は、外国の領海又は排他的経済水域（ロシア連邦にあつては別表第五の九の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。以下この条、第三十二条（第三十三条において準用する場合を含む。）及び第百六条において同じ。）を当該遠底船舶により航行する場合には、遠洋底びき網漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている遠底船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

れ、又は陸揚港の選定が定められている場合には、当該指定され又は選定した陸揚港に限る。）内において転載する場合  
二 当該漁業の許可を受けた他の船舶に転載する場合。ただし、第十八条第一項の規定により陸揚港が指定され、又は陸揚港の選定が定められている場合を除く。  
三・四（略）

### 第三節 以西底びき網漁業

（漁獲物等の転載制限）

第三十条 前条（第二号ただし書を除く。）の規定は、以西底びき網漁業に準用する。

### 第四節 遠洋底びき網漁業

（信号符字を表示しない船舶の使用禁止）

第三十条の二（略）

（漁具又は漁ろう装置の格納等）

第三十一条 遠底船舶の船長は、外国の領海又は排他的経済水域を当該遠底船舶により航行する場合には、遠洋底びき網漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている遠底船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

第五節 東シナ海はえ縄漁業

第三十一条 東シナ海はえ縄漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶に表示された漁船法による登録番号の下に二センチメートルの幅で黒色の横線を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

第六節 大西洋等はえ縄等漁業

第三十二条 大西洋等はえ縄等漁業の許可に係る船舶（以下この条において「許可船舶」という。）の船長は、外国の領海又は排他的経済水域を当該許可船舶により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている許可船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

第七節 太平洋底刺し網等漁業

第三十三条 前条の規定は、太平洋底刺し網等漁業について準用する。

第八節 大中型まき網漁業

（国際信号書の備付け義務）

第三十四条 大中型まき網漁業の許可を受けた者（以下「大中型まき網漁業者」という。）は、中西部太平洋条約海域のうち公海（我が国及び外国の排他的経済水域を除く。以下同じ。）においては、国際海事機関が採択した国際信号書の最新のものの写しを当該許可に係る船舶、第四十条第一項の規定により届け出た運搬船

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第五節 大中型まき網漁業

（国際信号書の備付け義務）

第三十一条の二 大中型まき網漁業の許可を受けた者（以下「大中型まき網漁業者」という。）は、中西部太平洋条約海域のうち公海（我が国及び外国の排他的経済水域を除く。以下同じ。）においては、国際海事機関が採択した国際信号書の最新のものの写しを当該許可に係る船舶、第三十二条第一項の規定により届け出た

並びに第四十一条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。）内に備え付けなければならない。

（信号符字等を表示しない船舶の使用禁止）

第三十五条 大中型まき網漁業者は、中西部太平洋条約海域のうち公海においては、許可船舶等の外部に別表第六に定めるところにより信号符字又は漁船登録番号の前に「ロー」を付したものの（以下「信号符字等」という。）を表示しなければ、当該許可船舶等を当該漁業に使用してはならない。

（聴守義務）

第三十六条 （略）

（漁具又は漁ろう装置の格納等）

第三十七条 （略）

（中西部太平洋オブザーバーの乗船）

第三十八条 （略）

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の規定による命令に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 （略）

（大中型まき網漁業に係る漁具の制限）

第三十九条 （略）

（運搬船の届出）

運搬船並びに第三十三条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。）内に備え付けておかなければならない。

（信号符字等を表示しない船舶の使用禁止）

第三十一条の三 大中型まき網漁業者は、中西部太平洋条約海域のうち公海においては、許可船舶等の外部に別表第三に定めるところにより信号符字又は漁船登録番号の前に「ロー」を付したものの（以下「信号符字等」という。）を表示しなければ、当該許可船舶等を当該漁業に使用してはならない。

（聴守義務）

第三十一条の四 （略）

（漁具又は漁ろう装置の格納等）

第三十一条の五 （略）

（中西部太平洋オブザーバーの乗船）

第三十一条の六 （略）

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

4 （略）

（大中型まき網漁業に係る漁具の制限）

第三十一条の七 （略）

（運搬船の届出）

第四十条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶（以下この項において「運搬船」という。）により輸送する場合には、あらかじめ、当該許可に係る船舶ごとに、別記様式第四号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(火船等の届出)  
第四十一条 大中型まき網漁業者は、当該漁業に火船又は魚探船を使用する場合には、当該許可に係る船舶ごとに、あらかじめ、別記様式第五号の火船等届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(陸揚げ又は転載の届出)  
第四十二条 大中型まき網漁業者は、漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げし、又は当該漁獲物を採捕し若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載しようとするとき（第二十七条第二号から第四号までのいずれかに該当する場合を除く。）は、当該陸揚げ又は転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一～四 (略)

2 (略)

(いとまきえい科の販売の禁止)

第四十三条 (略)

第三十二条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶（以下この項において「運搬船」という。）により輸送する場合には、あらかじめ、当該許可に係る船舶ごとに、別記様式第五号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(火船等の届出)  
第三十三条 大中型まき網漁業者は、当該漁業に火船又は魚探船を使用する場合には、当該許可に係る船舶ごとに、あらかじめ、別記様式第六号の火船等届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(陸揚げ又は転載の届出)  
第三十三条の二 大中型まき網漁業者は、漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げし又は当該漁獲物を採捕し若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載しようとするとき（第二十九条第二号から第四号までのいずれかに該当する場合を除く。）は、当該陸揚げ又は転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一～四 (略)

2 (略)

(いとまきえい科の販売の禁止)

第三十三条の三 (略)

第六節 大型捕鯨業

(削る。)

(捕獲頭数の制限)

第三十四条 農林水産大臣は、毎年、次に掲げる事項を勘案して、鯨種別及び水域別に、大型捕鯨業の許可を受けた者（以下「大型捕鯨業者」という。）が捕獲することができるひげ鯨（ミンク鯨を除く。以下この条において同じ。）及びまつこう鯨の年間の捕獲頭数の上限を定めるものとする。

一 ひげ鯨及びまつこう鯨の資源の状況  
二 全ての大型捕鯨業者の操業状況

2 農林水産大臣は、当該年において全ての大型捕鯨業者が捕獲した鯨種別及び水域別のひげ鯨及びまつこう鯨の頭数が前項の規定により農林水産大臣が定めた捕獲頭数の上限に達したときは、直ちに、全ての大型捕鯨業者に対し、その旨並びに当該鯨種別及び水域別のひげ鯨及びまつこう鯨の捕獲を禁止する期間を通知するものとする。

3 大型捕鯨業者は、前項の規定による通知を受けたときは、同項の期間内は、当該鯨種別及び水域別のひげ鯨及びまつこう鯨を捕獲してはならない。

(捕獲の制限)

第三十五条 大型捕鯨業者は、乳飲み稚鯨及び稚鯨（乳飲み稚鯨を含む。）を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

(削る。)

第三十六条 削除

(鯨体処理場の使用の許可等)

第三十七条 大型捕鯨業者は、当該大型捕鯨業の許可に係る船舶ごとに、その使用する鯨体処理場について農林水産大臣の許可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 大型捕鯨業者は、鯨を捕獲した船舶に係る鯨体処理場で前項の許可を受けたもの以外の場所に、当該鯨を陸揚げしてはならない。

(削る。)

(削る。)

3 大型捕鯨業者は、第一項の許可を受けた鯨体処理場以外の場所において、捕獲した鯨を処理してはならない。

4 第一項の許可は、当該許可に係る船舶についての大型捕鯨業の許可が効力を失ったときは、その効力を失う。

(捕獲鯨の表示及び報告)

第三十八条 大型捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、そのつど当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

2 大型捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該鯨を処理しようとする鯨体処理場の設置の許可を受けた者に報告しなければならない。

- 一 捕獲の日時及び位置
- 二 鯨の種類
- 三 尾羽に表示した番号

第三十九条及び第四十条 削除

#### 第七節 小型捕鯨業

第四十一条 削除

(捕獲頭数の制限)

第四十二条 農林水産大臣は、毎年、次に掲げる事項を勘案して、鯨種別及び水域別に、小型捕鯨業の許可を受けた者(以下「小型捕鯨業者」という。)が捕獲することができる歯鯨(まっこう鯨を除く。以下この条において同じ。)及びミンク鯨の年間の捕獲頭数の上限を定めるものとする。

- 一 歯鯨及びミンク鯨の資源の状況
- 二 全ての小型捕鯨業者の操業状況

#### 第九節 基地式捕鯨業

(削る。)

(削る。)

(捕獲の制限)  
第四十四条 基地式捕鯨業の許可を受けた者（以下「基地式捕鯨業者」という。）は、乳飲み稚鯨又は稚鯨（乳飲み稚鯨を含む。）を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

(鯨体処理場の使用の許可等)  
第四十五条 基地式捕鯨業者は、当該基地式捕鯨業の許可に係る船舶ごとに、その使用する鯨体処理場について農林水産大臣の許可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。  
2 基地式捕鯨業者は、鯨を捕獲した船舶に係る鯨体処理場で前項の許可を受けたもの以外の場所に、当該鯨を陸揚げしてはならない。  
3 基地式捕鯨業者は、第一項の許可を受けた鯨体処理場以外の場所において、捕獲した鯨を処理してはならない。  
4 第一項の許可は、当該許可に係る船舶についての基地式捕鯨業の許可が効力を失ったときは、その効力を失う。

(捕獲鯨の表示及び報告)  
第四十六条 基地式捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、その都度、当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

2 農林水産大臣は、当該年において全ての小型捕鯨業者が捕獲した鯨種別及び水域別の歯鯨及びミンク鯨の頭数が前項の規定により農林水産大臣が定めた捕獲頭数の上限に達したときは、直ちに、全ての小型捕鯨業者に対し、その旨並びに当該鯨種別及び水域別の歯鯨及びミンク鯨の捕獲を禁止する期間を通知するものとする。  
3 小型捕鯨業者は、前項の規定による通知を受けたときは、同項の期間内は、当該鯨種別及び水域別の歯鯨及びミンク鯨を捕獲してはならない。

(捕獲の制限)  
第四十三条 小型捕鯨業者は、乳飲み稚鯨及び稚鯨（乳飲み稚鯨を含む。）を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

(鯨体処理場の使用の許可等)  
第四十四条 小型捕鯨業者は、当該小型捕鯨業の許可に係る船舶ごとに、その使用する鯨体処理場について農林水産大臣の許可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。  
2 小型捕鯨業者は、鯨を捕獲した船舶に係る鯨体処理場で前項の許可を受けたもの以外の場所に、当該鯨を陸揚げしてはならない。  
3 小型捕鯨業者は、第一項の許可を受けた鯨体処理場以外の場所において、捕獲した鯨を処理してはならない。  
4 第一項の許可は、当該許可に係る船舶についての小型捕鯨業の許可が効力を失ったときは、その効力を失う。

(捕獲鯨の表示及び報告)  
第四十五条 小型捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、そのつど当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

ならない。

- 2 基地式捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該鯨を処理しようとする鯨体処理場の設置の許可を受けた者に報告しなければならない。
- 一 三 (略)

#### 第十節 母船式捕鯨業

(母船式捕鯨業の漁獲物等の輸送制限)

- 第四十七条 母船式捕鯨業の許可を受けた者(以下「母船式捕鯨業者」という。)は、当該母船式捕鯨業の許可に係る母船及び独航船以外の船舶によつて当該母船式捕鯨業の漁獲物又はその製品を輸送する場合には、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

(削る。)

ない。

- 2 小型捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該鯨を処理しようとする鯨体処理場の設置の許可を受けた者に報告しなければならない。
- 一 三 (略)

#### 第八節 母船式捕鯨業

(新設)

(捕獲頭数の制限)

- 第四十六条 農林水産大臣は、毎年、次に掲げる事項を勘案して、鯨種別及び水域別に、母船式捕鯨業の許可を受けた者(以下「母船式捕鯨業者」という。)が捕獲することができる鯨の年間の捕獲頭数の上限を定めるものとする。

一 鯨の資源の状況

二 全ての母船式捕鯨業者の操業状況

- 2 農林水産大臣は、当該年において全ての母船式捕鯨業者が捕獲した鯨種別及び水域別の鯨の頭数が前項の規定により農林水産大臣が定めた捕獲頭数の上限に達したときは、直ちに、全ての母船式捕鯨業者に対し、その旨並びに当該鯨種別及び水域別の鯨の捕獲を禁止する期間を通知するものとする。

- 3 母船式捕鯨業者は、前項の規定による通知を受けたときは、同項の期間内は、当該鯨種別及び水域別の鯨を捕獲してはならない。

(捕獲の制限)  
第四十八条 (略)

(削る。)

(捕獲鯨の表示及び報告)

第四十九条 母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、その都度、当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

2 母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該独航船の属する船団の母船の船長に報告しなければならない。  
一 三 (略)

第五十条 母船式捕鯨業に従事する母船の船長は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明の都度、これに併記しなければならない。

一 五 六 (略)

2 前項第二号及び第五号の規定において「体長」とは、鯨の甲板及び鯨体(例外的な場合を除くほか、鯨体背部に沿うものとする。)に平行な上あごの先端(まっこう鯨にあつては、頭の最先端)から尾ひれの岐点までの直線の長さをいう。

(削る。)

第十一節 かじき等流し網漁業

(船舶の塗装)

第五十一条 かじき等流し網漁業の許可を受けた者(以下この節に

(捕獲の制限)  
第四十七条 (略)

第四十八条及び第四十九条 削除

(捕獲鯨の表示及び報告)

第五十条 母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、そのつど当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

2 母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該独航船の属する船団の管理人に報告しなければならない。  
一 三 (略)

第五十一条 母船式捕鯨業の管理人は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、すみやかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明のつどこれに併記しなければならない。

一 五 六 (略)

2 前項第二号及び第五号の規定において「体長」とは、鯨の甲板及び鯨体(例外的な場合を除くほか、鯨体背部に沿うものとする。)に平行な上あごの先端(まっこう鯨にあつては、頭の最先端)から尾ひれの岐点までの直線の長さをいう。

第五十二条から第五十五条まで 削除

(新設)

(新設)

において「かじき等流し網漁業者」という。）は、当該許可に係る船舶の船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

(浮標の標識等)

第五十二条 かじき等流し網漁業者は、敷設した流し網の次の各号

に掲げる浮標に、それぞれ当該各号に掲げる標識等を水面上・五メートル（別記様式第六号による標識については、浮標の表面から二メートル）以上の高さに掲げなければならない。

一 両端部の浮標 昼間にあつては別記様式第六号による標識及びリーダー反射板（金属製のものに限る。以下同じ。）、夜間にあつては白色の灯火及びリーダー反射板

二 中間部のおおむね三キロメートルごとの浮標 昼間にあつては別記様式第六号による標識、夜間にあつては白色の灯火

2 前項各号の灯火は、夜間において視界が良好な場合に少なくとも二海里離れた所から視認されるものでなければならない。

(さめの魚体の所持等の制限)

第五十三条 かじき等流し網漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該かじき等流し網漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

一 当該さめの全ての部分（頭部、内臓及び皮を除く。）を陸揚げまでの間、船上において所持すること。

二 当該さめを陸揚げするときに、前号の規定により所持したものを陸揚げすること。

(漁具の制限)

第五十四条 かじき等流し網漁業者は、網目十五センチメートル以下の流し網を使用してはならない。

2 かじき等流し網漁業者は、当該漁業に使用するために当該漁業

(新設)

(新設)

(新設)

に係る船舶に流し網を積み込む場合には、その長さ（仕立上がり  
の状態における浮子綱の長さをいう。）の合計が当該船舶ごとに  
三十キロメートルを超えてはならない。  
3 かじき等流し網漁業者は、二枚以上の網地を重ね合わせた流し  
網を使用してはならない。

第十二節 東シナ海等かじき等流し網漁業

第五十五条 第三十一条、第五十一条、第五十二条及び前条の規定  
は、東シナ海等かじき等流し網漁業について準用する。

第十三節 かつお・まぐろ漁業

（塗装しない船舶の使用禁止）

第五十六条 かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者（以下「かつお  
・まぐろ漁業者」という。）は、当該許可に係る船舶の船橋を、  
別表第七の上欄に掲げる船舶の総トン数ごと及び同表の中欄に掲  
げる海域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる色（当該色の表示  
の方法が定められている場合にあつては、当該色及びその方法）  
で塗装しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。  
2 かつお・まぐろ漁業者は、当該許可が効力を失い、又は取り消  
された場合には、速やかに、前項の規定によりした塗装を消さな  
ければならない。

（漁具の制限）

第五十七条 かつお・まぐろ漁業者（浮きはえ縄を使用する者に限  
る。）は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において、我  
が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するた  
めに必要な漁具に関する制限として当該海域ごとに農林水産大臣  
が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。

（新設）

（新設）

第九節 遠洋かつお・まぐろ漁業

（塗装しない船舶の使用禁止）

第五十六条 遠洋かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者（以下「遠  
洋かつお・まぐろ漁業者」という。）は、当該許可に係る船舶の  
船橋の周囲を一メートルの幅で帯状に朱色で塗装しなければ、当  
該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、当該許可が効力を失い、又は取  
り消された場合には、すみやかに、前項の規定によりした塗装を  
消さなければならぬ。

（遠洋かつお・まぐろ漁業に係る漁具の制限）

第五十六条の二 遠洋かつお・まぐろ漁業者（浮きはえ縄を使用す  
る者に限る。）は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域にお  
いて、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実  
施するために必要な漁具に関する制限として当該海域ごとに農林  
水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならぬ  
い。

(削る。)

(大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの漁獲量の割当て)

第五十七条 農林水産大臣は、遠洋かつお・まぐろ漁業者別及びくろまぐろ(大西洋条約海域において採捕されるものに限る。以下本則において「大西洋くろまぐろ」という。)又はみなみまぐろの採捕に従事する船舶別に、大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当てを行うものとする。

2 農林水産大臣は、前項の割当てを行おうとするときは、少なくとも次に掲げる事項を勘案して割当ての基準を定め、これに従つて割当てを行わなければならない。

一 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約又はみなみまぐろの保存のための条約により定められた我が国に対する大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの割当量

二 大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの採捕を行う漁業者及び当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの採捕に従事する船舶の操業状況

3 第一項の割当てを受けようとする遠洋かつお・まぐろ漁業者は、大西洋くろまぐろの割当てにあつては毎年七月一日までに、みなみまぐろの割当てにあつては毎年三月一日までに、農林水産大臣に申請しなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の割当てを受けた遠洋かつお・まぐろ漁業者から申請があつたときは、当該遠洋かつお・まぐろ漁業者について、同項で割り当てられた遠洋かつお・まぐろ漁業者別の年間の漁獲量の限度の範囲内で、同項で割り当てられた船舶別の年間の漁獲量の限度を変更することができる。

5 第一項の割当てを受けた遠洋かつお・まぐろ漁業者は、同項で割り当てられた遠洋かつお・まぐろ漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の限度(船舶別の年間の漁獲量の限度に変更があつた場合にあつては、変更後の船舶別の年間の漁獲量の限度)のいずれについてもこれを超えて大西洋くろまぐろ(大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国たる外国等に対する割当てに係る大

西洋くろまぐろ（以下「外国等割当て大西洋くろまぐろ」という。）を除く。）又はみなみまぐろ（みなみまぐろの保存のための条約の締約国たる外国等に対する割当てに係るみなみまぐろ）以下「外国等割当てみなみまぐろ」という。）を除く。）を採捕してはならない。

（採捕した大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの表示）

第五十八条 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを採捕したときは、その都度、当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろに当該採捕に係る船舶の信号符字及び採捕の順序を示す番号を表示しなければならない。

2 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、採捕した大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを陸揚げするまでの間は、前項の規定により当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろに表示された信号符字及び番号を抹消し、又は除去し、その他当該信号符字及び番号の識別を困難にする行為をしてはならない。

（漁獲物等の転載制限）

第五十九条 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、第二十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる港内又は海域において転載する場合は、それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載するときは、この限りでない。

（漁獲物等の国外陸揚げの制限）

第六十条 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、当該漁業の漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げしようとする場合において、漁業

（採捕した大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの表示）

第五十八条 かつお・まぐろ漁業者は、大西洋くろまぐろ（大西洋条約海域において採捕されるものに限る。以下同じ。）又はみなみまぐろを採捕したときは、その都度、当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろに当該採捕に係る船舶の信号符字及び採捕の順序を示す番号を表示しなければならない。

2 かつお・まぐろ漁業者は、採捕した大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを陸揚げするまでの間は、前項の規定により当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろに表示された信号符字若しくは番号を抹消し、又は除去し、その他当該信号符字若しくは番号の識別を困難にする行為をしてはならない。

（漁獲物等の転載制限）

第五十九条 かつお・まぐろ漁業者は、第二十七条各号（総トン数百二十トン未満の動力漁船を使用する者にあつては、第二号を除く。）のいずれかに該当する場合を除き、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、別表第八の上欄に掲げる港内又は海域において転載する場合は、それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載するときは、この限りでない。

（漁獲物等の国外陸揚げの制限）

第六十条 かつお・まぐろ漁業者は、当該漁業の漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げしようとする場合において、漁業監督

官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(陸揚げ又は転載の届出)

第六十一条 かつお・まぐろ漁業者(総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用する者に限る。以下この条において同じ。)は、漁獲物又はその製品を日本国内若しくは日本国外の地に陸揚げし、又は当該漁獲物を採捕し、若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載しようとするとき(第二十七条各号のいずれかに該当する場合を除く。)は、当該陸揚げ又は転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品が大西洋くろまぐろの場合にあつては、次に掲げる事項

イ 漁獲物又はその製品の量(大西洋のまぐろ類の保存のため

の国際条約の締結国たる外国等に対する割当てに係る当該外国等別の大西洋くろまぐろの量を含む。)

ロ 当該大西洋くろまぐろに表示された信号符字及び採捕の順序を示す番号

四 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品がみなまぐろの場合にあつては、次に掲げる事項

イ 漁獲物又はその製品の量(みなまぐろの保存のための国

監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(陸揚げ又は転載の届出)

第六十条の二 遠洋かつお・まぐろ漁業者(浮きはえ縄を使用する者に限る。以下この条において同じ。)は、漁獲物又はその製品を日本国内若しくは日本国外の地に陸揚げし又は当該漁獲物を採捕し若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載しようとするとき(第二十九条各号のいずれかに該当する場合を除く。)は、当該陸揚げ又は転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品の量(当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物が大西洋くろまぐろ又はみなまぐろである場合には、当該大西洋くろまぐろの量(当該大西洋くろまぐろに外国等割当て大西洋くろまぐろが含まれる場合にあつては、当該外国等別の当該外国等割当て大西洋くろまぐろの量を含む。)又はみなまぐろの量(当該みなまぐろに外国等割当てみなまぐろが含まれる場合にあつては、当該外国等別の当該外国等割当てみなまぐろの量を含む。)並びに当該大西洋くろまぐろ又はみなまぐろに表示された信号符字及び採捕の順序を示す番号)

(新設)

(新設)

(新設)

際条約の締結国たる外国等に対する割当てに係る当該外国等別のみなみまぐろの量を含む。）

ロ 当該みなみまぐろに表示された信号符字及び採捕の順序を示す番号

五 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物が大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろ以外である場合にあつては、当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品の量

六・七 (略)

2 かつお・まぐろ漁業者は、前項各号に掲げる届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(さめの魚体の所持等の制限)

第六十二条 かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

一 (略)

二 当該さめ(インド洋協定海域において採捕したものに限り、ただし、船上において冷凍保存するものを除く。)を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離さずに所持すること。

三 (略)

(準用規定)

第六十三条 第三十四条から第三十八条までの規定は、かつお・まぐろ漁業に準用する。この場合において、第三十四条中「当該許可に係る船舶、第四十条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第四十一条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船(以下「許可船舶等」という。)」とあり、及び第三十五条から第三十七条までの規定中「許可船舶等」とあるのは、「かつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶」と読み替えるものとする。

(新設)

四・五 (略)

2 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(さめの魚体の所持等の制限)

第六十条の二の二 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該遠洋かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

一 (略)

二 当該さめ(インド洋協定海域において採捕したものに限り、船上において冷凍保存するものを除く。)を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離さずに所持すること。

三 (略)

(準用規定)

第六十条の三 第三十一条の二から第三十一条の六までの規定は、遠洋かつお・まぐろ漁業に準用する。この場合において、第三十一条の二中「当該許可に係る船舶、第三十二条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第三十三条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船(以下「許可船舶等」という。)」とあり、及び第三十一条の三から第三十一条の五までの規定中「許可船舶等」とあるのは、「遠洋かつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶」と読み替

み替えるものとする。

(削る。)

第十節 近海かつお・まぐろ漁業

(塗装しない船舶の使用禁止)

第六十一条 近海かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の船橋を、次の表上欄に掲げる海域ごとに、それぞれ同表の相当下欄に掲げる色で塗装しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

海域	色
(一) 北緯五十度の線、次に掲げる一から九までの各点を順次に直線で結ぶ線及び東経百度の線により囲まれた海域（漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第二条1に規定する海域を除く。）	白色
一 北緯五十度西経百五十度の点	
二 南緯四度西経百五十度の点	
三 南緯四度西経百三十度の点	
四 南緯二十五度西経百三十度の点	
五 南緯二十五度東経百五十五度の点	
六 南緯十一度三十分東経百二十九度の点	
七 南緯十一度三十分東経百十三度二十八分の点	
八 南緯十度東経百十三度二十八分の点	
九 南緯十度東経百度の点	
(二) (一)に掲げる海域のうち、北緯五十度の線、北緯二十度の線、西経百五十度の線及び東経百七十度の線により囲まれた海域並びに我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によつて囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を	黄緑色

(削る。)

(削る。)

第十四節 中型さけ・ます流し網漁業

第六十四条～第六十六条 (略)

(削る。)

第十五節 日本海べにずわいがに漁業

第六十七条～第六十九条 (略)

(削る。)

除く。)を除く海域  
2 第五十六条第二項の規定は、近海かつお・まぐろ漁業に準用する。

(準用規定)

第六十二条 第三十一条の二から第三十一条の六まで、第五十六条の二、第五十九条、第六十条及び第六十条の二の二の規定は、近海かつお・まぐろ漁業に準用する。この場合において、第三十一条の二中「当該許可に係る船舶、第三十二条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第三十三条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船(以下「許可船舶等」という。)」とあり、及び第三十一条の三から第三十一条の五までの規定中「許可船舶等」とあるのは「近海かつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶」と、第五十九条中「第二十九条各号」とあるのは「第二十九条各号(第二号を除く。)」と読み替えるものとする。

第十一節 中型さけ・ます流し網漁業

第六十三条～第六十五条 (略)

第六十六条 削除

第十二節 日本海べにずわいがに漁業

第六十七条～第六十九条 (略)

(操業期間の制限)

第七十条 日本海べにずわいがに漁業者は、毎年九月一日から翌年六月三十日までの期間内でなければ、当該漁業を営んではならない。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

第三章 知事許可漁業

第一節 総則

(知事許可漁業の種類)

第七十条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

- 一 中型まき網漁業 総トン数五トン以上四十トン未満の船舶に

(べにずわいがにの漁獲量の制限)

第七十一条 農林水産大臣は、日本海べにずわいがに漁業者別及びべにずわいがにの採捕に従事する船舶別に、べにずわいがにの年間の漁獲量の上限を定めることができる。

2 農林水産大臣は、前項の漁獲量の上限を定めようとするときは、少なくとも次に掲げる事項を勘案しなければならない。

- 一 日本海の海域におけるべにずわいがにの資源の状況
- 二 べにずわいがにの採捕を行う漁業者及び当該べにずわいがにの採捕に従事する船舶の操業状況

3 第一項の漁獲量の上限を定められた日本海べにずわいがに漁業者は、同項で定められた日本海べにずわいがに漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量の上限のいずれについてもこれを超えてべにずわいがにを採捕してはならない。

第十三節 いか釣り漁業

(操業期間の制限)

第七十二条 いか釣り漁業の許可を受けた者(以下「いか釣り漁業者」という。)は、南緯三十度の線以南、西経百六十五度の線以西、南緯五十五度の線以北、東経百六十度の線以東の海域においては、毎年十一月一日から翌年六月三十日までの期間内でなければ、当該漁業を営んではならない。

(新設)

(新設)

(新設)

よりまき網を使用して行う漁業

二 小型機船底びき網漁業 総トン数十五トン（別表第二の沖合底びき網漁業の項の下欄に掲げる海域においてほたてがいをとることを目的とする場合にあつては総トン数二十トン）未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業

三 瀬戸内海機船底びき網漁業 瀬戸内海（法第百五十二条第二項に規定する瀬戸内海をいう。）において総トン数五トン以上の動力漁船により船びき網を使用して行う漁業をいう。

四 小型さけ・ます流し網漁業 総トン数三十トン未満の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業

（農林水産大臣が定めることができるその他の事項）

第七十一条 法第五十七条第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該漁業について都道府県知事が許可をすることができる船舶の合計総トン数

二 当該漁業について都道府県知事が許可をすることができる船舶の合計馬力数の最高限度

三 農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の総トン数

四 農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度

## 第二節 小型機船底びき網漁業

（小型機船底びき網漁業の種類）

第七十二条 第七十条第二号に掲げる小型機船底びき網漁業は、次のとおり区分する。

一 手繰第一種漁業 網口開口装置を有しない網具を使用して行う手繰漁業

（新設）

（新設）

（新設）

二 手繰第二種漁業 ビームを有する網具を使用して行う手繰漁業

三 手繰第三種漁業 桁を有する網具を使用して行う手繰漁業

四 打瀬漁業

五 その他の小型機船底びき網漁業 前各号に掲げるもの以外の

小型機船底びき網漁業

2 前項各号に掲げる小型機船底びき網漁業の地方名称を付する必要がある場合には、都道府県知事が指定する名称による。

(禁止海域又は禁止期間)

第七十三条 小型機船底びき網漁業は、農林水産大臣が海域又は期間を定めるときは、当該海域又は期間内においては、営んではならない。ただし、第一種共同漁業権又は第三種区画漁業権の目的となつている水産動植物を当該共同漁業権若しくは区画漁業権又はこれらを目的とする入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により禁止海域又は禁止期間を定めるときはこれを告示する。

(新設)

第七十四条 農林水産大臣が指定する海域においては、農林水産大臣が指定する種類の小型機船底びき網漁業は、営んではならない。

2 前項の指定については、前条第二項の規定を準用する。

(禁止漁法又は禁止漁具)

第七十五条 二そうびき小型機船底びき網漁業は、営んではならない。ただし、農林水産大臣の指定するものについては、この限りでない。

(新設)

2 小型機船底びき網漁業は、滑走装置を備えた桁又は網口開口板を使用して営んではならない。ただし、農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業であつてその指定する海域及び期間内にお

いて営むものについては、この限りでない。

3 第一項ただし書及び第二項ただし書の指定については、第七十三條第二項の規定を準用する。

### 第三節 小型さけ・ます流し網漁業

第七十六條 第七十條第四号に掲げる小型さけ・ます流し網漁業のうちその操業区域の全部又は一部が日本海の海域（北海道檜山郡と松前郡との最大高潮時海岸線における境界点から松前郡小島灯台中心点を経て青森県竜飛崎灯台中心点に至る線以東の津軽海峡の海域を除く。以下この条において同じ。）に係るものの許可を受けた者（次項において「日本海小型さけ・ます流し網漁業者」という。）は、毎年三月十日から六月二十五日まで（政府間の取決めを実施するため必要がある場合その他特別の事由がある場合において、農林水産大臣が操業の最終日を定めて告示したときは、その日まで）の期間内でなければ、日本海の海域において、当該漁業を営んではならない。

2 日本海小型さけ・ます流し網漁業者は、日本海の海域において当該漁業を営むために流し網を敷設する場合には、海中におけるその長さの合計が当該許可に係る船舶ごとに十二キロメートルを超えないようにしなければならない。

## 第四章 届出漁業

### （漁業の届出）

第七十七條 次に掲げる漁業（以下「届出漁業」という。）を営もうとする者は、当該届出漁業の操業期間ごと及び船舶ごとに、当該操業期間の最初の日の一月前までに、農林水産大臣が告示で定める様式による届出書を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 沿岸まぐろはえ縄漁業 別表第九の当該漁業の項に掲げる海

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

域において総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船により浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業

二 小型するめいか釣り漁業 別表第九の当該漁業の項に掲げる

海域において総トン数五トン以上三十トン未満の動力漁船により釣りによつてするめいかをとることを目的とする漁業

三 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項に掲げる海域において動力漁船により行う漁業（次に掲げるものを除く。）

イ 第二条各号に掲げる大臣許可漁業

ロ 前二号に掲げる漁業

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

一 船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し

二 届出に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

3 第一項の規定による届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続又は法の合併若しくは分割に係るものであるときは、その事実を証する面を添えなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項又は前項の規定による届出をした者に対し、必要な事項に関し、書面又は口頭による報告を求めることができる。

（漁獲成績報告書等）

第七十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る漁業の漁獲成績報告書を、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の漁獲成績報告書の提出期限及び様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。

（新設）

(船舶の塗装)

第七十九条 別表第九の暫定措置水域沿岸漁業等の項の第三号に掲げる海域において届出漁業を営む者は、当該漁業に係る船舶に表示された漁船法による登録番号の下に二センチメートルの幅で黒色の横線を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

(新設)

(沿岸まぐろはえ縄漁業に係る漁具の制限)

第八十条 沿岸まぐろはえ縄漁業を営む者は、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。

(新設)

(さめの魚体の所持等の制限)

第八十一条 沿岸まぐろはえ縄漁業を営む者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該沿岸まぐろはえ縄漁業を営む者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

(新設)

- 一 当該さめの全ての部分(頭部、内臓及び皮を除く。)を陸揚げまでの間、船上において所持すること。
- 二 当該さめを陸揚げするときに、前号の規定により所持したものを陸揚げすること。

(操業制限)

第八十二条 届出漁業を営む者は、別にこの省令で定める場合のほか、別表第十の上欄に掲げる届出漁業に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる制限又は禁止に違反して当該届出漁業を営んではならない。

(新設)

第五章 漁業調整に関するその他の措置

第四章 雑則

(かじき等流し網漁業の禁止)

第八十三条 何人も、別表第十一に掲げる海域においては、総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業を営んではならない。

(新設)

(さけ・ます漁業の禁止)

第八十四条 何人も、赤道以北の太平洋の海域においては、総トン数十トン以上の動力漁船によりさけ又はますをとることを目的とする漁業(中型さけ・ます流し網漁業及び小型さけ・ます流し網漁業を除く。)を営んではならない。ただし、漁業権若しくは入漁権に基づいて営む場合又はさけ若しくはますをとることを目的とする漁業についての法第五十七条第一項又は第一百九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて営む場合は、この限りでない。

(新設)

(さんま漁業の禁止)

第八十五条 何人も、北緯三十四度五十四分六秒の線以北、東経百三十九度五十三分十八秒の線以東の太平洋の海域(オホーツク海及び日本海の海域を除く。)においては、総トン数十トン以上の動力漁船によりさんまをとることを目的とする漁業(北太平洋さんま漁業を除く。)を営んではならない。

(新設)

(いか流し網漁業の禁止)

第八十六条 何人も、動力漁船により流し網を使用していかをとることを目的とする漁業を営んではならない。

(新設)

(べにずわいがに漁業の禁止)

第八十七条 何人も、別表第一の日本海べにずわいがに漁業の項の中欄に掲げる海域においては、動力漁船によりべにずわいがにを

(新設)

とることを目的とする漁業（日本海側にずわいがに漁業を除く。）を営んではならない。

（水産動植物の採捕の禁止）

第八十八条 何人も、別表第十二の上欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の下欄に掲げる禁止区域においては、採捕してはならない。

2 前項の規定に違反して採捕された水産動植物は、所持し、又は販売してはならない。

（削る。）

（削る。）

（新設）

（経営の共同化等の勧告）

第七十三条 農林水産大臣は、漁業に関する国際規制の強化に対応するため、指定漁業ごとに指定漁業者の数を制限する必要があると認めるときは、当該指定漁業者に対し、経営の共同化、営業の譲渡、合併等の措置を採るべきことを勧告することができる。

（停船命令）

第七十四条 漁業監督官は、法第七十四条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることがある。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

一 別記様式第七号による信号旗Lを掲げる。

二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する

吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

(外国周辺の海域における船舶の立入禁止)

第七十五条 外国周辺の海域のうち別表第五の上欄に掲げる区域においては、漁業を営む者は、それぞれ同表の下欄に掲げる者を除き、漁業を営むために船舶により当該区域内に立ち入つてはならない。

(外国の法令の遵守)

第七十五条の二 別表第五の下欄に掲げる者(指定漁業者を除く。)  
( )は、それぞれ同表の上欄に掲げる区域において操業する場合には、第五条の二第二項に規定する漁業に関する法令に相当する当該区域を管轄する外国の法令を遵守しなければならない。

(外国周辺の海域における立入禁止違反等に係る船舶に対する停泊命令)

第七十六条 農林水産大臣は、合理的に判断して漁業者(指定漁業者を除く。)( )が前二条の規定に違反して漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。

2 | 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 | 第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

(外国周辺の海域における操業等の禁止命令)

第七十七条 農林水産大臣は、合理的に判断して漁業者が第七十五

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

（中央北極海公海における魚類の採捕の禁止）  
第八十九条（略）

（あざらし及びおつとせいの猟獲の禁止）  
第九十条（略）

（削る。）

（ひげ鯨等の捕獲等の禁止）

第九十一条 基地式捕鯨業者及び母船式捕鯨業者以外の者は、ひげ鯨及びまつこう鯨（この条及び次条において「ひげ鯨等」という。）を捕獲してはならない。ただし、基地式捕鯨業及び母船式捕

条の規定に違反して漁業を営んだ事実があると認めるときは、漁業取締りのため必要な限度において、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、当該違反に係る同条の区域の周辺の海域につき漁業を営み、又は漁業に従事することを禁止する区域及び期間を指定して、漁業を営み、又は漁業に従事することを禁止することがある。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

（中央北極海公海における魚類の採捕の禁止）  
第七十八条（略）

（あざらし及びおつとせいの猟獲の禁止）  
第七十九条（略）

（南極海域における鯨の捕獲の禁止）

第八十条 南緯六十度の線以南の海域においては、ひげ鯨、まつこう鯨、とつくり鯨及びみなみとつくり鯨（次条及び第九十条において「ひげ鯨等」と総称する。）以外の鯨であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものを捕獲してはならない。ただし、農林水産大臣が南極の海洋生物資源の保存に関する条約の実施上支障がないと認めて許可をした場合は、この限りでない。

（ひげ鯨等の捕獲等の禁止）

第八十一条 大型捕鯨業者、小型捕鯨業者及び母船式捕鯨業者以外の者は、ひげ鯨等を捕獲してはならない。ただし、大型捕鯨業、小型捕鯨業及び母船式捕鯨業以外の漁業であつて農林水産大臣が

- 2 前項ただし書の規定によりひげ鯨等を捕獲（混獲を含む。以下この項及び次条において同じ。）した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を農林水産大臣に報告しなければならない。
- 一 五 （略）
- 3 （略）

（削る。）

<ol style="list-style-type: none"> <li>2 前項ただし書の規定によりひげ鯨等を捕獲（混獲を含む。以下この項及び第九十条において同じ。）した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を農林水産大臣に報告しなければならない。</li> <li>一 五 （略）</li> <li>3 （略）</li> </ol>	<p>（齒鯨をとる漁業の禁止）</p> <p>第八十二条 法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、南緯六十度の線以北の海域においては、齒鯨（まつこう鯨、とつくり鯨及びみなみとつくり鯨を除く。次項において同じ。）をとることを目的とする漁業（小型捕鯨業及び母船式捕鯨業を除く。）を営んではならないものとする。ただし、齒鯨（いしいるか（りくぜんいるか型いしいるかを含む。）、かまいるか、すじいるか、はんどういるか（ばんどういるか）、まだらいるか（あらりいるか）、はなごんどう、こびれごんどう（まごんどう）、おきごんどう、しわはいるか又はかずはごんどうに限る。）をとることを目的とする漁業についての法第六十五条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく都道府県規則の規定による都道府県知事の許可を受けて営む場合は、この限りでない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 農林水産大臣は、合理的に判断して漁業者（指定漁業者を除く。）が前項の規定に違反して齒鯨をとることを目的とする漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。</li> <li>3 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 農林水産大臣は、合理的に判断して漁業者（指定漁業者を除く。）が前項の規定に違反して齒鯨をとることを目的とする漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。</li> <li>3 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは</li> </ol>
--	---	---	---

(削る。)

、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。  
4 第十九条第三項の規定は、第二項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

(鯨体処理場)

第八十三条 鯨体処理場を設置し、又はその設備を変更しようとする者は、鯨体処理場ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出して、同項の許可を申請しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二 鯨体処理場の名称

三 鯨体処理場の設置場所

四 第三十八条第二項及び第四十五条第二項の規定による報告を受ける連絡先

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第一項の許可を受けようとする者が個人である場合 次に掲げる書類

イ 住民票の写し

ロ 略歴

ハ 鯨体処理場の建物図面

ニ 鯨体処理場の仕様書

ホ 設置場所及びその付近の図面

二 第一項の許可を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる書類

イ 定款

ロ 登記事項証明書

(削る。)

- ハ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- ニ 前号ハからホまでに定める書類

(鯨体処理場の条件)

第八十四条 鯨体処理場は、次に掲げる条件をみたすものでなければならぬ。

一 水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれがないこと。

二 第三十八条第二項及び第四十五条第二項の規定による報告を受けるために必要な体制を有すること。

(変更命令等)

第八十五条 農林水産大臣は、鯨体処理場が前条の条件をみたさなくなつたときは、当該鯨体処理場の設置の許可を受けた者(以下「鯨体処理場設置者」という。)に対し、当該鯨体処理場の設備の変更を命じ、又はその使用を制限することがある。

(許可の取消し等)

第八十六条 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第八十三条第一項の規定による許可を取り消し、又は鯨体処理場の使用の停止を命ずることがある。

一 当該許可の日から一年以内に鯨体処理場の設置又はその設備の変更がないとき。

二 鯨体処理場が引き続き二年間使用されていないとき。

三 鯨体処理場設置者がこの省令の規定又はこの省令の規定に基づく処分に違反したとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第十九条第三項の規定は、第一項の規定による処分に係る聴聞について準用する。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

第八十七条 鯨体処理場設置者は、第三十八条第二項又は第四十五条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明のつどこれに併記しなければならない。

一 処理開始の日時

二 体長

三 性別

四 乳分泌の有無

五 胎児の性別及び体長

六 この省令に違反する事実のある場合には、その詳細  
2 第五十一条第二項の規定は、前項第二号及び第五号の体長について準用する。

(削る。)

第八十八条 鯨体処理場設置者は、農林水産大臣が別に定めて告示する様式による毎年の鯨体処理状況報告書を、翌年の一月三十一日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

(削る。)

(鯨体処理場の廃止の届出)  
第八十九条 鯨体処理場設置者は、鯨体処理場を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。  
2 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る鯨体処理場の設置の許可は効力を失う。

(捕鯨業者以外の者が捕獲したひげ鯨等の処理の制限)

第九十二条 前条第一項ただし書の規定によりひげ鯨等を捕獲した者(以下この条において「ひげ鯨等を捕獲した者」という。)は、鯨体処理場、卸売市場その他の水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれがない場所以外の場所において、当該

(捕鯨業者以外の者が捕獲したひげ鯨等の処理の制限)

第九十条 第八十一条第一項ただし書の規定によりひげ鯨等を捕獲した者(以下この条において「ひげ鯨等を捕獲した者」という。)は、鯨体処理場、卸売市場その他の水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれがない場所以外の場所において、

ひげ鯨等処理してはならない。

2 ひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等の個体の識別に必要なDNA分析（DNAの塩基配列の解析であつて、当該ひげ鯨等の個体を特定させるDNAの塩基配列の情報取得できるものに限る。以下この条において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該ひげ鯨等（生きているものに限る。）を海に戻す場合及び当該ひげ鯨等の全ての部分を埋却又は焼却により処分する場合は、この限りでない。

3 (略)

4 前条第三項の規定は、第二項の規定に違反してDNA分析を行わなかった者について準用する。この場合において、同項中「当該ひげ鯨等」とあるのは、「第九十二条第二項の規定によるDNA分析を行っていない当該ひげ鯨等」と読み替えるものとする。

(削る。)

(歯鯨の捕獲の禁止)

第九十三条 基地式捕鯨業者以外の者は、歯鯨（まつこう鯨を除く。以下この条において同じ。）を捕獲してはならない。ただし、歯鯨（いしいるか（りくぜんいるか型いしいるかを含む。）、かまいるか、すじいるか、はんどういるか（ばんどういるか）、

当該ひげ鯨等処理してはならない。

2 ひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等の個体の識別に必要なDNA分析（DNAの塩基配列の解析であつて、当該ひげ鯨等の個体を特定させるDNAの塩基配列の情報取得できるものに限る。以下この条において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該ひげ鯨等（生きているものに限る。）を海に戻す場合及び当該ひげ鯨等のすべての部分を埋却又は焼却により処分する場合は、この限りでない。

3 (略)

4 第八十一条第三項の規定は、第二項の規定に違反してDNA分析を行わなかった者について準用する。この場合において、同項中「当該ひげ鯨等」とあるのは、「第九十条第二項の規定によるDNA分析を行っていない当該ひげ鯨等」と読み替えるものとする。

(ひげ鯨又はまつこう鯨の捕獲及び処理の制限)

第九十一条 次に掲げる線から成る線以西、赤道以北の太平洋の海域においては、農林水産大臣が許可した場合を除き、日本船舶以外の船舶においてひげ鯨又はまつこう鯨の捕獲及び処理に従事してはならない。

- 一 北緯四十度以北の西経百六十度の線
- 二 北緯四十度西経百六十度の点から北緯四十度西経百五十度の点に至る直線
- 三 北緯四十度西経百五十度の点から赤道と西経百五十度の線との交点に至る直線

(新設)

まだらいるか（あらりいるか）、はなごんどう、こびれごんどう（まごんどう）、おきごんどう、しわはいるか又はかずはごんどうに限る。）をとることを目的とする漁業についての法第五十七条第一項又は第百十九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて捕獲する場合は、この限りでない。

（特定の鯨の捕獲の禁止）

第九十四条 何人も、第九十一条第一項及び前条の規定にかかわらず、別表第十三の上欄に掲げる鯨を、それぞれ同表の下欄に掲げる禁止区域においては、採捕してはならない。

2 前項の規定に違反して採捕された鯨は、所持し、又は販売してはならない。

（高度回遊性魚類資源の採捕の禁止）

第九十五条 中西部太平洋条約海域のうち公海においては、船舶により、中西部太平洋条約第三条3の規定により同条約を適用することとされている魚種であつて農林水産大臣が別に定めて告示するもの（以下「高度回遊性魚類資源」という。）を採捕してはならない。ただし、大中型まき網漁業又はかつお・まぐろ漁業を営む者が採捕する場合は、この限りでない。

2 （略）

（削る。）

（新設）

（高度回遊性魚類資源の採捕の禁止）

第九十一条の二 中西部太平洋条約海域のうち公海においては、船舶により、中西部太平洋条約第三条3の規定により同条約を適用することとされている魚種であつて農林水産大臣が別に定めて告示するもの（以下「高度回遊性魚類資源」という。）を採捕してはならない。ただし、大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業若しくは近海かつお・まぐろ漁業を営む者が採捕する場合は、これらの者以外の者が農林水産大臣の許可を受けて採捕する場合は、この限りでない。

2 （略）

（大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの採捕の禁止）

第九十一条の三 第五十七条第一項の大西洋くろまぐろの割当てを受けた遠洋かつお・まぐろ漁業者及び外国等割当て大西洋くろまぐろの採捕を行う遠洋かつお・まぐろ漁業者以外の者は、大西洋くろまぐろを、同条第一項のみなみまぐろの割当てを受けた遠洋かつお・まぐろ漁業者及び外国等割当てのみなみまぐろの採捕を行う遠洋かつお・まぐろ漁業者以外の者は、みなみまぐろを、それ

(大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの採捕等の禁止)  
第九十六条 何人も、大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを採捕してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 漁獲割当管理区分において年次漁獲割当量設定者がその設定を受けた年次漁獲割当量の範囲内において採捕する場合

二 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結国たる外国等に対する割当て又はみなみまぐろの保存のための条約の締結国たる外国等に対する割当てを受けて当該割当ての範囲内において採捕する場合

3 第二十四条第一項の規定に違反して陸揚げを行い、又は第一項の規定に違反して大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを採捕した者は、当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを販売し、又は販売の目的をもって所持し、若しくは加工してはならない。その情を知つてこれを譲り受けた者も、同様とする。

(削る。)

どれ採捕してはならない。

(大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの所持等の禁止)  
第九十一条の四 (新設)

(新設)

第十八条第一項の規定に違反して陸揚げを行い、又は第五十七条第五項若しくは前条の規定に違反して大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを採捕した者は、当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを販売し、又は販売の目的をもって所持し、若しくは加工してはならない。その情を知つてこれを譲り受けた者も、同様とする。

(採捕違反に係る船舶に対する停泊命令)

第九十一条の五 農林水産大臣は、漁業者(指定漁業を営む者を除く。以下この項において同じ。)につき、合理的に判断して前三条の規定に違反した事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して、当該漁業者の使用に係る船舶の停泊を命ずることがある。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞

(削る。)

(運搬船の届出)

第九十七条 別表第八の上欄に掲げる港内又は海域においてかつお・まぐろ漁業(総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用するものに限る。)の漁獲物又はその製品の転載を当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から受ける日本船舶(以下この項において「運搬船」という。)を運航する者は、あらかじめ、当該運搬船ごとに、別記様式第七号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(まぐろ又はかじきの採捕の制限)  
第九十八条 (略)

について準用する。

(船長等の乗組み禁止命令)

第九十一条の六 農林水産大臣は、合理的に判断して漁業者(指定漁業者を除く。以下この項において同じ。)が第九十一条の二から第九十一条の四までの規定に違反した事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、高度回遊性魚類資源及びびみなまぐろの採捕に係る船舶への乗組みを制限し、又は禁止することがある。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

(運搬船の届出)

第九十一条の七 別表第四の上欄に掲げる港内又は海域において遠洋かつお・まぐろ漁業(浮きはえ縄を使用するものに限る。)の漁獲物又はその製品の転載を当該漁獲物を採捕し又は当該製品を製造した船舶から受ける日本船舶(以下この項において「運搬船」という。)を運航する者は、あらかじめ、当該運搬船ごとに、別記様式第八号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(まぐろ又はかじきの採捕の制限)  
第九十二条 (略)

(削る。)

(さけ・ます漁業の禁止)

第九十三条 法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、赤道以北の太平洋の海域においては、総トン数十トン以上の動力漁船によりさけ又はますをとることを目的とする漁業(中型さけ・ます流し網漁業及び法第六十六条第一項の規定による小型さけ・ます流し網漁業を除く。)を営んではならないものとする。ただし、漁業権若しくは入漁権に基づいて営む場合又はさけ若しくはますをとることを目的とする漁業についての法第六十五条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく都道府県規則の規定による都道府県知事の許可を受けて営む場合は、この限りでない。

2 農林水産大臣は、合理的に判断して漁業者(指定漁業者を除く。)が前項の規定に違反してさけ又はますをとることを目的とする漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。

3 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第十九条第三項の規定は、第二項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

(削る。)

(許可を仮装した船舶の立入禁止)

第九十四条 漁業を営む者は、漁業取締りのため農林水産大臣が中型さけ・ます流し網漁業の許可に係る船舶以外の船舶に第六十三条第一項に規定する塗装と同一又は紛らわしい塗装をしてさけ又はますをとることを目的とする漁業を営むために立ち入ることを禁止する区域及び期間を定めて告示したときは、当該期間内においては、当該許可を仮装して当該漁業を営むために当該同一又は

(無許可船舶におけるさけ又はますをとる漁具の所持の禁止)

第九十九条 漁業を営む者は、政府間の取決めの実施のため農林水産大臣が中型さけ・ます流し網漁業の許可又はさけ若しくはますをとることを目的とする漁業についての法第五十七条第一項若しくは第九十九条第一項の規定による都道府県知事の許可に係る船舶以外の船舶(以下「さけ・ます漁業に係る無許可船舶」という。)において専らさけ又はますをとる流し網又ははえ縄を所持することを禁止する区域及び期間を定めて告示したときは、当該区域においては、当該期間中さけ・ます漁業に係る無許可船舶において、当該漁具を所持してはならない。

2 前項の区域及び期間は、その施行期日を定め、その期日の二週間前までに官報に掲載してするものとする。ただし、政府間の取決めの実施のため緊急を要する場合は、この限りでない。

(削る。)

紛らわしい塗装をした船舶により当該区域内に立ち入つてはならない。ただし、法第六十六条第一項の規定により小型さけ・ます流し網漁業の許可を受けた者が当該許可に係る船舶により立ち入る場合は、この限りでない。

2 前項の規定による告示は、その施行期日を定め、その期日の二週間前までに官報に掲載してするものとする。ただし、政府間の取決めの実施のため緊急を要する場合は、この限りでない。

(無許可船舶におけるさけ又はますをとる漁具の所持の禁止)

第九十五条 漁業を営む者は、政府間の取決めの実施のため農林水産大臣が中型さけ・ます流し網漁業の許可又はさけ若しくはますをとることを目的とする漁業についての法第六十六条第一項の規定若しくは法第六十五条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく都道府県規則の規定による都道府県知事の許可に係る船舶以外の船舶(以下「さけ・ます漁業に係る無許可船舶」という。)においてもつばらさけ又はますをとる流し網又ははえ縄を所持することを禁止する区域及び期間を定めて告示したときは、当該区域においては、当該期間中さけ・ます漁業に係る無許可船舶において、当該漁具を所持してはならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(さけ又はますの所持等の禁止)

第九十六条 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、農林水産大臣が漁業取締りのため必要な限度において地域及び期間を指定して漁業に関する法令の違反に係るさけ又はますの所持、販売又は加工の禁止の措置を定めて告示したときは、当該区域においては、当該期間中当該さけ又はますを所持し、販売し、又は加工してはならない。

(削る。)

2 第九十四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(日本海小型さけ・ます流し網漁業に関する制限)

第九十七条 法第六十六条第一項の規定による小型さけ・ます流し網漁業のうちその操業区域の全部又は一部が日本海の海域(北海道檜山郡と松前郡との最大高潮時海岸線における境界点から松前郡小島灯台中心点を経て青森県竜飛崎灯台中心点に至る線以東の津軽海峡の海域を除く。以下この条において同じ。)に係るもの(以下「日本海小型さけ・ます流し網漁業」という。)の許可を受けた者(以下「日本海小型さけ・ます流し網漁業者」という。)は、毎年三月十日から六月二十五日まで(政府間の取決めを実施するため必要がある場合その他特別の事由がある場合において、農林水産大臣が操業の最終日を定めて告示したときは、その日まで)の期間内でなければ、日本海の海域において、当該漁業を営んではならない。

2 日本海小型さけ・ます流し網漁業者は、日本海の海域において当該漁業を営むために流し網を敷設する場合には、海中におけるその長さの合計が当該許可に係る船舶ごとに十二キロメートルをこえないようにしなければならない。

1 (日本海小型さけ・ます流し網漁業の許可船舶に対する停泊命令)

第九十八条 農林水産大臣は、日本海小型さけ・ます流し網漁業者につき、合理的に判断して前条の規定に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該日本海小型さけ・ます流し網漁業者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該日本海小型さけ・ます流し網漁業者の使用に係る船舶の停泊を命ずることがある。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(削る。)

(さけ又はますの採捕の制限)  
第百条 (略)

(削る。)

(ずわいがにの採捕の制限等)

第百一条 別表第一のずわいがにの漁業の項の中欄に掲げる海域において、ずわいがにの未成熟がに(腹節の内側に卵を有しない雌がに及び甲幅九センチメートル(別表第十四の上欄に掲げるE海域にあっては、甲幅八センチメートル)未満の雄がにをいう。次項において同じ。)は、採捕してはならない。

3 第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

(さけ又はますの採捕の制限)  
第九十九条 (略)

(さんま漁業の禁止)

第百条 法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、北緯三十四度五十四分六秒の線以北、東経百三十九度五十三分十八秒の線以東の太平洋の海域(オホーツク海及び日本海の海域を除く。)においては、総トン数十トン以上の動力漁船によりさんまをとることを目的とする漁業(北太平洋さんま漁業を除く。)を営んではならないものとする。

2 農林水産大臣は、合理的に判断して漁業者(指定漁業者を除く。)が前項の規定に違反してさんまをとることを目的とする漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。

3 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第十九条第三項の規定は、第二項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

第百一条 削除

- 2 | 別表第十四の上欄に掲げる海域においては、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、ずわいがにの成熟がに（未成熟がに以外のかにをいう。）は、採捕してはならない。
- 3 | 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、第一項の規定に違反して採捕されたずわいがに又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

（削る。）

（べにずわいがにの採捕等の禁止）

第百二条 （略）

（べにずわいがに漁業の禁止）

第百二条 法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、令第一項第十二号イ及びロに掲げる海域以外の日本海の海域においては、動力漁船によりべにずわいがにをとることを目的とする漁業（日本海べにずわいがに漁業を除く。）を営んではならないものとする。

2 | 農林水産大臣は、合理的に判断して漁業者（指定漁業者を除く。）が前項の規定に違反してべにずわいがにをとることを目的とする漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。

3 | 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 | 第十九条第三項の規定は、第二項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

（べにずわいがにの採捕等の禁止）

第百三条 （略）

（いか流し網漁業の禁止）

(削る。)

(削る。)

## 第六章 雑則

### (停船命令)

第二百三条 漁業監督官は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

- 一 別記様式第八号による信号旗Lを掲げること。
- 二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音一回、長音一回、短音二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

第二百四条 法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、動力漁船により流し網を使用していかをとることを目的とする漁業を営んではならないものとする。

2 農林水産大臣は、合理的に判断して漁業者(指定漁業者を除く。)が前項の規定に違反していかをとることを目的とする漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。

3 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第十九条第三項の規定は、第二項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

### 第二百五条 削除

(新設)

(新設)

三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

（船長等の乗組み禁止命令）

第百四条 農林水産大臣は、漁業者その他水産動植物を採捕する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の船長、船長の職務を行う者、又は操業を指揮する者（基地式捕鯨業又は母船式捕鯨業における砲手を含む。）に対し、当該違反に係る漁業又は水産資源の採捕に係る船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第三十八条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

（漁業監督官の乗船）

第百五条 漁業監督官は、その職務を行うため必要があると認めるときは、大臣許可漁業の許可に係る船舶に乗船することができる。

（外国の法令の遵守）

第百六条 大臣許可漁業の許可を受けた者は、外国の領海又は排他的経済水域において操業する場合には、漁業に関する法令に相当する当該外国の法令を遵守しなければならない。

2 別表第五の下欄に掲げる者（大臣許可漁業の許可を受けた者を除く。）は、それぞれ同表の上欄に掲げる区域において操業する

（新設）

（新設）

（新設）

場合には、漁業に関する法令に相当する当該区域を管轄する外国の法令を遵守しなければならない。

(外国周辺の海域における船舶の立入禁止)

第七十条 外国周辺の海域のうち別表第五の上欄に掲げる区域においては、漁業を営む者は、それぞれ同表の下欄に掲げる者を除き、漁業を営むために船舶により当該区域内に立ち入ってはならない。

(外国周辺の海域における操業等の禁止命令)

第八十条 農林水産大臣は、漁業者が前条の規定に違反して漁業を営んだ事実があると認めるときは、漁業取締りのため必要な限度において、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、当該違反に係る同条の区域の周辺の海域につき漁業を営み、又は漁業に従事することを禁止する区域及び期間を指定して、漁業を営み、又は漁業に従事することを禁止することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第三十八条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

(鯨体処理場)

第九十条 鯨体処理場を設置し、又はその設備を変更しようとする者は、鯨体処理場ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出して、同項の許可を申請しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主た

(新設)

(新設)

(新設)

る事務所の所在地並びに代表者の氏名)

二 鯨体処理場の名称

三 鯨体処理場の設置場所

四 第四十六条第二項の規定による報告を受ける連絡先

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

一 第一項の許可を受けようとする者が個人である場合 次に掲げる書類

イ 住民票の写し

ロ 略歴

ハ 鯨体処理場の建物図面

ニ 鯨体処理場の仕様書

ホ 設置場所及びその付近の図面

二 第一項の許可を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる書類

イ 定款

ロ 登記事項証明書

ハ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

ニ 前号ハからホまでに定める書類

(鯨体処理場の条件)

第百十条 鯨体処理場は、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。

一 水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれがないこと。

二 第四十六条第二項の規定による報告を受けるために必要な体制を有すること。

(変更命令等)

第百十一条 農林水産大臣は、鯨体処理場が前条の条件を満たさなくなつたときは、当該鯨体処理場の設置の許可を受けた者(以下

(新設)

(新設)

「鯨体処理場設置者」という。)に対し、当該鯨体処理場の設備の変更を命じ、又はその使用を制限することができる。

(許可の取消し等)

第百十二条 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するとき

は、第百九条第一項の規定による許可を取り消し、又は鯨体処理場の使用の停止を命ずることができる。

一 当該許可の日から一年以内に鯨体処理場の設置又はその設備の変更がないとき。

二 鯨体処理場が引き続き二年間使用されていないとき。

三 鯨体処理場設置者がこの省令の規定又はこの省令の規定に基づく処分に違反したとき。

2 | 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 | 第三十八条第三項の規定は、第一項の規定による処分に係る聴聞について準用する。

(鯨体処理状況の記載)

第百十三条 鯨体処理場設置者は、第四十六条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明の都度これに併記しなければならない。

一 処理開始の日時

二 体長

三 性別

四 乳分泌の有無

五 胎児の性別及び体長

六 この省令に違反する事実のある場合には、その詳細  
2 | 第五十条第二項の規定は、前項第二号及び第五号の体長について準用する。

(新設)

(新設)

(鯨体処理状況報告書の提出)

第百十四条 鯨体処理場設置者は、農林水産大臣が別に定めて告示する様式による毎年の鯨体処理状況報告書を、翌年の一月三十一日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

(鯨体処理場の廃止の届出)

第百十五条 鯨体処理場設置者は、鯨体処理場を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る鯨体処理場の設置の許可は効力を失う。

(提出書類の經由機関)

第百十六条 この省令の規定により農林水産大臣に提出する書類であつて次に掲げるものは、第一号から第十五号までに掲げるものにあつては住所地(二以上ある場合にあつては、主たる住所地)を、第十六号から第十八号までに掲げるものにあつては漁業根拠地(漁業を営む者がその営む漁業に使用する船舶により行う当該漁業の操業を管理する事務所の所在地をいい、二以上ある場合にあつては主たる漁業根拠地をいう。)を管轄する都道府県知事を經由して提出しなければならない。

一 遠洋底びき網漁業に関するもの

二 東シナ海はえ縄漁業に関するもの

三 大西洋等はえ縄等漁業に関するもの

四 太平洋底刺し網等漁業に関するもの

五 基地式捕鯨業に関するもの

六 母船式捕鯨業に関するもの

七 かじき等流し網漁業に関するもの

八 東シナ海等かじき等流し網漁業に関するもの

九 かつお・まぐろ漁業に関するもの

十 中型さけ・ます流し網漁業に関するもの

(新設)

(新設)

(新設)

十一 北太平洋さんま漁業に関するもの

十二 ずわいがに漁業に関するもの

十三 日本海べにずわいがに漁業に関するもの

十四 いか釣り漁業に関するもの

十五 届出漁業に関するもの

十六 沖合底びき網漁業に関するもの

十七 以西底びき網漁業に関するもの

十八 大中型まき網漁業に関するもの

2| 第六章の規定により鯨体処理場に関し農林水産大臣に提出する書類は、当該鯨体処理場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

3| 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる書類は、都道府県知事を経由せずに農林水産大臣に提出することができる。

一 第十四条第一項の規定による資源管理の状況等の報告に関するもの

二 第二十五条第二項の規定による位置等の報告に関するもの

三 第四十二条又は第六十一条の規定による陸揚げ又は転載の届出に関するもの

四 第九十七条の規定による運搬船の届出に関するもの

## 第七章 罰則

(罰則)

第一百七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十三条、第二十四条第一項、第二十七条(第二十八条において準用する場合を含む。)、第四十三条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十七条、第四十八条、第五十九条、第六十条、第六十六条、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第六十七条第一項若しくは第二項、第七十六条、第八十二条、第八十八条から第九十条まで、第九十一条第一項、第九十三条か

## 第五章 罰則

(罰則)

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条、第十八条第一項、第二十七条、第二十九条(第三十条において準用する場合を含む。)、第三十三条の三、第三十四条第三項、第三十五条、第三十七条第二項、第四十二条第三項、第四十三条、第四十四条第二項、第四十六条第三項、第四十七条、第五十七条第五項、第五十九条、第六十条、第六十五条、第七十条、第七十一条第三項、第七十二条、第七十五条

ら第九十五条まで、第九十六条第一項若しくは第三項、第九十八条、第一百条から第一百二条まで、第一百七条又は第九十九条第一項の規定に違反した者

二 第一百零四条第一項又は第一百零八条第一項の規定による命令に違反した者

2  
(略)

第一百零八条 第三十九条、第四十五条第一項若しくは第三項、第五十三条、第五十四条(第五十五条において準用する場合を含む。)、第五十七条、第六十二条、第六十九条、第八十条、第八十一条、第九十一条第三項(第九十二条第四項において準用する場合を含む。)、又は第九十九条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(削る。)

(削る。)

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条、第二十二条、第二十九条、第三十一条(第五十五条において準用する場合を含む。)、第三十五条(第六十三

、第七十八条から第八十条まで、第八十一条第一項、第八十三条第一項、第九十一条、第九十一条の二から第九十一条の四まで、第九十二条、第九十七条、第九十九条又は第一百三三条の規定に違反した者

二 第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第七十六条、第七十七条、第八十二条第二項、第九十一条の五第一項、第九十一条の六第一項、第九十三条第二項、第一百零二項、第一百零二条第二項又は第一百零四条第二項の規定による命令に違反した者

2  
(略)

第一百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の二第一項、第三十一条の七、第三十七条第一項若しくは第三項、第四十四条第一項若しくは第三項、第五十六条の二(第六十二条において準用する場合を含む。)、第六十条の二の二(第六十二条において準用する場合を含む。)、第六十六条、第八十一条第三項(第九十条第四項において準用する場合を含む。)、第九十四条第一項、第九十五条第一項又は第九十六条第一項の規定に違反した者

二 第二十条第一項、第二十条の二第一項又は第九十八条第一項の規定による命令に違反した者

第一百零八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条、第十六条第一項若しくは第二項、第二十六条、第三十条の二、第三十一条の三(第六十条の三及び第六十二条に

条において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項、第四十九条第一項、第五十一条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項、第五十八条、第六十四条第一項、第六十五条、第六十七条第一項、第六十八条又は第七十九条の規定に違反した者

二 第二十六条第一項の規定による操業日誌を備え付けず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載した者

三 第七十七条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二百二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第一百七十一条、第一百八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

において準用する場合を含む。）、第三十八条第一項、第四十五条第一項、第五十条第一項、第五十六条第一項、第五十八条、第六十一条第一項、第六十三条第一項、第六十四条、第六十七条第一項又は第六十八条の規定に違反した者

二 第二十八条の二第一項の規定による操業日誌を備え付けず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載した者  
(新設)

第二百九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第六十一条、第七十条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

別記様式第一号から別記様式第八号までを次のように改める。

別記

様式第1号（第3条、第4条関係）

〇〇〇〇〇の許可（起業の認可）申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊞

下記により〇〇〇〇〇の許可（起業の認可）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 使用する船舶
  - (1) 漁船登録番号
  - (2) 船 名
  - (3) 船舶総トン数
  - (4) 冷凍設備の有無及びその能力
  - (5) 通信機器等の有無及びその種類
- 2 操業区域
- 3 漁業時期
- 4 漁業根拠地
- 5 漁獲物等陸揚港

備考

- 1 〇〇〇〇〇は、大臣許可漁業の種類を記載すること。
- 2 冷凍設備の能力は、冷凍トンに記載すること。
- 3 通信機器等の有無及びその種類は、通信機器及びGPS受信機その他の自船の位置を測定できる装置について記載すること。
- 4 漁業根拠地とは、当該船舶により行う当該大臣許可漁業の操業を管理する事務所の所在地をいい、2以上ある場合には主たるものに「(主)」を冠すること。
- 5 漁獲物等陸揚港とは、漁獲物又はその製品の陸揚港をいう。
- 6 次の表の左欄に掲げる大臣許可漁業にあつては、同表の右欄に掲げる事項についても記載すること。

大臣許可漁業の種類	記載事項
沖合底びき網漁業	1 漁業の方法（1 そうびき又は2 そうびきの別） 2 階層名 3 推進機関の種類及び馬力数
以西底びき網漁業	1 漁業の方法（1 そうびき又は2 そうびきの別） 2 推進機関の種類及び馬力数
遠洋底びき網漁業	同 上
大西洋等はえ縄等漁業	使用漁具の種類及び規模
太平洋底刺し網等漁業	同 上
大中型まき網漁業	1 漁業の方法（1 そうまき又は2 そうまきの別） 2 階層名 3 魚そうの容積
基地式捕鯨業	1 使用しようとする鯨体処理場の所在地及び名称 （2以上ある場合には、主たるものに「(主)」を冠 すること。） 2 もりづつの口径
母船式捕鯨業	申請に係る船舶と同一の船団に属する母船又は独 航船の名称及び総トン数
かじき等流し網漁業	船舶にとう載する漁具の規模
東シナ海等かじき等流し網漁業	同 上
かつお・まぐろ漁業	1 漁業の方法（釣り漁業又は浮きはえ縄漁業の 別） 2 階層名
北太平洋さんま漁業	集魚灯の種類及び消費電力の総和
ずわいがに漁業	使用漁具の種類及び数量
日本海べにずわいがに漁業	同 上

備考

推進機関の馬力数は、漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第7項に規定するものを記載すること。

様式第2号（第4条関係）

〇〇〇〇〇船舶件名書（計画又は現在）

- 1 船名
- 2 船質
- 3 船舶番号
- 4 船体の長さ、幅及び深さ
- 5 船舶総トン数
- 6 推進機関の種類及び馬力数
- 7 最大速力
- 8 魚そうの容積
- 9 冷凍設備の有無及びその能力
- 10 通信機器等の有無及びその種類
- 11 造船所の所在地及び名称
- 12 機関製作所の所在地及び名称
- 13 起工、進水及びしゅん工の予定年月日（現在のものは、進水年月日）
- 14 所有者の住所及び氏名又は名称
- 15 建造（購入）価格
- 16 資金調達方法（自己資金及び借入金に区分し、借入金は借入先別に記載すること。）

備考

- 1 〇〇〇〇〇は、大臣許可漁業の種類を記載すること。
- 2 冷凍設備の能力は、冷凍トンに記載すること。
- 3 通信機器等の有無及びその種類は、通信機器及びGPS受信機その他の自船の位置を測定できる装置について記載すること。

様式第3号（第16条関係）

(1) 沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、基地式捕鯨業、母船式捕鯨業及びかつお・まぐろ漁業以外の大臣許可漁業の場合

許 可 番 号	○○○○○許可証			
住 所				
氏名又は名称				
船 名	船 名		総 ト ン 数	
	漁船登録番号		使用権の種類及び期限	年 月 日まで
操 業 区 域				
漁 業 時 期				
漁具の種類その他の漁業の方法				
漁 業 根 拠 地				
漁獲物等陸揚港				
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで			
条 件				
年 月 日				
農林水産大臣 印				

(2) 沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業の場合

許 可 番 号	○○○○○許可証			
住 所				
氏名又は名称				
船 舶	船 名		総 ト ン 数	(階層： )
	漁船登録番号		使用権の種類 及び期限	年 月 日まで
操 業 区 域				
漁 業 時 期				
漁具の種類その他の の 漁 業 の 方 法				
漁 業 根 拠 地				
漁獲物等陸揚港				
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで			
条 件				
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">農林水産大臣 印</p>				

(3) 基地式捕鯨業の場合

許 可 番 号	基地式捕鯨業許可証			
住 所				
氏名又は名称				
船 舶	船 名		総 ト ン 数	
	漁船登録番号		使用権の種類 及び期限	年 月 日まで
操 業 区 域				
漁 業 時 期				
使用する鯨体 処 理 場	名 称		所 在 地	
漁具の種類その他 の 漁 業 の 方 法				
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで			
条 件				
<p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">農林水産大臣 印</p>				

(4) 母船式捕鯨業に係る母船の場合

許 可 番 号	母船式捕鯨業許可証 (母船)					
住 所						
氏名又は名称						
船 名	船 名		総 ト ン 数			
	漁船登録番号		使用権の種類 及び期限	年 月 日まで		
操 業 区 域						
漁 業 時 期						
同一の船団に属 する独航船の船名 及び総トン数	船 名	総トン数	船 名	総トン数	船 名	総トン数
漁 業 根 拠 地						
漁獲物等陸揚港						
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで					
条 件						
年 月 日						
農林水産大臣 印						

(5) 母船式捕鯨業に係る独航船の場合

許 可 番 号	母船式捕鯨業許可証 (独航船)			
住 所				
氏名又は名称				
船 名	船 名		総 ト ン 数	
	漁船登録番号		使用権の種類 及び期限	年 月 日まで
操 業 区 域				
漁 業 時 期				
漁具の種類その他 の 漁 業 の 方 法				
同一の船団に属 する母船の船名 及び総トン数				
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで			
条 件				
年 月 日				
農林水産大臣 印				

様式第4号（第40条関係）

大中型まき網漁業に係る運搬船届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所  
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印

下記により大中型まき網漁業に運搬船を使用しますので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 大中型まき網漁業許可船舶

- (1) 漁船登録番号
- (2) 許可番号
- (3) 船 名

2 使用する運搬船 合計 隻

	運 搬 船			
(1) 漁 船 登 録 番 号				
(2) 船 名				
(3) 船 舶 総 ト ン 数				
(4) 機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数				
(5) 魚 そ う 容 積				

様式第5号（第41条関係）

大中型まき網漁業に係る火船等届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所  
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印

下記により大中型まき網漁業に火船又は魚探船を使用しますので、関係書類を添えて届け出ます。

記

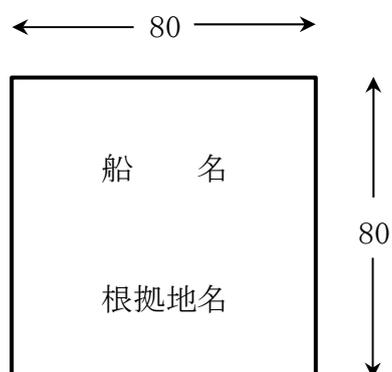
1 大中型まき網漁業許可船舶

- (1) 漁船登録番号
- (2) 許可番号
- (3) 船 名

2 使用する火船又は魚探船 合計 隻

	火 船			魚 探 船	
(1) 漁 船 登 録 番 号					
(2) 船 名					
(3) 船 舶 総 ト ン 数					
(4) 機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数					
(5) 発 電 機 の 容 量				/	/
(6) 集魚灯の消費電力の 総 和					

様式第6号（第52条、第55条関係）



備考

- 1 標識は、黄色の布地である。
- 2 寸法の単位は、センチメートルとする。

様式第7号（第97条関係）

かつお・まぐろ漁業（総トン数120トン以上の動力漁船により、  
浮きはえ縄を使用するものに限る。）に係る運搬船届出書

年 月 日

農林水産大臣殿

住 所

氏 名  $\left[ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right] \text{㊞}$

下記により、漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第8の上欄に掲げる港内又は海域においてかつお・まぐろ漁業（総トン数120トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用するものに限る。）の漁獲物又はその製品の転載を当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から受けたいので、関係書類を添えて届け出ます。

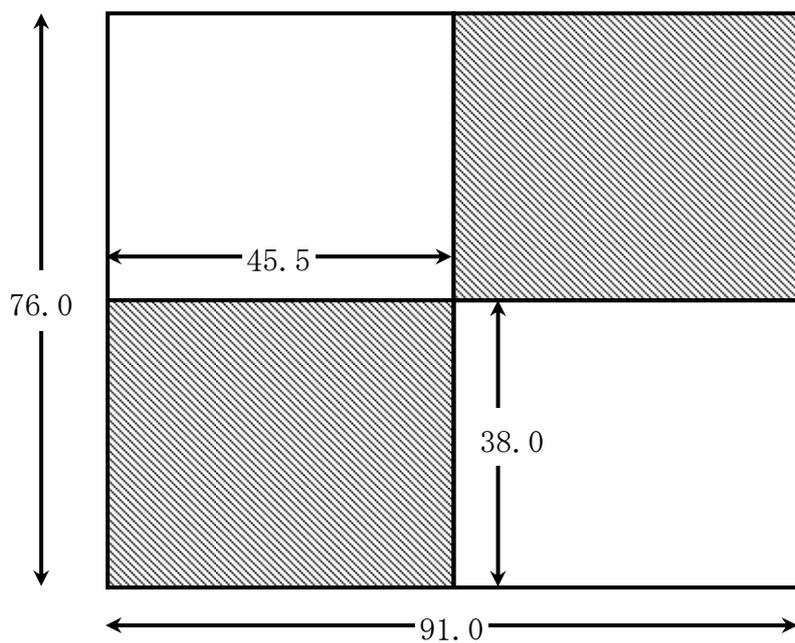
記

- 1 運搬船名 (Carrier Vessel Name)
- 2 漁船登録番号 (National Registry Number)
- 3 信号符字 (International Radio Call Sign)
- 4 IMO番号 (IMO Number)
- 5 建造年 (Year Built)
- 6 建造所 (Name of Builder)
- 7 船籍港 (Home Port)
- 8 船体材質 (Material)
- 9 前運搬船名 (Vessel Name Previous)
- 10 前船籍 (Flag Previous)
- 11 船の長さ (Length Overall) (m)
- 12 船舶総トン数 (Gross Registered Tonnage) (T)
- 13 機関の種類及び馬力数 (Type of Engines and Propeller Power) (KW)
- 14 魚そう容積 (Fish Hold Capacity) (m<sup>3</sup>)
- 15 使用者名 (Operator Name)
- 16 使用者住所 (Operator Address)
- 17 所有者名 (Owner Name)
- 18 所有者住所 (Owner Address)
- 19 運航期間 (Operation Period)
- 20 運航海域等 (Operation Area)
- 21 衛星船位測定送信機の情報 (VMS Information)

備考

運航期間は、1年以内とすること。

様式第 8 号 (第 103 条関係)



備考

- 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に記載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

		別表第一（第二条、第八十七条、第一百一条関係）	
	大臣許可 漁業	海域	期間
沖合底び き網漁業		北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十七秒東経百五十二度五十九分四十六秒の点に至る直線以北、次に掲げる線から成る線以東、東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西の太平洋の海域	
以西底び き網漁業		<p>イ 北緯三十三度九分二十七秒以北の東経百二十七度五十九分五十二秒の線</p> <p>ロ 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十七度五十九分五十二秒の点から北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点に至る直線</p> <p>ハ 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線</p> <p>北緯十度二十秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域</p> <p>イ 前項中欄イからハマまでの線</p> <p>ロ 北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点か</p>	
			(新設)

改正後

改正前

大西洋等	東シナ海 はえ縄漁業	遠洋底びき網漁業	
大西洋又はインド洋の海域	<p>一 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第九条2に定める海域</p> <p>二 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第七条1に定める海域</p> <p>三 北緯三十度四十分十三秒の線以北、東経百二十四度四十四分五十四秒の線以東、東経百二十七度二十九分五十三秒の線以西の東シナ海の海域（第一号に掲げる海域を除く。）</p>	<p>ハ 前項中欄ロ及びハの線</p> <p>ロ 北緯二十五度十七秒東経百五十二度五十九分四十六秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線</p> <p>イ 北緯二十五度十七秒以北の東経百五十二度五十九分四十六秒の線</p>	<p>ハ 北緯二十五度十五秒以南の東経百二十度五十九分五十五秒の線</p> <p>北緯十度二十秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域以外の海域</p>

はえ縄等 漁業	太平洋底 刺し網等 漁業	かじき等 流し網漁 業	
	太平洋の公海（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項に規定する排他的経済水域及び外国の排他的経済水域を除く。）	領海及び排他的経済水域から成る海域のうち、次の各号に掲げる海域以外の海域	<p>一  オホーツク海、日本海及び東シナ海</p> <p>二  東京都と千葉県との最大高潮時海岸線における境界点から最大高潮時海岸線と同県南房総市野島埼灯台正南の線との交点に至る最大高潮時海岸線及び次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線から成る線以西の太平洋の海域</p> <p>イ  最大高潮時海岸線と千葉県南房総市野島埼灯台正南の線との交点</p> <p>ロ  千葉県南房総市野島埼灯台正南三十海里の点</p> <p>ハ  北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点</p> <p>ニ  赤道と東経百四十六度五十九分四十九秒の線との交点</p> <p>三  領海及び排他的経済水域のうち、それぞれ東京都小笠原村南鳥島を囲む部分を</p>

業 さんま漁	北太平洋 漁業 等流し網 等かじき 東シナ海	<p>四 東経百四十四度五十九分四十六秒の線、北緯四十一度十秒の線、東経百四十二度五十九分四十七秒の線、北緯三十八度十一秒の線、東経百四十一度五十九分四十七秒の線、次のイの点からハの点までを順次に直線で結ぶ線、次のニの点からへの点までを順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（第二号に掲げる海域を除く。）</p> <p>イ 青森県西津軽郡深浦町艦作埼突端</p> <p>ロ 北海道松前郡松前町松前小島灯台</p> <p>ハ 北海道松前郡松前町白神岬突端</p> <p>ニ 最大高潮時海岸線と千葉県南房総市野島埼灯台正南の線との交点</p> <p>ホ 千葉県南房総市野島埼灯台正南三十海里の点</p> <p>ヘ 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点</p> <p>東経百二十七度五十九分五十二秒の線以西の日本海及び東シナ海の海域</p> <p>北緯三十四度五十四分六秒の線以北、東経百三十九度五十三分十八秒の線以東の太平洋の海域（オホーツク</p>
-----------	------------------------------------	---

ずわいが に漁業	海及び日本海の海域を除く。)	十一月六日 から翌年三 月二十日ま で
一 新潟県と富山県との最大高潮時 海岸線における境界点正北の線（ 以下この表において「甲線」とい う。）以西の日本海の海域	十一月一日か ら翌年五月 三十一日ま で	二 甲線以东の日本海の海域のうち 、北緯四十一度二十分九秒の線以 南の海域
三 甲線以东の日本海の海域のうち 、北緯四十一度二十分九秒の線以 北の海域	十一月一日 から翌年四 月三十日ま で	四 北海道稚内市宗谷岬先端から樺 太西能登呂岬先端に至る線以东の オホーツク海の海域（東経百四十 八度五十九分四十一秒の線以西の 北緯五十三度三十分五秒の線、北 緯五十三度三十分五秒東経百四十 八度五十九分四十一秒の点から北 緯四十六度九秒東経百四十八度五 十九分四十三秒の点に至る直線及 び東経百四十八度五十九分四十三 秒の線以东の北緯四十六度九秒の 線から成る線以南の海域に限る。
五 青森県下北郡東通村尻屋埼先端 から正東の線と千葉県南房総市野 島埼先端から正東の線との両線間 における太平洋の海域	十二月十日 から翌年三 月三十一日 まで	次に掲げる海域以外の日本海の海域

大臣許可 漁業	沖合底び き網漁業	海	別表第二(第二條、第七十條關係)	に ず わ い が に 漁 業	一	北緯四十一度二十分九秒の線以
					二	北緯四十一度二十分九秒の線以
大臣許可 漁業	沖合底び き網漁業	海	別表第二(第二條、第七十條關係)	に ず わ い が に 漁 業	北の我が国の排他的經濟水域、領海及び内水	南、次に掲げる線から成る線以東の日本海
					イ	北緯四十一度二十分九秒東經百三十七度五十九分四十八秒の点から北緯四十度三十分九秒東經百三十七度五十九分四十八秒の点に至る直線
大臣許可 漁業	沖合底び き網漁業	海	別表第二(第二條、第七十條關係)	に ず わ い が に 漁 業	ロ	北緯四十度三十分九秒東經百三十七度五十九分四十八秒の点から北緯三十七度三十分十秒東經百三十四度五十九分五十秒の点に至る直線
					ハ	北緯三十七度三十分十秒東經百三十四度五十九分五十秒の点から北緯三十七度三十分十秒東經百三十三度五十九分五十秒の点に至る直線
大臣許可 漁業	沖合底び き網漁業	海	別表第二(第二條、第七十條關係)	に ず わ い が に 漁 業	ニ	北緯三十七度三十分十秒以南の東經百三十三度五十九分五十秒の線
					イ	北緯四十五度二十五分一秒東經百四十一度

(新設)

(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)
五分の点	度五十一分十一秒の点	度五十分十九秒の点	北緯四十四度十七分二十五秒東経百四十三度三十八分二秒の点	北緯四十四度十七分二十五秒東経百四十三度三十九分三十三秒の点	北緯四十四度二十三分三十三秒東経百四十三度二十六分十三秒の点	北緯四十四度二十九分十九秒東経百四十三度三十三分三十五秒の点	北緯四十四度三十一分五秒東経百四十三度四十八秒の点	北緯四十四度三十六分十三秒東経百四十三度三十一秒の点	北緯四十四度四十六分八秒東経百四十二度五十七分四秒の点	北緯四十四度四十九秒東経百四十二度四十分二十九秒の点	北緯四十五度十九分三十六秒東経百四十二度三十四分四十八秒の点	北緯四十五度三十二分四十二秒東経百四十二度十七分五十秒の点	北緯四十五度三十五分五十五秒東経百四十一度五十六分十四秒の点	北緯四十五度三十四分十一秒東経百四十一度四十三分七秒の点

(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)
北緯四十四度九分九秒東經百四十五度三十六分四十五秒の点	北緯四十四度十七分三十九秒東經百四十五度三十六分四十五秒の点	北緯四十四度十八分二十四秒東經百四十五度三十六分四十五秒の点	北緯四十四度三十分九秒東經百四十五度四十六分二十一秒の点	北緯四十四度三十分二十四秒東經百四十五度二十九分五秒の点	北緯四十四度三十分二十五秒東經百四十五度二十一分二十七秒の点	北緯四十四度三十分四十六秒東經百四十五度十八分五十二秒の点	北緯四十四度三十分九秒東經百四十五度九分五十四秒の点	北緯四十四度六分四十八秒東經百四十四度五十八分四十九秒の点	北緯四十四度三十四秒東經百四十四度四十四分四十八秒の点	北緯四十四度一分十秒東經百四十四度三十二分三十二秒の点	北緯四十四度六分三十七秒東經百四十四度二十分の点	北緯四十四度八分九秒東經百四十四度二十四分二十六秒の点	北緯四十四度九分五十二秒東經百四十四度十四分二十六秒の点	北緯四十四度十分四十六秒東經百四十四度十分二十二秒の点	北緯四十四度十二分四十三秒東經百四十四度四分三十秒の点

(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)
五度五十分九秒の点 北緯四十三度二十三分二十四秒東経百四十五度	度四十八分四十一秒の点 北緯四十三度二十七分十六秒東経百四十五度	度四十五分二十一秒の点 北緯四十三度二十八分十三秒東経百四十五度	四十分四十五秒の点 北緯四十三度三十二分九秒東経百四十五度	五度三十七分五十八秒の点 北緯四十三度三十一分三十二秒東経百四十五度	二十六分十四秒の点 北緯四十三度三十七分九秒東経百四十五度	度二十六分四秒の点 北緯四十三度三十七分十五秒東経百四十五度	五度二十五分四十五秒の点 北緯四十三度三十七分三十九秒東経百四十五度	五度二十四分五十九秒の点 北緯四十三度三十七分五十七秒東経百四十五度	二十分六秒の点 北緯四十三度四十一分六秒東経百四十五度	五度十五分五十三秒の点 北緯四十三度四十三分三十八秒東経百四十五度	十五分十五秒の点 北緯四十三度四十四分九秒東経百四十五度	度十四分四十九秒の点 北緯四十三度四十五分十八秒東経百四十五度	十五分三十一秒の点 北緯四十三度五十二分五秒東経百四十五度	一分四十五秒の点 北緯四十三度五十八分三十四秒東経百四十五度

大中型ま き網漁業	(48) 北緯四十三度二十三分七秒東経百四十五度 四十九分二秒の点
かつお・ まぐろ漁 業	北海道恵山岬灯台から青森県尻屋埼灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋埼灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島埼灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域 我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によつて囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）

(削る。)

別表第一（第六条関係）

船舶の総トン数の区分		最高限度
新トン数	旧トン数	
十五トン以上四十一トン未満	十五トン以上三十トン未満	六百七十キロワット
四十一トン以上七十トン未満	三十トン以上五十トン未満	七百四十キロワット
七十トン以上九十トン未満	五十トン以上六十五トン未満	九百六十キロワット
九十六トン以上百二十九トン未満	六十五トン以上八十五トン未満	一千三十キロワット

備考

1 船舶の総トン数の区分の欄中「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測定に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われたものに



(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

備考  
1・2 (略)

別表第四(第二十三条関係)

大臣許可 漁業 (略)	制限 又は 禁止	(略)	(略)
遠洋底びき 網漁業 (略)	一〇四 (略) (削る。)	(略)	(略)
	(削る。)		

日本海へにすわいが に漁業 いか釣り漁業 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

備考  
1・2 (略)

別表第二(第十七条関係)

指定漁業 の名称 (略)	制限 又は 禁止 の措置	(略)	(略)
遠洋底びき 網漁業 (略)	一〇四 (略)	(略)	(略)
	五 前号に規定する海域(グリーンランド、カナダ及びアメリカ合衆国の二百海里水域を除く。)において、網目の内径が百三十三ミリメートル未満の網(麻(マニラ麻を除く。)、ポリアミド及びポリエステル繊維で作られた網にあつては、百二十ミリメートル未満の網)を使用する遠洋底びき網漁業によるコツド、ハドック、オヒョウ、ウイッチ、イエロートルフラウンダー、アメリカカンプレース、カラスガレイ、ポラック及びホワイトヘイクの採捕は、禁止する。ただし、当該海域において、一航海中の当該漁具を使用した場合におけるこれらの魚種の漁獲量の合計が、いずれの魚種についても、二千五百キログラム以下である場合又は当該海域において当該航海中の当該漁具を使用した場合の総漁獲量の十分の一以下である場合には、この限りではない。		
	六 前号に規定する海域において、網目の内径が六十ミリメートル未満の網を使用する遠洋		

(削る。)

七| 底びき網漁業によるマツイカの採捕は、禁止する。ただし、当該海域において、一航海中の当該漁具を使用した場合におけるマツイカの漁獲量の合計が、二千五百キログラム以下である場合又は当該海域において当該航海中の当該漁具を使用した場合の総漁獲量の十分の一以下である場合には、この限りではない。

七| 次に掲げる海域（カナダの二百海里水域を除く。）において、第五号に規定する網を使用する遠洋底びき網漁業によるアカウオの採捕は、禁止する。ただし、当該海域において、一航海中の当該漁具を使用した場合におけるアカウオの漁獲量の合計が、二千五百キログラム以下である場合又は当該海域において当該航海中の当該漁具を使用した場合の総漁獲量の十分の一以下である場合には、この限りではない。

イ| 北緯四十九度十五分の線とニューファンランド島の海岸線との交点、北緯四十九度十五分西経四十六度三十分の点、北緯四十六度西経四十六度三十分の点、北緯四十六度西経五十四度三十分の点及びニューファンランド島のセント・メリー岬突端を順次に直線で結ぶ線並びにニューファンランド島の海岸線により囲まれた海域

ロ| 北緯四十九度十五分西経四十六度三十分の点、北緯四十九度十五分西経四十二度の点、北緯三十九度西経四十二度の点、北緯三十九度西経四十六度三十分の点及び北緯四十九度十五分西経四十六度三十分の各点

(削る。)

(削る。)

八| を順次に結ぶ線により囲まれた海域  
前号イに掲げる海域（カナダの二百海里水

域を除く。）における遠洋底びき網漁業によ  
るコッドの採捕は、禁止する。ただし、当該  
海域において一航海中のコッドの漁獲量の合  
計が千二百五十キログラム以下である場合又  
は当該海域において当該航海中のコッドの漁  
獲量の合計が総漁獲量の二十分の一以下であ  
る場合には、この限りではない。

九|

次に掲げる海域における、それぞれ次に掲  
げる魚種の採捕を目的とする遠洋底びき網漁  
業の操業は、当該海域ごと及び当該魚種ごと  
に農林水産大臣が定める日から同年十二月三  
十一日までの期間内においては、禁止する。  
イ 第七号ロに掲げる海域 コッド又はアメ  
リカンブレース

ロ 次に掲げる海域（カナダの二百海里水域  
を除く。） コッド又はウイツチ

(1) 北緯四十六度西経五十一度の点、北緯  
四十六度西経四十六度三十分の点、北緯  
三十九度西経四十六度三十分の点、北緯  
三十九度西経五十度の点、北緯三十九度  
西経五十度の点と北緯四十三度三十分西  
経五十五度の点とを結ぶ線と西経五十一  
度の線との交点及び北緯四十六度西経五  
十一度の点を順次に直線で結ぶ線により  
囲まれた海域

(2) 北緯四十六度西経五十四度三十分の点  
、北緯四十六度西経五十一度の点、西経  
五十一度の線と北緯三十九度西経五十五  
度の点と北緯四十三度三十分西経五十五度

(削る。)

の点とを結ぶ線との交点、北緯三十九度西経五十度の点と北緯四十三度三十分西経五十五度の点とを結ぶ線と西経五十四度三十分の線との交点及び北緯四十六度西経五十四度三十分の点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域

ハ 第七号イに掲げる海域及びロ(1)に掲げる海域(カナダの二百海里水域を除く。)

アカウオ

ニ 第七号イに掲げる海域及びロに掲げる海域 アメリカンプレース又はイエローテールフラウンダー

十 次に掲げる海域における遠洋底びき網漁業による、それぞれ次に掲げる魚種の採捕は、当該海域ごと及び当該魚種ごとに農林水産大臣が定める日から同年十二月三十一日までの期間内においては、禁止する。

イ 第七号ロに掲げる海域 アカウオ

ロ 前号ロに掲げる海域 シンヤモ

ハ 北緯五十二度十五分の線とカナダの海岸線との交点、北緯五十二度十五分西経四十二度の点、北緯三十九度西経四十二度の点、北緯三十九度西経六十五度四十分の点、北緯四十二度西経六十五度四十分の点、北緯四十二度西経六十六度の点、北緯四十二度二十分西経六十七度四十分の点、北緯四十三度五十分西経六十七度四十分の点、北緯四十三度五十分西経六十六度五十分四分一秒二百五十三の点及び北緯四十四度四十六分三十五秒三百四十六西経六十六度五十四分十一秒二百五十三の点を順次に

	<p>五 (略)</p>	<p>大中型まき網漁業</p>	<p>一 次に掲げる海域における大中型まき網漁業の操業は、禁止する。 イヌヌ (略) ル 佐賀県唐津市波戸岬灯台中心点から長崎県南島原市早崎鼻突端に至る線及びその延長線並びに同灯台中心点から同県壱岐市長者原崎突端、同市壱岐島屋鼻突端及び同県対馬市神埼灯台中心点を経て同市三島灯台中心点に至る線並びに同灯台中心点正北の線から成る線以西の海域のうち同県及び佐賀県の最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の部分 ヲクキ (略) 二ノ十 (略)</p>	<p>(削る。)</p>	<p>(削る。)</p>	<p>基地式捕鯨業</p>	<p>沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における基地式捕鯨業の操業は、禁止する。</p>	<p>(略)</p>	<p>一 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、禁止する。 二 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、毎年五月一日から六月三十日まで</p>
--	------------------	-----------------	--	--------------	--------------	---------------	---	------------	--

	<p>十一 (略)</p> <p>直線で結ぶ線並びにカナダの海岸線により囲まれた海域(カナダ及びアメリカ合衆国の二百海里水域を除く。) マツイカ</p>	<p>大中型まき網漁業</p>	<p>一 次に掲げる海域における大中型まき網漁業の操業は、禁止する。 イヌヌ (略) ル 佐賀県唐津市波戸岬灯台中心点から長崎県南島原市早崎鼻突端に至る線及びその延長線並びに同灯台中心点から同県壱岐市長者原崎突端、同市壱岐島屋鼻突端及び同県対馬市神埼灯台中心点を経て同市三島灯台中心点に至る線並びに同灯台中心点正北の線から成る線以西の海域のうち同県の最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の部分 ヲクキ (略) 二ノ十 (略)</p>	<p>大型捕鯨業</p>	<p>沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における大型捕鯨業の操業は、禁止する。</p>	<p>小型捕鯨業</p>	<p>沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における小型捕鯨業の操業は、禁止する。</p>	<p>母船式捕鯨業</p>	<p>(新設)</p>
--	--	-----------------	---	--------------	--	--------------	--	---------------	-------------

<p>東シナ海等 かじき等流 し網漁業 かつお・ま</p>	<p>イ 北緯三十八度十一秒東経百四十一度五十九分四十七秒の点        ロ 北緯三十八度十一秒東経百四十二度五十九分四十七秒の点        ハ 北緯三十三度十三秒東経百四十二度五十九分四十七秒の点        ニ 北緯三十三度十三秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点        ホ 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点        ヘ 千葉県南房総市野島埼灯台正南三十海里の点と北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点を結ぶ線と東経百四十一度五十九分四十七秒の線との交点        ト 北緯三十八度十一秒東経百四十一度五十九分四十七秒の点        三 北緯三十八度十一秒の線、東経百四十六度五十九分四十六秒の線、北緯三十三度十三秒の線及び東経百四十二度五十九分四十七秒の線により囲まれた海域（第一号イに掲げる海域と重複する部分を除く。）におけるかじき等流し網漁業の操業は、毎年五月一日から九月三十日までの期間内においては、禁止する。        四  かじき等流し網漁業によるさけ、ます、うみがめ類、くるとがりざめ又はよごれの採捕は、禁止する。</p> <p>東シナ海等かじき等流し網漁業によるさけ、ます又はうみがめ類の採捕は、禁止する。</p>
<p>一 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海</p>	

<p>遠洋かつお</p>	<p>(新設)</p> <p>一 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海</p> <p>(新設)</p>
--------------	--

ぐる漁業

- 域におけるかつお・まぐろ漁業の操業は、禁止する。
- 二 中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるくろとがりぎめの採捕は、禁止する。
- 三 中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。
- 四 中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。
- 五 中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）によるかつおの採捕は、農林水産大臣が定める期間内においては、禁止する。
- 六 中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるきはだの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。
- 七 南緯二十度以南の中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるめかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。
- 八 東部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。
- 九 東部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。
- 十 東部太平洋条約海域におけるかつお・まぐ

業・まぐろ漁

- 域における遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、禁止する。
- 二 中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるくろとがりぎめの採捕は、禁止する。
- 三 中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。
- 四 中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。
- 五 中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）によるかつおの採捕は、農林水産大臣が定める期間内においては、禁止する。
- 六 中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるきはだの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。
- 七 南緯二十度以南の中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。
- 八 東部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。
- 九 東部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。
- 十 東部太平洋条約海域における遠洋かつお・

- る漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。
- 十一 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるにたりの採捕は、禁止する。
- 十二 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁止する。
- 十三 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるまおながの採捕は、禁止する。
- 十四 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。
- 十五 インド洋協定海域におけるかつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。
- 十六 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。
- 十七 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるしゆもくざめ科（うちわしゆもくざめを除く。）の採捕は、禁止する。
- 十八 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁止する。
- 十九 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。
- 二十 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるしねずみざめの採捕は、禁止する。

- まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。
- 十一 インド洋協定海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるにたりの採捕は、禁止する。
- 十二 インド洋協定海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁止する。
- 十三 インド洋協定海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるまおながの採捕は、禁止する。
- 十四 インド洋協定海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。
- 十五 インド洋協定海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。
- 十六 大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるしゆもくざめ科（うちわしゆもくざめを除く。）の採捕は、禁止する。
- 十七 大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるはちわれの採捕は、禁止する。
- 十八 大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。
- 十九 大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるしねずみざめの採捕は、禁止する。

二十一 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業による体重二十五キログラム未満のめかじきの採捕は、禁止する。ただし、体重二十五キログラム未満のめかじきの漁獲尾数が、その航海中の当該海域におけるめかじきの総漁獲尾数の百分の十五を超えない場合は、この限りでない。

二十二 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十三 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるふうらいかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十四 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるしまかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十五 大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるしくろかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十六 北緯五度の線以南の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるびんながの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十七 北緯五度の線以北の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるめかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十八 北緯五度の線以南の大西洋条約海域に

二十 大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業による体重二十五キログラム未満のめかじきの採捕は、禁止する。ただし、体重二十五キログラム未満のめかじきの漁獲尾数が、その航海中の当該海域におけるめかじきの総漁獲尾数の百分の十五を超えない場合は、この限りでない。

二十一 大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十二 大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるふうらいかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十三 大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるしまかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十四 大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるしくろかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十五 北緯五度の線以南の大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるびんながの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十六 北緯五度の線以北の大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十七 北緯五度の線以南の大西洋条約海域に

おけるかつお・まぐろ漁業によるめかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十九 南緯四十度以北の大西洋条約海域（地中海の海域を除く。）において、農林水産大臣が定めた期間内に当該海域に新たに入域した船舶を使用して行うかつお・まぐろ漁業の操業は、当該期間内においては、禁止する。

三十 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第三十二号までにおいて「西大西洋の海域」という。）におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

三十一 北緯三十五度の線以北の西経四十五度の線、北緯三十五度西経四十五度の点から北緯三十五度西経六十五度に至る直線、北緯三十

おける遠洋かつお・まぐろ漁業によるめかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十八 南緯四十度以北の大西洋条約海域（地中海の海域を除く。）において、農林水産大臣が定めた期間内に当該海域に新たに入域した船舶を使用して行う遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、当該期間内においては、禁止する。

二十九 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第三十二号までにおいて「西大西洋の海域」という。）における遠洋かつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

三十 北緯三十五度の線以北の西経四十五度の線、北緯三十五度西経四十五度の点から北緯三十五度西経六十五度に至る直線、北緯三十

十五度西経六十五度の点から北緯二十度西経六十五度の点に至る直線、北緯二十度西経六十五度の点から北緯二十度西経八十度に至る直線、北緯二十度西経八十度の点から北緯二十六度三十分西経八十度の点に至る直線、北緯二十六度三十分西経八十度の点及び北緯二十六度三十分の線とフロリダ半島東岸との交点を結ぶ直線以北の西大西洋の海域におけるかつお・まぐろ漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

三十二 西大西洋の海域以外の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重十キログラム以上三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲尾数が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲尾数の百分の五を超えない場合は、この限りでない。

三十三 西大西洋の海域以外の大西洋条約海域（西経十度の線以西、北緯四十二度の線以北の海域を除く。）におけるかつお・まぐろ漁業によるくろまぐろの採捕は、毎年六月一日から同年十二月三十一日までの期間内においては、禁止する。

三十四 北緯四十二度の線以北、西経四十五度の線以东、西経十度の線以西の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業の操業は、毎年二月一日から同年七月三十一日までの期間内においては、禁止する。

三十五 北緯二十度の線以北、西経八十一度の線以西のメキシコ湾の海域におけるかつお・

五度西経六十五度の点から北緯二十度西経六十五度の点に至る直線、北緯二十度西経六十五度の点から北緯二十度西経八十度に至る直線、北緯二十度西経八十度の点から北緯二十六度三十分西経八十度の点に至る直線、北緯二十六度三十分西経八十度の点及び北緯二十六度三十分の線とフロリダ半島東岸との交点を結ぶ直線以北の西大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

三十一 西大西洋の海域以外の大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重十キログラム以上三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲尾数が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲尾数の百分の五を超えない場合は、この限りでない。

三十二 西大西洋の海域以外の大西洋条約海域（西経十度の線以西、北緯四十二度の線以北の海域を除く。）における遠洋かつお・まぐろ漁業によるくろまぐろの採捕は、毎年六月一日から同年十二月三十一日までの期間内においては、禁止する。

三十三 北緯四十二度の線以北、西経四十五度の線以东、西経十度の線以西の大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、毎年二月一日から同年七月三十一日までの期間内においては、禁止する。

三十四 北緯二十度の線以北、西経八十一度の線以西のメキシコ湾の海域における遠洋かつ

ずわいがに 漁業	(略)	(削る。)	
次に掲げる海域におけるずわいがに漁業の操業は、禁止する。 イ 沖合底びき網漁業の項第一号イに規定する水域 ロ 北緯三十八度五十分十秒の線、東経百三	(略)	(削る。)	まぐる漁業の操業は、毎年一月一日から同年六月三十日までの期間内においては、禁止する。

(新設) 北太平洋さ んま漁業	(略)	近海かつお ・まぐる漁業	
(新設)	(略)	<p>一 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における近海かつお・まぐる漁業の操業は、禁止する。</p> <p>二 中西部太平洋条約海域における近海かつお・まぐる漁業によるくろとがりざめの採捕は、禁止する。</p> <p>三 中西部太平洋条約海域における近海かつお・まぐる漁業によるよごれの採捕は、禁止する。</p> <p>四 中西部太平洋条約海域における近海かつお・まぐる漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p> <p>五 中西部太平洋条約海域における近海かつお・まぐる漁業(釣りによるものに限る。)によるかつおの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p> <p>六 中西部太平洋条約海域における近海かつお・まぐる漁業によるきはだの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p>	お・まぐる漁業の操業は、毎年一月一日から同年六月三十日までの期間内においては、禁止する。

いか釣り漁業	十二度五十九分五十秒の線、北緯四十度十分九秒の線及び東経百三十五度五十九分四十九秒の線の各線により囲まれた海域
一〜三 (略)	
四	南緯三十度の線以南、西経百六十五度の線以西、南緯五十五度の線以北、東経百六十度の線以東の海域におけるいか釣り漁業の操業は、毎年七月一日から十月三十一日までの期間中は、禁止する。

別表第五 (第三十条、第三十二条、第三十三条、第三十七条、第六  
六条、第七七条関係)

区	域
一 漁業に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定第二条1に規定する海域	上欄に掲げる区域内に立ち入ることができる者漁業に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定第二条3に定められたカナダ政府の権限ある当局が発給した許可証を有する者
二 ギルバート諸島の地先沖合における漁業に関する日本国政府とギルバート諸島政府との間の協定第一条に規定する海域	ギルバート諸島の地先沖合における漁業に関する日本国政府とギルバート諸島政府との間の協定に基づいてキリバス政府の許可を受けた者
三 漁業に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の協定第一条に規定する海域	漁業に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の協定第四条に定められたソロモン政府の発給した許可証を有する者

いか釣り漁業	一〜三 (略)
(新設)	

(新設)

<p>四 漁業に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の取極1に規定する海域</p>	<p>漁業に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の取極2に定められたフランス政府の権限のある当局が発給した許可証を有する者</p>
<p>五 漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第二条1に規定する海域</p>	<p>かつお・まぐろ漁業を営む者であつて漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第二条1に定められたオーストラリア政府の許可を受けた者</p>
<p>六 マーシャル諸島の地先沖合における漁業に関する日本国政府とマーシャル諸島政府との間の協定第一条に規定する海域</p>	<p>マーシャル諸島の地先沖合における漁業に関する日本国政府とマーシャル諸島政府との間の協定第四条に定められたマーシャル政府が発給した許可証を有する者</p>
<p>七 海洋漁業に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の協定前文に規定する海域</p>	<p>日本国の漁船がモロッコ王国に接続する二百海里水域において漁獲に従事することを可能とするためモロッコ政府が発給した許可証を有する者</p>
<p>八 漁業に関する日本国政府とトウヴァル政府との間の協定前文に規定する海域</p>	<p>漁業に関する日本国政府とトウヴァル政府との間の協定第四条に定められたツバル政府が発給した許可証を有する者</p>

<p>九 日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域</p>	<p>日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定第三条に定められたロシア政府の権限のある機関が発給した許可証を有する者</p>
<p>十 漁業に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の協定前文に規定するセネガル共和国に接続する二百海里水域</p>	<p>日本国の漁船がセネガル共和国に接続する二百海里水域において漁獲に従事することを可能とするためセネガル政府の発給した許可証を有する者</p>
<p>十一 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下この項において「協定」という。）第一条の協定水域のうち、大韓民国の排他的經濟水域の最南端の緯度線以北、次に掲げる線から成る線以西の水域（協定附属書Ⅱの3の(1)の点から(3)の点までを順次に直線で結ぶ線より北西側の我が国排他的經濟水域を除く。）</p> <p>イ 協定第七条1に規定する線</p> <p>ロ 協定第九条1の(8)の点から(16)の点までを順次に直線で結ぶ線</p> <p>ハ 協定第九条2の(1)の線</p>	<p>協定第四条1に定められた大韓民国の権限のある当局が発給した許可証を有する者</p>

<p>ニ 協定第九条2の(2)の線 ホ 協定第九条2の(3)の線</p>	
<p>十二 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定（以下この項において「協定」という。）第一条に規定する中華人民共和国の排他的経済水域のうち、黄海及び南シナ海の海域並びに次に掲げる線から成る線以西の海域</p>	<p>協定第二条2に定められた中華人民共和国の権限のある当局が発給した許可証を有する者</p>
<p>イ 北緯三十一度四十二分十二秒東経百二十一度五十三分五十五秒の点から北緯三十二度四十六分四秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点に至る直線</p>	
<p>ロ 北緯三十二度四十六分四秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点から北緯三十度四十分十三秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点に至る直線</p>	
<p>ハ 北緯三十度四十分十三秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点から協定第七条1の(a)の点に至る直線</p>	
<p>ニ 協定第七条1の(a)の点から(e)の点までを順次に直線で結ぶ線</p>	
<p>ホ 東経百二十一度五十七分十九秒以西の北緯二十七度十四秒の線</p>	

別表第6 (第35条関係)

(表略)

別表第七(第五十六条関係)

船舶の 総トン数	船舶の 総トン数 百二十ト ン未満	海	域	色
		一 北緯五十度の線、次に掲げるイからリまでの各点を順次に直線で結ぶ線及び東経百度の線により囲まれた海域(漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第二条1に規定する海域を除く。)		白色
		イ 北緯五十度西経百五十度の点		
		ロ 南緯四度西経百五十度の点		
		ハ 南緯四度西経百三十度の点		
		ニ 南緯二十五度西経百三十度の点		
		ホ 南緯二十五度東経百五十五度の点		
		ヘ 南緯十一度三十分東経百二十九度の点		
		ト 南緯十一度三十分東経百十三度二十八分の点		
		チ 南緯十度東経百十三度二十八分の点		
		リ 南緯十度東経百度の点		
		二 前号に掲げる海域のうち、北緯五十度の線、北緯二十度の線、西経百五十度の線及び東経百七十度の線により囲まれた海域並びに我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域か		黄緑色

別表第3 (第31条の3関係)

(表略)

(新設)

総トン数 百二十ト ン以上	ら成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）を除く海域 全ての海域	朱色 船橋の 周囲を 一メー トルの 幅で帯 状に塗 装する こと
---------------------	---	---

別表第八（第五十九条、第九十七条関係）

（表略）

（削る。）

別表第四（第五十九条関係） （表略）	
別表第五（第三十一条の五、第七十五条関係）	
区 域	上欄に掲げる区域内に 立ち入ることができる者 漁業に関する日本政府 とカナダ政府との間の協 定第二条3に定められた カナダ政府の権限ある当 局が発給した許可証を有 する者
一 漁業に関する日本政府とカナダ政府との間の協定第二条1に規定する海域	漁業に関する日本政府 とカナダ政府との間の協 定第二条3に定められた カナダ政府の権限ある当 局が発給した許可証を有 する者
二 ギルバート諸島の地先沖合における漁業に関する日本政府とギルバート諸島政府との間の協定第一条に規定する海域	ギルバート諸島の地先沖合における漁業に関する日本政府とギルバート諸島政府との間の協定に基づいてキリバス政府の許可を受けた者

<p>三 漁業に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の協定第一条に規定する海域</p>	<p>漁業に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の協定第四条に定められたソロモン政府の発給した許可証を有する者</p>
<p>四 漁業に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の取極1に規定する海域</p>	<p>漁業に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の取極2に定められたフランス政府の権限のある当局が発給した許可証を有する者</p>
<p>五 漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第二条1に規定する海域</p>	<p>遠洋かつお・まぐろ漁業を営む者であつて漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第二条1に定められたオーストラリア政府の許可を受けた者</p>
<p>六 マーシャル諸島の地先沖合における漁業に関する日本国政府とマーシャル諸島政府との間の協定第一条に規定する海域</p>	<p>マーシャル諸島の地先沖合における漁業に関する日本国政府とマーシャル諸島政府との間の協定第四条に定められたマーシャル政府の発給した許可証を有する者</p>
<p>七 海洋漁業に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の協定前文に規定する海域</p>	<p>日本国の漁船がモロッコ王国に接続する二百海里水域において漁獲に従事することを可能とするためモロッコ政府の発給した許可証を有する者</p>

<p>八 漁業に関する日本国政府とトウヴァル政府との間の協定前文に規定する海域</p>	<p>漁業に関する日本国政府とトウヴァル政府との間の協定第四条に定められたツバル政府の発給した許可証を有する者</p>
<p>九 日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域</p>	<p>日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第三条に定められたロシア政府の権限のある機関が発給した許可証を有する者</p>
<p>十 漁業に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の協定前文に規定するセネガル共和国に接続する二百海里水域</p>	<p>日本国の漁船がセネガル共和国に接続する二百海里水域において漁獲に従事することを可能とするためセネガル政府の発給した許可証を有する者</p>
<p>十一 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下この項において「協定」という。）第一条の協定水域のうち、大韓民国の排他的経済水域の最南端の緯度線以北、次に掲げる線から成る線以西の水域（協定附属書Ⅱの3の(1)の点から(3)の点までを順次に直線で結ぶ線より北西側の我が国排他的経済水域を除く。）</p>	<p>協定第四条1に定められた大韓民国の権限のある当局が発給した許可証を有する者</p>

<p>イ 協定第七条1に規定する線</p> <p>ロ 協定第九条1の(8)の点から(16)の点までを順次に直線で結ぶ線</p>	<p>ハ 協定第九条2の(1)の線</p> <p>ニ 協定第九条2の(2)の線</p> <p>ホ 協定第九条2の(3)の線</p>	<p>十二 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定（以下この項において「協定」という。）第一条に規定する中華人民共和国の排他的経済水域のうち、黄海及び南シナ海の海域並びに次に掲げる線から成る線以西の海域</p>	<p>協定第二条2に定められた中華人民共和国の権限のある当局が発給した許可証を有する者</p>
<p>イ 北緯三十一度四十二分十二秒東経百二十一度五十三分五十五秒の点から北緯三十二度四十六分四秒東経百二十四度四十四分四十四秒の点に至る直線</p>	<p>ロ 北緯三十二度四十六分四秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点から北緯三十四度四十分十三秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点から協定第七条1の(a)の点に至る直線</p>	<p>ハ 北緯三十四度四十分十三秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点から協定第七条1の(a)の点に至る直線</p> <p>ニ 協定第七条1の(a)の点から</p>	

別表第九（第七十七条、第七十九条関係）

届出漁業	海
沿岸まぐろはえ縄漁業	我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によつて囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海並びに北海道稚内市宗谷岬突端を通る経線以西、長崎県長崎市野母崎突端を通る緯線以北の日本海の海域を除く。）
小型するめいか釣り漁業	我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）から成る海域
暫定措置水域沿岸漁業等	一 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定 第九条1に定める海域 二 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定 第九条2に定める海域 三 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定 第七条1に定める海域 四 北緯三十度四十分十三秒の線以北、東経百二十四度四十四分五十四秒の線以東、東経百二十七度二十九分五十三秒の線以西の東シナ海の海域（第二号に掲げる海域を除く。）

別表第十（第八十二条関係）

届出漁業	制限又は禁止
沿岸まぐろ	一 別表第四の沖合底びき網漁業の項第一号イに

（新設）

(e)の点までを順次に直線で結ぶ線 ホ 東経百二十一度五十七分十九秒以西の北緯二十七度十四秒の線
---

（新設）

小型する めいか釣り り漁業	ろはえ縄 漁業
別表第四の沖合及び網漁業の項第一号に掲げる水域における小型するめいか釣り漁業の操業は、禁止する。	掲げる水域における沿岸まぐるろはえ縄漁業の操業は、禁止する。 二 沿岸まぐるろはえ縄漁業によるくろとがりざめ又はよごれの採捕は、禁止する。 三 沿岸まぐるろはえ縄漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。 四 沿岸まぐるろはえ縄漁業によるきはだの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

別表第十一（第八十三条関係）

次の各号に掲げる海域以外の海域 一 別表第一のかじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域 二 別表第一の東シナ海等かじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域 三 東経百四十四度五十九分四十六秒の線、北緯四十一度十秒の線、東経百四十二度五十九分四十七秒の線、北緯三十八度十一秒の線、東経百四十一度五十九分四十七秒の線、次の(1)の点から(18)の点までを順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域 (1) 北海道函館市恵山岬突端 (2) 北海道函館市恵山岬突端正東十海里の点 (3) 青森県八戸市鮫角突端正東三十五海里の点 (4) 岩手県宮古市鮫ヶ崎突端正東十海里の点 (5) 岩手県大船渡市首崎突端正東十海里の点 (6) 宮城県気仙沼市御崎突端正東十海里の点 (7) 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東十海里の点
---

(新設)

(8)	宮城県石巻市金華山頂上正東十海里の点
(9)	宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点
	正東二十五海里の点
(10)	福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東二十五海里の点
(11)	福島県いわき市塩屋埼灯台正東二十五海里の点
(12)	茨城県ひたちなか市磯崎突端正東二十五海里の点
(13)	千葉県銚子市銚子一ノ島灯台正東二十五海里の点
(14)	千葉県銚子市銚子一ノ島灯台南東二十五海里の点
(15)	千葉県いすみ市太東埼突端南南東三十海里の点
(16)	千葉県南房総市野島埼灯台正南十五海里の点
(17)	千葉県南房総市野島埼灯台正南三十海里の点
(18)	北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

別表第十二(第八十八条関係)

水産動物	植	物	禁	止	区	域
ひめうみがめ(その卵を含む。)			北緯六十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域			
おさがめ(その卵を含む。)			北緯七十度の線以南、南緯五十度の線以北の海域			
じゅごん			北緯三十度の線以南、南緯三十度の線以北の海域			

別表第十三(第九十四条関係)

鯨	禁	止	区	域
しろながす鯨	赤道以北の太平洋の海域、赤道以北の大西洋の海域、赤道以北のインド洋の海域及び赤道以南の海域			
ほっきよく鯨	北緯四十五度の線以北の海域			
こく鯨	赤道以北の太平洋の海域			

(新設)

(新設)

すなめり

北緯四十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域

別表第十四（第百一条関係）

区	域	成熟がにの雌雄の区分	期間
A海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第一号に掲げる海域をいう。）	雌がに	一月二十一日から十一月五日まで	
B海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第二号に掲げる海域をいう。）	雌がに及び雄がに	三月二十一日から十一月五日まで	
C海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第三号に掲げる海域をいう。）	雌がに	六月一日から九月三十日まで	
D海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第四号に掲げる海域をいう。）	雌がに	周年	
E海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第五号に掲げる海域をいう。）	雌がに及び雄がに	四月一日から十二月九日まで	

（新設）

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年 月 日）から施行する。

### (漁獲量の制限等に関する経過措置)

第二条 この省令による改正前の第三十四条、第四十二条、第四十六条、第五十七条、第七十一条、第九十条の三及び九十一条の四の規定は、これらの規定に係る水産動植物が改正法第一条の規定による改正後の漁業法第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源として漁獲可能量による管理が行われる日の前日までの間は、なお効力を有する。この場合においては、大西洋くろまぐろ及びみなみまぐろが同号に規定する特定水産資源として漁獲可能量による管理が行われる日の前日までの間は、この省令による改正後の第九十六条の規定は、適用しない。

### (罰則に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合に

おけるこの省令の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年農林水産省令第七十一号）の一部を次のように改める。

附則第二項中「漁業法」を「漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）第一条の規定による改正前の漁業法」に、「第一条の規定による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第六条第一号の」を「漁業法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正後の漁業法第四十条第五号の農林水産大臣の定める基準において定められている」に改める。

○農林水産省令第 号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 号）、指定漁業の許可及び取締りに関する省令の一部を改正する省令（令和元年農林水産省令第 号）及び漁業法施行規則（令和元年農林水産省令第 号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（「タラバ」蟹類採捕取締規則等の廃止）

第一条 次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 「タラバ」蟹類採捕取締規則（昭和八年農林省令第九号）
- 二 昭和十八年農林省令第二十三号（臘虎膾肭獸獵獲取締法第四條の規定に依る特に命令を受けたる官吏

の携帯すべき証票に関する件)

三 海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令(昭和二十五年農林省令第五十号)

四 小型機船底びき網漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第六号)

五 いか猟獲取締規則(昭和三十四年農林省令第四号)

六 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成六年農林水産省令第五十四号)

七 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則(平成八年農林水産省令第三十一号)

八 東日本大震災により被害を受けた漁業者等に係る漁業手数料の納付に関する省令(平成二十三年農林

水産省令第四十号)

九 大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令(平成三十年農林水産省令第四十号)

(水産資源保護法施行規則の一部改正)

第二条 水産資源保護法施行規則(昭和二十七年農林省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げ

る規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

改正前

(削る。)

<p>(水産動植物の採捕等の禁止)</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表の下欄に掲げる禁止区域においては、これを採捕してはならない。ただし、試験研究その他の特別の事由により農林水産大臣が許可をした場合は、この限りでない。</p>	
水産動植物の名称	禁止区域
ひめうみがめ(その卵を含む。)	北緯六十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域
おさがめ(その卵を含む。)	北緯七十度の線以南、南緯五十度の線以北の海域
しろながすくじら	赤道以北の太平洋の海域、赤道以北の大西洋の海域、赤道以北のインド洋の海域、赤道以南、西経百二十度の線以東、西経六十度の線以西の海域、赤道以南、西経六十度の線以東、経度〇度の線以西の海域、赤道以南、経度〇度の線以東、東経七十度の線以西の海域、赤道以南、東経七十度の線以東、東経百三十度の線以西の海域、赤道以南、東経百三十度の線以東、西経百七十度の線以西の海域及び赤道以南、西経百七十度の線以東、西経百二十度の線以西の海域
ほつきよくくじら	北緯四十五度の線以北、北緯六十五度の線以南、北緯四十五度、東経百五十五度の点、北緯五

---

---

十度、東経百五十五度の点及び北緯六十五度、東経百七十度の点を順次に結ぶ線以西、東経百三十五度の線以东の海域、北緯四十五度、西経百五度の点、北緯六十五度、西経百五度の点、北緯七十五度、西経百二十度の点、北極点、北緯六十五度、東経百三十五度の点、北緯六十五度、東経百七十度の点、北緯五十度、東経百七十度の点、北緯四十度、東経百五十五度の点、北緯四十五度、東経百五十五度の点及び北緯四十五度、西経百五度の点を順次に結ぶ線により囲まれた海域、北緯四十五度の線以北、北緯七十度、西経七十度の点、北緯七十度、西経八十五度の点、北緯六十五度、西経九十度の点、北緯六十五度、西経百五度の点、北緯七十五度、西経百二十度の点、北緯七十五度、西経百二十度の点、北緯六十五度、西経百五度の点、北極点及び北緯四十度、西経四十五度の点を順次に

---

<p>2 法第十三条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる</p> <p>（輸入の申請）</p> <p>第二条 法第十三条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を提出しなければならない。</p>	<p>（輸入防疫対象疾病等）</p> <p>第一条 水産資源保護法（以下「法」という。）第十三条第一項の農林水産省令で定める輸入防疫対象疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性病とする。</p> <p>（表略）</p> <p>2 法第十三条第一項の農林水産省令で定める水産動物は、前項の表の上欄に掲げる水産動物であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>2 法第十三条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲</p> <p>（輸入の申請）</p> <p>第一条の三 法第十三条の二第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を提出しなければならない。</p>	<p>（輸入防疫対象疾病等）</p> <p>第一条の二 水産資源保護法（以下「法」という。）第十三条の二第一項の農林水産省令で定める輸入防疫対象疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性病とする。</p> <p>（表略）</p> <p>2 法第十三条の二第一項の農林水産省令で定める水産動物は、前項の表の上欄に掲げる水産動物であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>2 前項の規定に違反して採捕された水産動植物は、所持し、又は販売してはならない。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="901 1153 981 1545"> <p>すなめり</p> <p>じゅごん</p> </td> <td data-bbox="981 1153 1061 1545"> <p>こくくじら</p> </td> <td data-bbox="1061 1153 1412 1545"> <p>に結ぶ線により囲まれた海域並びに北緯七十度、東経百三十五度の点、北緯四十五度、経度〇度の点及び北緯四十五度、西経四十五度の点を順次に結ぶ線以北、東経百三十五度の線以西、西経四十五度の線以東の海域</p> <p>赤道以北の太平洋の海域</p> <p>北緯四十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域</p> <p>北緯三十度の線以南、南緯三十度の線以北の海域</p> </td> </tr> </table>	<p>すなめり</p> <p>じゅごん</p>	<p>こくくじら</p>	<p>に結ぶ線により囲まれた海域並びに北緯七十度、東経百三十五度の点、北緯四十五度、経度〇度の点及び北緯四十五度、西経四十五度の点を順次に結ぶ線以北、東経百三十五度の線以西、西経四十五度の線以東の海域</p> <p>赤道以北の太平洋の海域</p> <p>北緯四十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域</p> <p>北緯三十度の線以南、南緯三十度の線以北の海域</p>
<p>すなめり</p> <p>じゅごん</p>	<p>こくくじら</p>	<p>に結ぶ線により囲まれた海域並びに北緯七十度、東経百三十五度の点、北緯四十五度、経度〇度の点及び北緯四十五度、西経四十五度の点を順次に結ぶ線以北、東経百三十五度の線以西、西経四十五度の線以東の海域</p> <p>赤道以北の太平洋の海域</p> <p>北緯四十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域</p> <p>北緯三十度の線以南、南緯三十度の線以北の海域</p>					

事項とする。

一〇四 (略)

(輸入許可証の交付)

第三条 法第十三条第四項の規定により交付する輸入許可証の様式は、別記様式第二号による。

(管理すべき期間)

第四条 法第十四条第一項の農林水産省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

(表略)

(管理の方法)

第五条 法第十四条第一項の農林水産省令で定める方法は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

(輸入防疫対象疾病の検査)

第六条 法第十四条第二項の規定により検査を受ける者は、あらかじめ、文書又は口頭により、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一〇六 (略)

(身分証明書の様式)

第七条 法第十六条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第三号による。

(通路設置計画等の作成及びその承認)

第八条 法第二十六条第二項の規定による命令を受けた者は、当該命令を受けた日から六十日以内に、左表の上欄に掲げる命令の区

げる事項とする。

一〇四 (略)

(輸入許可証の交付)

第一条の四 法第十三条の二第四項の規定により交付する輸入許可証の様式は、別記様式第二号による。

(管理すべき期間)

第一条の五 法第十三条の三第一項の農林水産省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

(表略)

(管理の方法)

第一条の六 法第十三条の三第一項の農林水産省令で定める方法は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

(輸入防疫対象疾病の検査)

第一条の七 法第十三条の三第二項の規定により検査を受ける者は、あらかじめ、文書又は口頭により、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一〇六 (略)

(身分証明書の様式)

第一条の八 法第十三条の五第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第三号による。

(通路設置計画等の作成及びその承認)

第二条 法第二十三条第二項の規定による命令を受けた者は、当該命令を受けた日から六十日以内に、左表の上欄に掲げる命令の区

分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を記載した計画書に同表の下欄に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

(表略)

(除害工事命令)

第九条 法第二十七条第四項の利害関係人が、同条第一項に規定する除害工事の命令を申請しようとするときは、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一〜七 (略)

(補償金額決定の通知)

第十条 農林水産大臣は、法第二十七条第三項の補償金額を決定したときは、当該金額及び支払の期限を、当該工作物について権利を有する者に通知するものとする。

2 農林水産大臣は、法第二十七条第四項の補償金額を決定したときは、当該金額及び支払の期限を当該申請者に通知するとともに、当該金額、支払の期限並びに当該申請者の氏名又は名称及び住所を、当該工作物について権利を有する者に通知するものとする。

(届出の義務)

第十一条 法第三十条の農林水産省令で定める水産動植物は、あゆとする。

第十二条 法第三十条前段の規定による届出は、その業を開始しようとする日の三十日前までに、別記様式第四号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 法第三十条前段又は法附則第二項の規定による届出をした者は、当該届出書の記載事項を変更しようとするときは、当該変更を

分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を記載した計画書に同表の下欄に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

(表略)

(除害工事命令)

第三条 法第二十四条第四項の利害関係人が、同条第一項に規定する除害工事の命令を申請しようとするときは、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一〜七 (略)

(補償金額決定の通知)

第四条 農林水産大臣は、法第二十四条第三項の補償金額を決定したときは、当該金額及び支払の期限を、当該工作物について権利を有する者に通知するものとする。

2 農林水産大臣は、法第二十四条第四項の補償金額を決定したときは、当該金額及び支払の期限を当該申請者に通知するとともに、当該金額、支払の期限並びに当該申請者の氏名又は名称及び住所を、当該工作物について権利を有する者に通知するものとする。

(届出の義務)

第五条 法第二十七条の農林水産省令で定める水産動植物は、あゆとする。

第六条 法第二十七条前段の規定による届出は、その業を開始しようとする日の三十日前までに、別記様式第四号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条前段又は法附則第二項の規定による届出をした者は、当該届出書の記載事項を変更しようとするときは、当該変更を

しようとする事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならぬ。

第十三条 法第三十条後段の規定による届出は、その業を廃止した日から十日以内に、その旨を記載した書面を農林水産大臣に提出してしなければならない。

(生産及び配付の指示)

第十四条 法第三十一条の規定による指示は、水産動植物の生産についてする場合は当該水産動植物の種苗の種類及び生産数量又は生産方法を、水産動植物の種苗の配付についてする場合には、当該水産動植物の種苗の種類及び配付価格、配付方法、配付先別数量、又は時期別配付数量を記載した書面を交付してするものとする。

(報告の徴収)

第十五条 (略)

(削る。)

(削る。)

をしようとする事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならぬ。

第七条 法第二十七条後段の規定による届出は、その業を廃止した日から十日以内に、その旨を記載した書面を農林水産大臣に提出してしなければならない。

(生産及び配付の指示)

第八条 法第二十八条の規定による指示は、水産動植物の生産についてする場合は当該水産動植物の種苗の種類及び生産数量又は生産方法を、水産動植物の種苗の配付についてする場合には、当該水産動植物の種苗の種類及び配付価格、配付方法、配付先別数量、又は時期別配付数量を記載した書面を交付してするものとする。

(報告の徴収)

第九条 (略)

(罰則)

第十条 第一条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

別記様式第一号中「第一条の三関係」を「第二条関係」に改め、別記様式第二号中「第一条の四関係」を「第三条関係」に、「第13条の2」を「第13条」に改め、別記様式第三号中「第一条の八関係」を「第七条関係」に、「第13条の5第1項」を「第16条第1項」に、「第40条」を「第46条」に改め、別記様式第四号中「第11条関係」を「第十二条関係」に改める。

(内水面漁業の振興に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	<p>(許可の申請)</p> <p>第二条 指定養殖業について法第二十六条第一項の許可(第十一条及び第十七条を除き、以下「許可」という。)を受けようとする者は、養殖場ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 申請に係る指定養殖業の種類</p> <p>三 使用する養殖場の名称、その所在地及びその面積</p> <p>四 養殖することを希望する水産動植物の種類及びその量(削る。)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 個人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 住民票の写し</p> <p>ロ 財産に関する調書</p> <p>二 法人にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 定款</p> <p>ロ 登記事項証明(目的、名称、事務所(二以上ある場合にあっては、主たる事務所)及び当該法人を代表すべき者の氏名</p>
改 正 前	<p>(許可の申請)</p> <p>第二条 指定養殖業について法第二十六条第一項の許可(第八条及び第十四条を除き、以下「許可」という。)を受けようとする者は、養殖場ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 養殖場の登記事項証明書</p> <p>二 申請に係る養殖場を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面</p> <p>三 申請者が法人である場合には定款、登記事項証明書(目的、名称、事務所(二以上ある場合には、主たる事務所)及び当該法人を代表すべき者の氏名に係る事項を証明した登記事項証明書とする。)並びに最近の貸借対照表及び財産目録、法人以外の者である場合には最近の財産状態を明らかにする書類</p> <p>四 二人以上が共同して申請する場合には、当該養殖業に関する各共同者の権利義務の関係を記載した書面</p> <p>五 申請が法第三十条において準用する漁業法第五十九条(第四号を除く。)の規定によつてする許可に係るものである場合には、これらの規定のいずれかに該当することを証する書類(新設)</p>

に係る事項を証明した登記事項証明書に限る。）

八 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

三 登記事項証明書その他の養殖場の所在地を証明することができる書類

四 申請に係る養殖場を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

五 二人以上が共同して申請する場合には、当該養殖業に関する各共同者の権利義務の関係を記載した書面

六 法第三十条において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第四十一条第一項第二号から第四号までに掲げる者のいづれにも該当しないことを誓約する書面

3 | (略)

(許可証)

第三条 農林水産大臣は、許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付するものとする。

一 指定養殖業の種類

二 許可の年月日及び許可の番号

三 氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

四 養殖場の名称、その所在地及びその面積

五 養殖場において養殖することができる水産動植物の種類及び量

六 許可の有効期間

七 許可の条件

(指定養殖業の制限措置)

2 | (略)

(許可証の様式)

第三条 法第二十六条第六項の規定により交付する許可証の様式は、別記様式第二号による。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第五條 法第三十條において準用する漁業法第四十二條第一項の農

林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 許可をすべき指定養殖業に係る水産動植物の総量
- 二 養殖場の総面積
- 三 養殖場の数

(申請すべき期間に関する特別の事情)

第六條 法第三十條において準用する漁業法第四十二條第二項の農  
林水産省令で定める緊急を要する特別の事情は、国際交渉との関  
係上水産動植物の総量が定められることとなつた指定養殖業につ  
いて、三月以上の申請期間を定めて同条第一項の規定による公示  
をするとすれば指定養殖業の養殖の時機を失し、当該指定養殖業  
を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情とする。

(養殖場が滅失した場合の許可の申請)

第七條 許可の申請の後に、当該申請に係る養殖場が滅失した場合  
には、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならな  
い。

2 前項の場合において、当該申請をした者が当該滅失した養殖場  
に代えて他の養殖場について法第三十條において準用する漁業法  
第四十五條第三号の規定による許可の申請をしたときは、当該申  
請は、当該他の養殖場についての申請とみなす。

3 前項の場合において、当該申請は、法第三十條において準用す  
る漁業法第四十二條第五項の規定の適用については、従前の許可  
に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請とみなす。

4 従前の許可に係る養殖場が許可を申請すべき期間の満了日の前  
六月以内に滅失した場合において、当該従前の許可を受けていた  
者が当該滅失した養殖場に代えて他の養殖場について法第三十條  
において準用する漁業法第四十五條第三号の規定による許可の申

(新設)

(公示に基づく許可の申請期間に関する特別の事情)

第五條 法第三十條において準用する漁業法第五十八條第二項た  
し書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情は、指定養  
殖業について許可をすべき水産動植物の総量が国際交渉との関連  
において定められる必要がある場合において、当該国際交渉との  
関係上当該水産動植物の総量が定められることとなつた後三月以  
上の申請期間を定めて同項の規定による公示をするとすれば指定  
養殖業の養殖の時機を失し、指定養殖業を営む者の経営に著しい  
支障を及ぼすと認められる事情とする。

(新設)

請をし、かつ、当該他の養殖場について許可の申請をしたときも、前項と同様とする。

(許可の申請後申請者が死亡し、又は解散し、若しくは分割をした場合)

第八条 許可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割(当該申請に係る養殖場を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人又は当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人若しくは当該分割によって当該養殖場を承継した法人は、当該許可の申請をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(許可をすべき者の決定)

第九条 法第三十条において準用する漁業法第四十二条第五項又は第六項の規定により許可をする者を定めるときは、当該指定養殖業を営む者の数、当該指定養殖業に係る養殖場の数及び当該指定養殖業の実態その他の事情を勘案して、許可の基準を定め、これに従って許可する者を定めるものとする。

(許可の有効期間)

第十条 法第三十条において準用する漁業法第四十六条第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。

(削る。)

(新設)

(新設)

(新設)

(許可の特例)

第六条 法第三十条において読み替えて準用する漁業法第五十九条の農林水産省令で定める場合は、許可養殖業者が、その許可を受けた養殖場と併せて他の養殖場において当該許可に係る養殖業を営む場合において、当該他の養殖場について許可を申請したとき

(削る。)

(変更の許可の申請)

第十一条 法第三十条において読み替えて準用する漁業法第四十七条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 申請に係る指定養殖業の種類
  - 三 許可の年月日及び許可の番号
  - 四 変更の内容
  - 五 変更の理由
- 2 農林水産大臣は、前項の申請書のほか、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(相続又は法人の合併若しくは分割の届出)

第十二条 法第三十条において準用する漁業法第四十八条第一項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、同条第二項の規定によりその旨を農林水産大臣に届け出るときは、その事実を証する書面を添えなければならない。

とする。

(変更の許可を要する事項)

第七条 法第三十条において準用する漁業法第六十一条の農林水産省令で定める事項は、養殖場において養殖することができる水産動植物の量の増加とする。ただし、当該申請をする許可養殖業者が同一の都道府県の区域内に所在する他の養殖場において許可を受けている場合であつて、当該都道府県において養殖することができる水産動植物の量の合計に変更がないときは、この限りでない。

(変更の許可の申請)

第八条 法第二十六条第一項の許可を受けた養殖場について法第三十条において準用する漁業法第六十一条の変更の許可（以下「変更の許可」という。）を受けようとする者は、理由を付して農林水産大臣に申請しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をすることができるかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(新設)

(許可証の書換交付の申請)

第十三条 許可養殖業者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき(第十五条第二号から第五号までに掲げる場合を除く。)は、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第十四条 (略)

(許可証の書換交付及び再交付)

第十五条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第十三条の規定による書換交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

二 法第三十条において準用する漁業法第四十四条第二項の規定により許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

三 法第三十条において準用する漁業法第四十七条の許可をしたとき。

四 法第三十条において準用する漁業法第四十八条第二項の規定による届出があつたとき。

(削る。)

五 法第三十条において準用する漁業法第五十四条第二項又は同法第五十五条第一項の規定により許可を変更したとき。

(削る。)

(許可証の書換交付の申請)

第九条 許可養殖業者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき(第十一条第二号から第六号までに掲げる場合を除く。)は、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第十条 (略)

(許可証の書換交付及び再交付)

第十一条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第九条の規定による書換交付(第七条ただし書の場合を除く。)又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。  
(新設)

二 法第三十条において準用する漁業法第六十一条の許可をしたとき。

三 法第三十条において準用する漁業法第六十二条第二項の規定による届出があつたとき。

四 法第三十条において準用する漁業法第六十三条において準用する同法第三十四条第一項の規定により許可に制限若しくは条件を付け、又は同項の規定により付けた制限若しくは条件を変更し、若しくは取り消したとき。

五 法第三十条において準用する漁業法第六十三条において準用する同法第三十九条第一項又は第二項の規定により許可を変更したとき。

六 内水面漁業の振興に関する法律施行令(平成二十六年政令第 三百二十四号)第二条第四項の規定による届出があつたとき。

(許可証の返納)  
第十六条 (略)

(削る。)

(許可手数料)

第十七条 法第三十条において準用する漁業法第七十五条第二項の手数料は、申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙を貼つて納めなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、当該申請により得られた納付情報により、現金をもって納めるものとする。

2) 手数料の額は、次のとおりとする。

- 一 法第二十六条第一項の規定による指定養殖業の許可の申請  
四千四百五十円
- 二 法第三十条において準用する漁業法第四十七条の規定による変更の許可の申請 二千二百円
- 三 第十三条の許可証の書換交付の申請及び第十四条の許可証の再交付の申請 八百五十円

(届出養殖業の届出)

第十八条 届出養殖業につき法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、養殖場ごとに、同項に規定する事項を記載

(許可証の返納)  
第十二条 (略)

(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の準用)

第十三条 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第五条の二、第五条の三及び第十条の規定は、許可について準用する。この場合において、同令第五条の二第一項第三号及び第四号並びに第十条中「指定漁業」とあるのは「指定養殖業」と読み替えるものとする。

(許可手数料)

第十四条 (新設)

法第三十条において準用する漁業法第三十三条第二項の手数料の額は、次のとおりとする。

- 一 法第二十六条第一項の規定による指定養殖業の許可の申請  
四千四百円
- 二 法第三十条において準用する漁業法第六十一条の規定による変更の許可の申請 二千二百円
- 三 第九条の許可証の書換交付の申請及び第十条の許可証の再交付の申請 八百五十円

(届出養殖業の届出)

第十五条 届出養殖業につき法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、養殖場ごとに、別記様式第三号による届出

した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 (略)

3 法第二十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 養殖場の届出番号

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更があつた年月日

4 法第二十八条第三項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 養殖場の届出番号

三 廃止の理由

四 廃止した年月日

（届出養殖業者の相続人等に関する特例）

第十九条 (略)

2 前項の規定により届出養殖業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその事実を証する書面を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 承継人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 被承継人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

三 養殖場の届出番号

書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 (略)

3 法第二十八条第二項又は第三項の規定による届出をしようとする者は、養殖場ごとに、別記様式第四号又は別記様式第五号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

（届出養殖業者の相続人等に関する特例）

第十六条 (略)

2 前項の規定により届出養殖業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、別記様式第六号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 四 承継に係る養殖場の名称、その所在地及びその面積
- 五 承継の年月日
- 六 承継の原因

(届出番号の決定等)

第二十条 (略)

(実績報告書の提出)

第二十一条 法第二十九条第一項の実績報告書は、当該報告に係る月の翌月の十日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

2 法第二十九条第一項の実績報告書には、次に掲げる事項を記載

しなければならない。

- 一 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 許可の番号
- 三 養殖の用に供した種苗の種類別の量
- 四 養殖の実績
- 五 その他必要な事項

(身分を示す証明書)

第二十二條 法第三十一条第二項に規定する証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(提出書類の經由機関)

第二十三条 (略)

2 前項の規定により、第二条第一項、第十一条第一項、第十三条若しくは第十四条の規定による申請書、第七条第一項、第八条第二項、第十八条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第十九条第二項の届出書又は第二十一条の実績報告書が都道府県知事に受

- (新設)
- (新設)
- (新設)

(届出番号の決定等)

第十七条 (略)

(うなぎ養殖業に係る実績報告書の提出)

第十八条 うなぎ養殖業に係る許可を受けた者は、法第二十九条第一項の規定に基づき、毎月、別記様式第七号による実績報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

(新設)

(身分を示す証明書)

第十九条 法第三十一条第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第八号のとおりとする。

(提出書類の經由機関)

第二十条 (略)

2 前項の規定により、第二条第一項、第八条第一項、第九条若しくは第十条の規定による申請書、第十五条第一項若しくは第三項若しくは第十六条第二項の届出書又は第十八条の実績報告書が都道府県知事に受理されたときは、その受理されたときに農林水産

理されたときは、その受理されたときに農林水産大臣にこれらの書類の提出があつたものとみなす。

大臣にこれらの書類の提出があつたものとみなす。

(添付書類の省略)

第二十二條 法又はこれに基づく命令の規定により同時に二以上の

(新設)

申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、農林水産大臣は、特に必要がないと認めるときは、法又はこれに基づく命令の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

(協議会設置に係る申出)

(協議会設置に係る申出)

第二十三條 法第三十五條第一項の規定により申出をしようとする共同漁業権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を都道府県知事に提出しなければならない。

第二十一條 法第三十五條第一項の規定により申出をしようとする共同漁業権者は、別記様式第九号による申出書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 共同漁業権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(新設)

二 共同漁業権の免許番号

(新設)

三 共同漁業権に係る漁業の種類及び名称

(新設)

四 協議会の構成員に加えるべき者

(新設)

五 協議内容

(新設)

別記様式第一号から第七号までを削り、別記様式第八号中「別記様式第九号」を「別記様式(第二十一條関係)」に改め、「五号」を削り、同様式を別記様式とし、別記様式第九号を削る。

(漁業手数料規則の一部改正)

第四条 漁業手数料規則(昭和二十五年農林省令第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	<p>(手数料の額)</p> <p>第一条 漁業法（以下「法」という。）第百七十五条第二項の手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 漁獲割当割合に係るもの</p> <p>法第十七条第一項の規定による漁獲割当割合の設定の申請</p> <p>法第二十一条第一項の規定による漁獲割当割合の移転の認可の申請</p> <p>法第二十二条第一項の規定による年次漁獲割当量の移転の認可の申請</p> <p>二 大臣許可漁業に係るもの</p> <p>法第三十六条第一項の規定による大臣許可漁業の許可の申請</p> <p>法第四十七条の規定による変更の許可の申請</p> <p>漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「省令」という。）第十一条の規定による起業の認可の変更の許可の申請</p> <p>船舶等一隻につき 三千三百円</p> <p>総トン数二十トン未満の船舶一隻につき 二千二百円</p> <p>総トン数二十トン以上百トン未満の船舶一隻につき 三千三百円</p> <p>総トン数百トン以上の船舶一隻につき 四千四百五十円</p> <p>総トン数二十トン未満 千二百五十円</p>
改正前	<p>(手数料の額)</p> <p>第一条 漁業法（以下「法」という。）第百三十三条第二項の手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(新設)</p> <p>一 指定漁業に係るもの</p> <p>法第五十二条第一項の規定による指定漁業の許可の申請</p> <p>法第六十一条の規定による変更の許可の申請 (新設)</p> <p>船舶等一隻につき 三千三百円</p> <p>総トン数二十トン未満の船舶一隻につき 二千二百円</p> <p>総トン数二十トン以上百トン未満の船舶一隻につき 三千三百円</p> <p>総トン数百トン以上の船舶一隻につき 四千四百五十円</p> <p>総トン数二十トン未満 千五十円</p>

法第三十八條の規定による起業の認可の申請

満の船舶一隻につき  
総トン数二十トン以上  
二百トン未満の船舶  
一隻につき  
総トン数百トン以上  
三千三百円  
の船舶一隻につき

省令第十七條第一項の許可証の書換え交付の申請

一件につき  
八百五十円

省令第十八條の許可証の再交付の申請

省令第二十七條第四号（省令第二十八條において準用する場合及び省令第五十九條において適用する場合を含む。）の規定による漁獲物又はその製品の転載の許可の申請

総トン数二十トン未満の船舶一隻につき  
総トン数二十トン以上  
二百トン未満の船舶  
一隻につき  
総トン数百トン以上  
四千四百五十円  
の船舶一隻につき

省令第四十五條第一項の規定による鯨体処理場の使用又はその変更の許可の申請（削る。）

総トン数二十トン未満の船舶一隻につき  
総トン数二十トン以上  
三千三百円  
の船舶一隻につき

法第五十四條第一項から第三項までの規定による起業の認可の申請

満の船舶一隻につき  
総トン数二十トン以上  
二百トン未満の船舶  
一隻につき  
総トン数百トン以上  
二千八百円  
の船舶一隻につき

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「省令」という。）第十一條第一項の許可証の書換え交付の申請

一件につき  
七百二十円

省令第二十九條第四号（省令第三十條において準用する場合及び省令第五十九條（省令第六十二條において準用する場合を含む。）において適用する場合を含む。）の規定による漁獲物又はその製品の転載の許可の申請（新設）

総トン数二十トン未満の船舶一隻につき  
総トン数二十トン以上  
二百トン未満の船舶  
一隻につき  
総トン数百トン以上  
三千七百五十円  
の船舶一隻につき

法第五十八條の二第三項第二号の規定による

(削る。)

省令第四十七条の規定  
による漁獲物又はその  
製品の輸送の許可の申  
請

(削る。)

(削る。)

(削る。)

船舶一隻につき

円| 四千四百五十

三| あざらし等の猟獲等に係るもの

農林水産大臣の認定の  
申請

省令第二十六条の規定  
による母船の製造設備  
(母船式捕鯨業にあつ  
ては、鯨体処理設備を  
含む。)又は冷蔵設備  
の改造又は撤去の許可  
の申請

省令第二十七条の規定  
による漁獲物又はその  
製品の輸送の許可の申  
請

省令第三十七条第一項  
の規定による鯨体処理  
場の使用又はその変更  
の許可の申請

省令第四十四条第一項  
の規定による鯨体処理  
場の使用又はその変更  
の許可の申請

省令第五十七条第三項  
の規定による大西洋く  
ろまぐる又はみなみま  
ぐるの年間の漁獲量の  
限度の割当ての申請

省令第五十七条第四項  
の規定による船舶別の  
年間の漁獲量の限度の  
変更の申請

船舶一隻につき

円| 三千七百五十

総トン数二十トン未  
満の船舶一隻につき  
総トン数二十トン以  
上の船舶一隻につき

総トン数百トン未満  
の船舶一隻につき  
総トン数百トン以上  
の船舶一隻につき

二| あざらし等の猟獲等に係るもの

省令第九十条の規定によるあざらし及びおつとせいの猟獲に係る許可の申請 (削る。)	総トン数二十トン未満の船舶一隻につき 三千三百円
(削る。)	総トン数二十トン以上 四百五十 の船舶一隻につき 円
四  鯨体処理場に係るもの 省令第九十条第一項の規定による鯨体処理場の設置の許可の申請	一件につき 三千三百円
省令第九十条第一項の規定による鯨体処理場の設備の変更の許可の申請	一件につき 八百五十円
五  法第八十三条の規定により農林水産大臣が免許を行う漁業権に係るもの 法第六十九条第一項の規定による漁業権の免許の申請	一件につき 四千四百五十円
法第七十二条第六項の規定による漁業権の共有の認可の申請	
法第七十六条第一項の規定による漁業権の分割又は変更の免許の申請	

省令第七十九条の規定によるあざらし及びおつとせいの猟獲に係る許可の申請	総トン数二十トン未満の船舶一隻につき 二千八百円
省令第八十条の規定による鯨の捕獲に係る許可の申請	総トン数二十トン以上 三百七十五 の船舶一隻につき 円
三  鯨体処理場に係るもの 省令第八十三条第一項の規定による鯨体処理場の設置の許可の申請	一件につき 二千八百円
省令第八十三条第一項の規定による鯨体処理場の設備の変更の許可の申請	一件につき 七百二十円
四  法第三十六条の規定により農林水産大臣が免許を行う漁業権に係るもの 法第十条の規定による漁業権の免許の申請	一件につき 三千七百五十円
法第十四条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による漁業権の共有の認可の申請	
法第二十二条第一項の規定による漁業権の分割又は変更の免許の申請	

<p>請 法第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による休業中の漁業の許可の申請 法第七十八条第二項の規定による抵当権の設定の認可の申請 法第七十九条第一項ただし書の規定による漁業権の移転の認可の申請</p>	<p>一件につき</p>	<p>二千二百円</p>
<p>2 漁獲物又はその製品の輸送又は転載の許可の申請に係る手数料の額についての前項の規定の適用については、当該手数料の額を定める単位として同項に規定する船舶は、法第三十六条第一項の許可を受けた船舶をいうものとする。 (削る。)</p>	<p>一件につき</p>	<p>八百五十円</p>

(納付の方法)  
第二条 手数料は、申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙を貼って納めなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し

<p>請 法第三十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による休業中の漁業の許可の申請 法第二十四条第二項の規定による抵当権の設定の認可の申請 法第二十六条第一項ただし書の規定による漁業権の移転の認可の申請</p>	<p>一件につき</p>	<p>千八百五十円</p>
<p>2 漁獲物又はその製品の輸送又は転載の許可の申請に係る手数料の額についての前項の規定の適用については、当該手数料の額を定める単位として同項に規定する船舶は、法第五十二条第一項の許可を受けた船舶をいうものとする。 3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合における第一項の規定の適用については、同項中「千八百五十円」とあるのは「千八百円」と、「二千八百円」とあるのは「二千六百五十円」と、「三千七百五十円」とあるのは「三千六百円」と、「千五百円」とあるのは「千円」と、「七百二十円」とあるのは「六百五十円」とする。</p>	<p>一件につき</p>	<p>七百二十円</p>

(納付の方法)  
第二条 手数料は、収入印紙を申請書にちよう付して納めなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合は、当該申請により得られた納付情報により、現金をもつて納める

て申請をする場合は、当該申請により得られた納付情報により、現金をもつて納めるものとする。

ものとする。

(漁船法施行規則の一部改正)

第五条 漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の  
ように改める。

改正後	<p>2 (略)</p> <p>第三条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十八条の規定により漁船の建造前に起業の認可を受けようとする者が、当該起業の認可申請書二通に法第四条第一項又は第二項の規定により漁船の建造許可を申請する旨を書き添えたときは、同条第三項の規定による申請書の提出があつたものとみなす。</p>
改正前	<p>2 (略)</p> <p>第三条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十四条の規定により漁船の建造前に起業の認可を受けようとする者が、当該起業の認可申請書二通に法第四条第一項又は第二項の規定により漁船の建造許可を申請する旨を書き添えたときは、同条第三項の規定による申請書の提出があつたものとみなす。</p>

(漁船検査規則の一部改正)

第六条 漁船検査規則(昭和二十五年農林省令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

		<p>(性能)</p> <p>第六条 船体の性能は、速力試験、後進及び前進試験、操舵試験、旋回力試験、連続航走試験、最低速試験、クラッチかん脱試験及び重心査定試験並びに振動状況、船首揺動及び副漁具（漁具を操作する機械装置をいう。）の作動状況により判定するものとし、その基準は、次のとおりとする。ただし、各試験は、当該漁船の状態を試験状態（試験に必要な人員、器具、消耗物資及びトリム調整用の重量物を積載する以外は空荷の状態）として行うものとする。</p> <p>一 速力試験は、試験状態における平均喫水の七倍以上の水深がある静穏な水面で第五十条第一号に掲げる負荷試験におけるものと同様の各負荷で推進機関を運転し、速力標柱間をそれぞれ一往復して行うものとし、全負荷運転の場合における速力の船の長さの平方根に対する比の標準が次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄の算式により算出した数値以上であること。ただし、やむを得ない事由があるため平均喫水の七倍以上の水深がある場所又は速力標柱を使用できないときは、その他の場所で行い又は手用測定具を使用してもよい。</p>	
区分	漁船の種類	船の長さ（メートル）	算式
	(略)	(略)	(略)
	捕鯨船（母船式捕鯨業の用に供するものを除く。以下同）	一五未満 一五以上 五五未満	$\frac{P}{(51-15)^3 \sqrt{90+18.5(L-15)}} \{1.80-0.01(L-15)\}$

改正前

		<p>(性能)</p> <p>第六条 船体の性能は、速力試験、後進及び前進試験、操舵試験、旋回力試験、連続航走試験、最低速試験、クラッチかん脱試験及び重心査定試験並びに振動状況、船首揺動及び副漁具（漁具を操作する機械装置をいう。）の作動状況により判定するものとし、その基準は、次のとおりとする。ただし、各試験は、当該漁船の状態を試験状態（試験に必要な人員、器具、消耗物資及びトリム調整用の重量物を積載する以外は空荷の状態）として行うものとする。</p> <p>一 速力試験は、試験状態における平均喫水の七倍以上の水深がある静穏な水面で第五十条第一号に掲げる負荷試験におけるものと同様の各負荷で推進機関を運転し、速力標柱間をそれぞれ一往復して行うものとし、全負荷運転の場合における速力の船の長さの平方根に対する比の標準が次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄の算式により算出した数値以上であること。ただし、やむを得ない事由があるため平均喫水の七倍以上の水深がある場所又は速力標柱を使用できないときは、その他の場所で行い又は手用測定具を使用してもよい。</p>	
区分	漁船の種類	船の長さ（メートル）	算式
	(略)	(略)	(略)
	小型捕鯨船、突棒漁船	一五未満 一五以上	$\frac{P}{(51-15)^3 \sqrt{90+18.5(L-15)}} \{1.80-0.01(L-15)\}$

漁船	五五以上	$2.15^3 \sqrt{\frac{P}{2500+100(L-50)}}$
(削る。)	(削る。)	(削る。)
(略)	(略)	(略)

二・三 (略)

四 旋回力試験は、規定回転数で前進中に行うものとし、舵角を三十五度にとつて回頭する場合における旋回に要する時間及び旋回圏の直径が次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げるもの以内であること。ただし、大きな舵力が発生する舵を装備している場合は、規定回転数によらず、設計上の回転数及び舵角で旋回力試験を行つても差し支えない。

区分	漁船の種類	船の長さ (メートル)	針路から 一五度回 頭に要す る時間	針路から 三六〇度 回頭に要 する時間	旋回圏の 直径(船 の長さの 倍数)
(略)	捕鯨船、突棒漁船	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る。)	一八以上 三〇未満 三〇以上 五〇未満 五〇以上	八 八	一〇	一四〇	三・五 四・〇 四・五
(略)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

大型捕鯨船	(新設)	(新設)
五五未満 五五以上	$2.15^3 \sqrt{\frac{P}{2500+100(L-50)}}$	$\frac{\{12.25-0.01(L-40)\}^3 \sqrt{\frac{P}{1500+100(L-40)}}}{2.15^3 \sqrt{\frac{P}{2500+100(L-50)}}$
(略)	(略)	(略)

二・三 (略)

四 旋回力試験は、規定回転数で前進中に行うものとし、舵角を三十五度にとつて回頭する場合における旋回に要する時間及び旋回圏の直径が次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げるもの以内であること。ただし、大きな舵力が発生する舵を装備している場合は、規定回転数によらず、設計上の回転数及び舵角で旋回力試験を行つても差し支えない。

区分	漁船の種類	船の長さ (メートル)	針路から 一五度回 頭に要す る時間	針路から 三六〇度 回頭に要 する時間	旋回圏の 直径(船 の長さの 倍数)
(略)	小型捕鯨船、突棒漁船	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	一八以上 (新設)	八	(新設)	八〇	三・五 (新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	大型捕鯨船	五〇未満 五〇以上	八 一〇	一二〇 一四〇	四・〇 四・五
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

四の二七七 (略)

四の二七七 (略)

(森林法施行規則の一部改正)

第七条 森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の  
ように改める。

改正後	<p>(法令により立木の伐採につき制限がある森林)</p> <p>第十条 法第十条の八第一項第七号の農林水産省令で定める森林は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百六十一条の規定により除去を制限された立木に係る森林</p> <p>四 〓十四 (略)</p>
改正前	<p>(法令により立木の伐採につき制限がある森林)</p> <p>第十条 法第十条の八第一項第七号の農林水産省令で定める森林は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条の規定により除去を制限された立木に係る森林</p> <p>四 〓十四 (略)</p>

(瀬戸内海漁業取締規則の一部改正)

第八条 瀬戸内海漁業取締規則(昭和二十六年農林省令第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この省令は、瀬戸内海（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十五条の表瀬戸内海の項下欄に掲げる海域をいう。）における漁業の取締りに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(藻場等におけるひき網漁業の禁止)</p> <p>第二条 何人も、農林水産大臣の指定する海域においては、農林水産大臣の指定するひき網漁業を営んではならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(空釣り漁業の禁止)</p> <p>第三条 何人も、空釣りこぎにより営む漁業（以下「空釣りこぎ漁業」という。）を営んではならない。ただし、別表の上欄に掲げる期間及び同表の下欄に掲げる海域内における推進機関を備える漁船（以下「動力漁船」という。）を使用しない空釣りこぎ漁業及びその推進機関の馬力数が四十八キロワットを超えない動力漁船を使用する一そうびき空釣りこぎ漁業は、この限りでない。</p> <p>(沖縄式追込網漁業の禁止)</p> <p>第四条 何人も、沖縄式追込網漁業（沖縄式追込網により営む漁業をいう。）を営んではならない。</p> <p>(削る。)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この省令は、瀬戸内海（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条の表瀬戸内海の項下欄に掲げる海域をいう。）における漁業の取締りに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(藻場等におけるひき網漁業の禁止)</p> <p>第二条 農林水産大臣の指定する海域においては、農林水産大臣の指定するひき網漁業は、営んではならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(空釣り漁業の禁止)</p> <p>第三条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づき、空釣りこぎにより営む漁業（以下「空釣りこぎ漁業」という。）は、営んではならないものとする。ただし、別表の上欄に掲げる期間及び同表の下欄に掲げる海域内における推進機関を備える漁船（以下「動力漁船」という。）を使用しない空釣りこぎ漁業及びその推進機関の馬力数が四十八キロワットを超えない動力漁船を使用する一そうびき空釣りこぎ漁業は、この限りでない。</p> <p>(沖縄式追込網漁業の禁止)</p> <p>第四条 漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、沖縄式追込網漁業（沖縄式追込網により営む漁業をいう。）は、営んではならないものとする。</p> <p>第五条及び第六条 削除</p>

(火光利用の制限)

第五条 何人も、農林水産大臣の指定する期間及び海域内でなければ、火光を利用する漁業であつて農林水産大臣の指定するものを営んではならない。

2・3 (略)

(まだいの採捕制限)

第六条 何人も、毎年七月一日から九月三十日までの期間は、全長十二センチメートル以下のまだいを採捕してはならない。

(漁業の地方名称の告示)

第七条 第二条第一項、第三条、第四条並びに第五条第一項及び第二項に規定する漁業の地方名称は、府県知事において告示するものとする。

(削る。)

(停船命令)

第八条 漁業監督官は、漁業法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を

(火光利用の制限)

第七条 火光を利用する漁業で農林水産大臣の指定するものは、農林水産大臣の指定する期間及び海域内でなければ、営んではならない。

2・3 (略)

(まだいの採捕制限)

第八条 全長十二センチメートル以下のまだいは、毎年七月一日から九月三十日までの期間は、採捕してはならない。

(漁業の地方名称の告示)

第九条 第二条第一項、第三条、第四条並びに第七条第一項及び第二項に規定する漁業の地方名称は、府県知事において告示するものとする。

(検査のための泊命令)

第九条の二 農林水産大臣は、漁業法第三百三十四条第一項の規定により船舶に臨んで検査を行なわせるときは、当該船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対し、てい泊港及びてい泊期間を指定して当該船舶のてい泊を命ずることができる。

2 前項の規定によるてい泊期間は、十日間をこえないものとする。

(停船命令)

第九条の三 漁業監督官は、漁業法第七十四条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表

告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

- 一 別記様式による信号旗しを掲げること。
- 二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりしる信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。
- 三 投光器によりしる信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 (略)

(罰則)

第九条 第二条第一項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

第十条 第二条第一項、第三条、第四条、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定に違反して採捕した漁獲物又はその製品であることを知って販売し、又は所持した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第九條第一項又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

別表（第三条関係）

(略)

二 毎年二 次のイ、ロ、ハ、ニの四点を順次に結んだ三線

示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

- 一 別記様式による信号旗しを掲げる。
- 二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりしる信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。
- 三 投光器によりしる信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

3 (略)

(罰則)

第十条 第二条第一項、第七条第一項若しくは第二項又は第八条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

第十一条 第二条第一項、第三条第一項、第四条、第七条第一項若しくは第二項又は第八条の規定に違反して採捕した漁獲物又はその製品であることを知って販売し、又は所持した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第十条第一項又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

別表（第三条関係）

(略)

二 毎年二 次のイ、ロ、ハ、ニの四点を順次に結んだ三線

月一日か  
ら七月十  
日まで及  
び八月二  
十日から  
九月三十  
日まで

、ニとホの二点を結んだ線以北の半分県東国東郡姫島村姫島（以下「姫島」という。）の周辺最大高潮時海岸線から八千メートルの距離の線及びホ、へ、トの三点を順次に結んだ二線と陸岸とによつて囲まれた海域（イとロの二点を結んだ線、イの点からトの点に至る最大高潮時海岸線から千五百メートルの距離の線、へとトの二点を結んだ線及び陸岸とによつて囲まれた海域並びに姫島の周辺最大高潮時海岸線から千五百メートルの距離の線と陸岸とによつて囲まれた海域を除く。）

イ・ロ（略）

ハ 北緯三十三度四十八分二十一秒東経百三十一度二十九分三十三秒の点（周防灘航路第三号灯浮標）

ニ 姫島の周辺最大高潮時海岸線から八千メートルの距離の線と、ハの点と北緯三十三度四十七分十八秒東経百三十一度三十五分二十七秒の点とを結んだ線との交点

ホ（略）

ヘ ホの点と北緯三十三度三十七分四十八秒東経百三十一度四十七分三十八秒の点（伊予灘西航路第三号灯浮標）とを結んだ線と、姫島三ツ石鼻突端と北緯三十三度四十二分三十三秒東経百三十一度四十四分三十九秒の点（伊予灘西航路第四号灯浮標）とを結んだ線の延長線との交点

ト（略）

月一日か  
ら七月十  
日まで及  
び八月二  
十日から  
九月三十  
日まで

、ニとホの二点を結んだ線以北の半分県東国東郡姫島村姫島（以下「姫島」という。）の周辺最大高潮時海岸線から八千メートルの距離の線及びホ、へ、トの三点を順次に結んだ二線と陸岸とによつて囲まれた海域（イとロの二点を結んだ線、イの点からトの点に至る最大高潮時海岸線から千五百メートルの距離の線、へとトの二点を結んだ線及び陸岸とによつて囲まれた海域並びに姫島の周辺最大高潮時海岸線から千五百メートルの距離の線と陸岸とによつて囲まれた海域を除く。）

イ・ロ（略）

ハ 周防灘航路第三号灯浮標

ニ 姫島の周辺最大高潮時海岸線から八千メートルの距離の線と、ハの点と周防灘航路第四号灯浮標とを結んだ線との交点

ホ（略）

ヘ ホの点と伊予灘西航路第三号灯浮標とを結んだ線と、姫島三ツ石鼻突端と伊予灘西航路第四号灯浮標とを結んだ線の延長線との交点

ト（略）

(漁業登録令施行規則の一部改正)

第九条 漁業登録令施行規則(昭和二十六年農林省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の  
ように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(漁業権行使の停止又は解除の登録)</p> <p>第二十六条 法第九十二条第二項又は第九十三条第一項の規定による漁業権の行使の停止又はその解除の登録をする場合には、表示欄に当該停止又はその解除に係る事項、原因、年月日及び停止又は解除があつた旨並びに停止期間があるときはその期間を記載するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(漁業権行使の停止又は解除の登録)</p> <p>第二十六条 法第三十九条第一項又は第二項の規定による漁業権の行使の停止又はその解除の登録をする場合には、表示欄に当該停止又はその解除に係る事項、原因、年月日及び停止又は解除があつた旨並びに停止期間があるときはその期間を記載するものとする。</p>

（漁業操業に関する日本国政府とソヴェイエト社会主義共和国連邦政府との間の協定第一条1の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の操業の調整に関する省令の一部改正）

第十条 漁業操業に関する日本国政府とソヴェイエト社会主義共和国連邦政府との間の協定第一条1の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の操業の調整に関する省令（昭和五十年農林省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の  
ように改める。

改正後	<p>(停船等)  第十六条 (略)</p> <p>2 操業責任者が、ソ連の漁船による操業により漁船又は漁具に損傷を受けた場合において、ソ連の漁船の操業責任者に対して停船を求めるときは、政府間海事協議機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。</p> <p>3 一 三 (略)</p>
改正前	<p>(停船等)  第十六条 (略)</p> <p>2 操業責任者が、ソ連の漁船による操業により漁船又は漁具に損傷を受けた場合において、ソ連の漁船の操業責任者に対して停船を求めるときは、政府間海事協議機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。</p> <p>3 一 三 (略)</p>

(海面漁業生産統計調査規則の一部改正)

第十一条 海面漁業生産統計調査規則(昭和二十七年農林省令第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のよように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(調査の範囲)</p> <p>第三条 調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十八條第五項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関について行う。</p> <p>（漁獲成績報告書等からの漁業種類別結果表及び電磁的記録の作成及び報告）</p> <p>第九条 農林水産大臣が定める場合には、海面漁業生産統計を作成するため、調査に代えて、次に掲げる報告であつて農林水産大臣が定めるもの（以下「漁獲成績報告書等」という。）を利用することができる。</p> <p>一 漁業法第二十六條第一項の規定により年次漁獲割当量設定者が農林水産大臣又は都道府県知事に行う報告</p> <p>二 漁業法第三十條第一項の規定により漁獲割当管理区分以外の管理区分において特定水産資源の採捕（漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分にあつては、当該漁獲努力量に係る漁ろう。）をした者が行う農林水産大臣又は都道府県知事に行う報告</p> <p>三 漁業法第三十六條第一項又は第五十七條第一項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けた者が第五十二條第一項（第五十八條において準用する場合を含む。）の規定に</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(調査の範囲)</p> <p>第三条 調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十六條第一項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関について行う。</p> <p>（漁獲成績報告書等からの漁業種類別結果表及び電磁的記録の作成及び報告）</p> <p>第九条 農林水産大臣が定める場合には、海面漁業生産統計を作成するため、調査に代えて、次に掲げる報告であつて農林水産大臣が定めるもの（以下「漁獲成績報告書等」という。）を利用することができる。</p> <p>一 漁業法第五十二條第一項の規定による農林水産大臣の許可、同法第六十五條第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四條第一項の規定による農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可若しくは漁業法第六十六條第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて、又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第十九條第一項の規定により農林水産大臣に届け出て漁業を営む者が農林水産大臣又は都道府県知事に提出する漁獲成績又は事業成績に関する報告</p> <p>(新設)</p>

より農林水産大臣又は都道府県知事に行う報告

四 漁業法第九十条の規定により漁業権者が都道府県知事に行う報告

五 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省

令第五号）第七十七条第一項の規定により農林水産大臣に届け

出て漁業を営む者が農林水産大臣又は都道府県知事に提出する

漁獲成績に関する報告

六 前号に掲げるもののほか、漁業法第百七十六条第一項の規定

により農林水産大臣又は都道府県知事が徴する漁業に関する必

要な報告

2  
5  
（略）

（新設）

（新設）

二 前号に掲げるもののほか、漁業法第百三十四条第一項の規定

により農林水産大臣又は都道府県知事が徴する漁業に関する必

要な報告

2  
5  
（略）

(輸出水産業の振興に関する法律施行規則の一部改正)

第十二条 輸出水産業の振興に関する法律施行規則(昭和二十九年農林省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の  
ように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(登録を受けることを要しない場合)      第三条 法第三条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 鯨油又は国内真珠の製造の用に供する事業場が鯨体処理場(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第九十九条の鯨体処理場をいう。)又は国内真珠の穴明け作業のみを行なう事業場である場合</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(登録を受けることを要しない場合)      第三条 法第三条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 鯨油又は国内真珠の製造の用に供する事業場が鯨体処理場(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第八十三条に規定する鯨体処理場をいう。)又は国内真珠の穴明け作業のみを行なう事業場である場合</p>

(漁業センサス規則の一部改正)

第十三条 漁業センサス規則(昭和三十八年農林省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の  
ように改める。

改正後	<p>(調査の範囲)</p> <p>第五条 海面漁業調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十六條第一項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体及び漁業協同組合（内水面組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八條第二項の内水面組合をいう。以下同じ。）を除く。）並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であつて農林水産大臣が必要と認めるものについて行う。</p> <p>2・3 (略)</p>
改正前	<p>(調査の範囲)</p> <p>第五条 海面漁業調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十六條第一項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体及び漁業協同組合（内水面組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八條第二項の内水面組合をいう。以下同じ。）を除く。）並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であつて農林水産大臣が必要と認めるものについて行う。</p> <p>2・3 (略)</p>

(漁業災害補償法施行規則の一部改正)

第十四条 漁業災害補償法施行規則(昭和三十九年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

<p>(令第六条第一号の大臣許可漁業)</p> <p>第四十三条の二 令第六条第一号の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第二条第八号に掲げる基地式捕鯨業</p> <p>二 漁業の許可及び取締り等に関する省令第二条第九号に掲げる母船式捕鯨業</p> <p>(可分養殖施設等)</p> <p>第七十八条 法第三十六条の農林水産省令で定める養殖施設又は漁具(以下「可分養殖施設等」という。)は、次に掲げる養殖施設及び漁網とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 定置網(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十条第三項の定置漁業以外の定置漁業の用に供するものにあつては、落とし網に限る。)</p> <p>七 (略)</p>	
<p>別表第一(第五十一条関係)</p> <p>漁業の区分</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第二号漁業</p> <p>(一) (略)</p> <p>■ 漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業</p> <p>■ 漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業</p> <p>■ (略)</p>	<p>割合</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>百分の百</p> <p>(略)</p>

改正前

<p>(新設)</p> <p>(可分養殖施設等)</p> <p>第七十八条 法第三十六条の農林水産省令で定める養殖施設又は漁具(以下「可分養殖施設等」という。)は、次に掲げる養殖施設及び漁網とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 定置網(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十条第三項の定置漁業以外の定置漁業の用に供するものにあつては、落とし網に限る。)</p> <p>七 (略)</p>	
<p>別表第一(第五十一条関係)</p> <p>漁業の区分</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第二号漁業</p> <p>(一) (略)</p> <p>■ 漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業</p> <p>■ 漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業</p> <p>■ (略)</p>	<p>割合</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>百分の百</p> <p>(略)</p>

別表第三(第五十二條關係)

漁業の区分	割合
一 (略)	(略)
二 第二号漁業	(略)
(一) (略)	(略)
■ 漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業	百分の七十五
■ 漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業	百分の七十五
■ (略)	(略)

別表第三(第五十二條關係)

漁業の区分	割合
一 (略)	(略)
二 第二号漁業	(略)
(一) (略)	(略)
■ 漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業	百分の七十五
■ 漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業	百分の七十五
■ (略)	(略)

(外国人漁業の規制に関する法律施行規則の一部改正)

第十五条 外国人漁業の規制に関する法律施行規則(昭和四十二年農林省令第五十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の  
ように改める。

改 正 後	<p style="text-align: center;">(停船命令) 第五条 (略)</p> <p>2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。</p> <p>一 信号旗Lを掲げること。</p> <p>二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。</p> <p>三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。</p> <p>3 (略)</p>
改 正 前	<p style="text-align: center;">(停船命令) 第五条 (略)</p> <p>2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。</p> <p>一 信号旗Lを掲げる。</p> <p>二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。</p> <p>三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。</p> <p>3 (略)</p>

(海洋水産資源開発促進法施行規則の一部改正)

第十六条 海洋水産資源開発促進法施行規則(昭和四十六年農林省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の  
ように改める。

改正後	改正前
<p>(同意の手續)        第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項前段の場合において、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十九条第三項において準用する同法第二十一条第三項の規定により電磁的方法(同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の三第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、法第十六条第四項各号に掲げる事項についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合連合会は、当該書面による同意を得たものとみなす。</p> <p>4 前項前段の電磁的方法(水産業協同組合法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の三第五項の農林水産省令で定める方法を除く。)により得られた法第十六条第四項各号に掲げる事項についての同意は、漁業協同組合連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合連合会に到達したものとみなす。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(同意の手續)        第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項前段の場合において、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十九条第三項において準用する同法第二十一条第三項の規定により電磁的方法(同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、法第十六条第四項各号に掲げる事項についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合連合会は、当該書面による同意を得たものとみなす。</p> <p>4 前項前段の電磁的方法(水産業協同組合法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。)により得られた法第十六条第四項各号に掲げる事項についての同意は、漁業協同組合連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合連合会に到達したものとみなす。</p> <p>5・6 (略)</p>

(漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第十七条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則(昭和五十一年農林省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(農林水産大臣が行う改善計画の認定に係る業種)</p> <p>第二条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令(昭和五十一年政令第百三十二号。以下「令」という。) 第二条の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。</p> <p>一 遠洋底びき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号。以下「漁業許可省令」という。) 第二条第三号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)</p> <p>二 かつお・まぐろ漁業(漁業許可省令第二条第十二号に掲げる漁業をいう。以下同じ。) のうち総トン数百二十トン以上の動力漁船によるもの</p> <p>(改善計画の変更の認定の申請)</p> <p>第三条 令第三条第一項の規定による認定の申請は、別記様式第二号による申請書を提出してするものとする。</p> <p>(再建計画の認定の申請)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(再建計画の変更の認定の申請)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>(漁業の整備を行うことが必要である業種)</p> <p>第六条 令第六条の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。</p> <p>一 沖合底びき網漁業(漁業許可省令第二条第一号に掲げる漁業をいう。) のうち、北緯四十三度の線以北、東経百三十九度の線以東の太平洋の海域を操業区域とするもの</p>	<p>(新設)</p> <p>(改善計画の変更の認定の申請)</p> <p>第二条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令(以下「令」という。) 第三条第一項の規定による認定の申請は、別記様式第二号による申請書を提出してするものとする。</p> <p>(再建計画の認定の申請)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(再建計画の変更の認定の申請)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(新設)</p>

- 二| 以西底びき網漁業（漁業許可省令第二条第二号に掲げる漁業をいう。）
- 三| 遠洋底びき網漁業のうち、ニュージーランドの地先沖合において操業するもの
- 四| 大中型まき網漁業（漁業許可省令第七条に掲げる漁業をいう。）のうち、北緯二十一度の線以北、東経百四十度の線以东、東経百七十九度の線以西の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）を操業区域とするもの、北緯二十一度の線以北、東経百三十二度の線以东、東経百三十五度の線以西の太平洋の海域（日本海の海域を除く。）を操業区域とするもの並びに島根県と山口県の最大高潮時海岸線における境界点北西の線以南の日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域を操業区域とするもの
- 五| かつお・まぐろ漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船によるものを除く。）
- 六| 中型さけ・ます流し網漁業（漁業許可省令第十三号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）
- 七| 小型さけ・ます流し網漁業（漁業許可省令第四号の小型さけ・ます流し網漁業をいう。以下同じ。）のうち、日本の海域のみを操業区域とするもの
- 八| 中型いか釣り漁業（総トン数三十トン以上百三十九トン未満の動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいう。）のうち、北緯二十度の線以北、東経百六十九度の線以西の太平洋の海域を操業区域とするもの
- 九| ニュージーランドいか釣り漁業（ニュージーランドの地先沖合において総トン数百三十九トン以上の動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいう。）
- 十| 東シナ海はえ縄漁業（北緯二十八度の線以北、東経百二十五度の線以东、東経百二十七度の線以西の東シナ海の海域において総トン数十トン以上の動力漁船によりはえ縄を使用してあまだい又はふぐをとることを目的とする漁業をいう。）

十一 小型さけ・ます流し網漁業のうち、第七号に掲げるもの以外のも

(排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部改正)

第十八条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則(平成八年農

林水産省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の  
ように改める。

改正後	<p>(停船命令) 第十四条 (略)</p> <p>2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>3 (略)</p>
改正前	<p>(停船命令) 第十四条 (略)</p> <p>2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>3 (略)</p>

(農林水産省組織規則の一部改正)

第十九条 農林水産省組織規則(平成十三年農林水産省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の  
ように改める。

(海外病検査課の所掌事務)

第一百九条の二 海外病検査課は、輸出入動物その他の物に対する検査及び委託を受けて行う動物その他の物に対する検査のうち、ウイルス、細菌及び寄生虫(家畜伝染病及び水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十三条第一項に規定する輸入防疫対象疾病のうち国内に常在しないものの病原体であるものに限る。)に関する精密検査並びにその技術の改善に関する調査及び研究に関する事務をつかさどる。

(漁業調整事務所の所掌事務)

第五百四十八条 (略)

2 前項に規定する事務のほか、次の各号に掲げる漁業調整事務所は、当該各号に掲げる事務を分掌する。

一 五 (略)

六 九州漁業調整事務所 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八十三条の規定による漁業の免許に関する事務、以西底びき網漁業の許可に関する事務、沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関する事務、日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務(九州漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。)並びに玄海及び有明海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに玄海及び有明海の水産に関する調査に関する事務

(沿岸課の所掌事務)

第五百七十八条 沿岸課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 漁業法第八十三条の規定による漁業の免許に関すること。  
三 五 (略)

(海外病検査課の所掌事務)

第一百九条の二 海外病検査課は、輸出入動物その他の物に対する検査及び委託を受けて行う動物その他の物に対する検査のうち、ウイルス、細菌及び寄生虫(家畜伝染病及び水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十三条の二第一項に規定する輸入防疫対象疾病のうち国内に常在しないものの病原体であるものに限る。)に関する精密検査並びにその技術の改善に関する調査及び研究に関する事務をつかさどる。

(漁業調整事務所の所掌事務)

第五百四十八条 (略)

2 前項に規定する事務のほか、次の各号に掲げる漁業調整事務所は、当該各号に掲げる事務を分掌する。

一 五 (略)

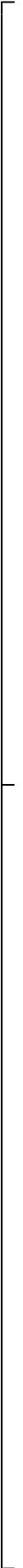
六 九州漁業調整事務所 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三十六条の規定による漁業の免許に関する事務、以西底びき網漁業の許可に関する事務、沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関する事務、日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務(九州漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。)並びに玄海及び有明海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに玄海及び有明海の水産に関する調査に関する事務

(沿岸課の所掌事務)

第五百七十八条 沿岸課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 漁業法第三十六条の規定による漁業の免許に関すること。  
三 五 (略)



(農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部改正)

第二十条 農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令(平成十四年農林水産省令第八十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の  
ように改める。

改正後	改正前
<p>次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式による。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号) 第二百三十三条第一項から第五項までの規定、第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十四の規定、水産業協同組合法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の八十一の規定及び水産業協同組合法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の二十一の規定</p> <p>四 十八 (略)</p>	<p>次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式による。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号) 第二百三十三条第一項から第五項までの規定、第百二十一条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十四の規定、水産業協同組合法第百二十一条の八十一の規定及び水産業協同組合法第百二十一条の五十二条の八十一の規定</p> <p>四 九 第一項において準用する保険業法第三百八条の二十一の規定</p> <p>四 十八 (略)</p>

(農業協同組合法施行規則の一部改正)

第二十一条 農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の  
ように改める。

改正後

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)  
第二十二條の十八 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第二号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条に規定する特定預金等

ニ 特定共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく共済金、保険金、返

改正前

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)  
第二十二條の十八 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第二号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条に規定する特定預金等

ニ 特定共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく共済金、保険金、返戻

<p>三 (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>一の三 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p>	<p>戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>三 (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>一の三 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p>
<p>三 (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>一の三 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p>	<p>戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>三 (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>一の三 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p>
<p>三 (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>一の三 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p>	<p>戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>三 (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>一の三 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p>

（森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第二十二條 森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成二十年農林水産省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の  
ように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(第二種事業の判定の基準)</p> <p>第十六条 第二種林道事業に係る法第四条第三項(同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第二種林道事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該第二種林道事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等(以下「法令等」という。)</p> <p>( )により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第二種林道事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ・チ (略)</p> <p>リ 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十八条第一項又は第四項の規定により指定された保護水面の区域又(略)</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(第二種事業の判定の基準)</p> <p>第十六条 第二種林道事業に係る法第四条第三項(同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該第二種林道事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該第二種林道事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等(以下「法令等」という。)</p> <p>( )により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第二種林道事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ・チ (略)</p> <p>リ 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十五条第一項又は第四項の規定により指定された保護水面の区域又(略)</p>

（東日本大震災に対処するための水産業協同組合の貸借対照表及び会計帳簿に計上する繰延資産の特例に関する省令の一部改正）

第二十三条 東日本大震災に対処するための水産業協同組合の貸借対照表及び会計帳簿に計上する繰延資産の特例に関する省令（平成二十三年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の  
ように改める。

改正後

(貸借対照表に計上する繰延資産の特例)  
 第一条 東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた事業用資産に係る損失が多額であつてその全額を平成二十三年三月十一日が属する事業年度(以下「特定事業年度」という。)において負担することが困難な水産業協同組合(以下「特定水産業協同組合」という。)が同法第四十条第一項及び第二項(これらの規定を同法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。)の規定により作成すべき貸借対照表については、水産業協同組合法施行規則(平成二十年農林水産省令第十号。以下「規則」という。)第百十条第三項第五号に掲げる資産のほか、その損失の全部又は一部について行政庁(規則第一条第十三号に規定する行政庁をいう。)の承認を受けたもの(次条において「特定震災損失」という。)を、同項第五号に定める繰延資産に属させることができる。

改正前

(貸借対照表に計上する繰延資産の特例)  
 第一条 東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた事業用資産に係る損失が多額であつてその全額を平成二十三年三月十一日が属する事業年度(以下「特定事業年度」という。)において負担することが困難な水産業協同組合(以下「特定水産業協同組合」という。)が同法第四十条第一項及び第二項(これらの規定を同法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。)の規定により作成すべき貸借対照表については、水産業協同組合法施行規則(平成二十年農林水産省令第十号。以下「規則」という。)第百十条第三項第五号に掲げる資産のほか、その損失の全部又は一部について行政庁(規則第一条第十三号に規定する行政庁をいう。)の承認を受けたもの(次条において「特定震災損失」という。)を、同項第五号に定める繰延資産に属させることができる。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年 月 日）から施行する。

### (経過措置)

- 2 この省令の施行前に第二条の規定による改正前の水産資源保護法施行規則別記様式第二号により交付された輸入許可証、及び同令別記様式第三号により交付された立入検査をする職員の身分証明証は、同条の規定による改正後の同令別記様式により交付されたものとみなす。
- 3 この省令の施行前に第三条の規定による改正前の内水面漁業の振興に関する法律施行規則別記様式第八号により交付された証明書は、同条の規定による改正後の同令別記様式により交付された証明書とみなす。
- 4 改正法附則第二十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の規定の適用については、第一条（第七号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則

第一条から第五条まで、第十条から第十九条まで及び別記様式第一号から別記様式第三号まで並びに第一条（第九号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令第一項から第四項までの規定は、なおその効力を有する。

5 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。